

業務概要

平成 26 年度

平成 26 年 6 月

大分県生活環境部食品安全・衛生課

〔注〕表の見方

- 1 「大分市」あるいは「大分市保健所」として別掲された数値のあるもの以外は、大分市保健所の実績を含まない統計表となっている。
- 2 表中に用いた各保健所等の略称とその正式な名称は、以下のとおりである。

略 称	名 称
東 部	東部保健所
国 東	東部保健所 国東保健部
中 部	中部保健所
由 布	中部保健所 由布保健部
南 部	南部保健所
豊 肥	豊肥保健所
西 部	西部保健所
北 部	北部保健所
高 田	北部保健所 豊後高田保健部
衛環研	衛生環境研究センター
管理所	動物管理所

目 次

第1編 組織及び予算

1 組織及び職員配置	5
2 事務分掌表	6
3 新・大分県長期総合計画に基づく施策展開	10

第2編 主要事業の概要

【生活衛生班の業務】

I 生活衛生関係営業の衛生管理と振興	14
--------------------	----

1 生活衛生関係営業の衛生管理	14
2 生活衛生関係営業の自主活動の支援	14

[資料]

I-1 生活衛生関係営業施設数	15
2 生活衛生関係営業（六法）監視状況	16
3 理容師・美容師・クリーニング師試験実施状況	17
4 公衆浴場入浴料金	17
5 公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの事業概要等	18
6 大分県生活衛生同業組合等一覧表	18

II 生活衛生環境の整備	19
--------------	----

1 建築物の衛生的な環境の確保	19
2 墓地埋葬等の適正な運営管理の推進	19

[資料]

II-1 建築物衛生管理事業登録数	20
2 特定建築物数	20

III 狂犬病予防対策及び動物の愛護と管理の推進	21
--------------------------	----

1 狂犬病予防対策の推進	21
2 動物の愛護及び管理の推進	21

[資料]

III-1 「大分県動物愛護管理推進計画」（第2次）	
～人と動物が 愛情豊かに 安心して暮らせる 大分県をめざして～	22
2 犬の譲渡実績	23
3 猫の譲渡実績	23
4 動物愛護なかよし教室開催結果	24
5 動物愛護ふれあい教室開催結果	25
6 命の授業開催結果	26

7 犬のしつけ教室等	2 6
8 大分県動物愛護推進員等の活動	2 6
9 動物慰靈祭	2 7
10 動物愛護フェスティバル	2 7
11 犬に関する資料	2 8
12 犬の登録・狂犬病予防注射頭数の年度別推移	2 9
13 動物による咬傷事故等の実態調査	3 0
14 猫に関する資料	3 1
15 犬・猫の苦情・相談件数	3 1
16 犬の捕獲・引取・処分頭数と苦情相談件数の年度別推移	3 2
17 猫の引取頭数と苦情相談件数の年度別推移	3 2
18 犬・猫の殺処分頭数	3 2
19 特定動物の飼養・保管状況（飼養形態別）	3 3
20 特定動物の飼養保管許可施設と飼養数（保健所別）	3 4
21 動物取扱業の登録状況	3 5
22 化製場及び魚介類等製造貯蔵施設・死亡獣畜取扱場・畜舎及び家きん舎の施設数	3 6

【食の安全・安心推進班の業務】

IV 食品安全・安心対策及び食育の推進	3 7
1 食の安全・安心推進策事業	3 8
2 食の安心確保対策事業	3 9
3 食品表示の適正化	3 9
4 食の安全安心確保体制の運営	3 9
5 大分の食育推進事業	4 0
6 海外輸出食品対策	4 0

[資料]

IV-1 食の安全・安心意見交換会の開催状況	4 1
2 食の安全こども教室	4 2
3 食の安全こども教室実施状況	4 3
4 大分県食の安全確保推進本部関係会議の開催状況	4 4
5 大分県食品安全推進県民会議の開催状況	4 5
6 大分県食の安全確保推進本部食育専門部会の開催状況	4 6
7 大分県食育推進会議の開催状況	4 6
8 「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣事業の実施状況	4 7

9 食育の普及・啓発	4 8
10 食品表示モニター事業の概要	5 1
11 食品表示等に関する情報の事務処理フロー	5 2
12 「食品表示110番」等受付状況	5 3
13 食品表示合同立入調査結果	5 4
14 偽装表示対策チームの構成と担当法令等	5 5
15 ふぐ処理者新規講習会受講済者	5 6
16 ふぐ処理者更新講習会受講済者	5 6
17 ふぐ処理施設届出済数	5 6
[食中毒関係]	
18 食中毒事件一覧表	5 7
19 過去10年間における食中毒発生状況（年次別食中毒発生状況）	5 8
20 過去10年間の月別食中毒発生状況（発生件数）	5 9
21 過去10年間の月別食中毒発生状況（患者数）	6 0
22 過去10年間の保健所管内別食中毒発生状況（発生件数）	6 1
23 過去10年間の原因施設別食中毒発生状況（発生件数）	6 2
24 過去10年間の病因食品別食中毒発生状況（発生件数）	6 3
25 過去10年間の原因物質別食中毒発生状況（発生件数）	6 4
26 過去10年間の月別病因物質別食中毒発生状況（発生件数）	6 5
27 過去10年間の細菌性・ウイルス性食中毒の病因物質と原因食品との関係 （発生件数）	6 6
28 大分県下のふぐによる食中毒事件（昭和45年～平成25年）	6 7
V 食品衛生対策の推進	
1 平成26年度食品衛生監視員等配置状況	6 8
2 平成26年度大分県食品衛生監視指導計画の概要	6 9
〔資料〕	
V-1 許可を要する食品関係営業施設数	7 3
2 許可を要しない食品関係営業施設数	7 4
3 営業施設に対する監視状況（年度別）	7 5
4 許可を要しない施設に対する監視状況（年度別）	7 6
5 食品等事業者施設への監視指導件数	7 7
6 違反食品等について（保健所別）	8 0
7 食品関係の苦情等について（保健所別）	8 1

8 食品衛生監視機動班業務実績（許可を要する施設に対する監視・指導施設数）	8 2
9 食品衛生監視機動班業務実績（許可を要する施設に対する立入検査結果表）	- 8 3
10 食品衛生監視機動班業務実績（許可を要しない施設に対する監視、指導施設数及び立入検査結果表）	- - - - - 8 4
11 食品衛生監視機動班業務実績（監視で発見した食品等の違反結果表）	- - - - 8 5
12 食品衛生監視機動班業務実績（収去検査で発見した食品等の違反結果表）	- - - 8 6
13 H A C C P 承認施設	- - - - - 8 7
14 食品衛生管理者	- - - - - 8 8
15 食品乳等収去検査状況（検査施設別）	- - - - - 8 9
16 食品乳等収去検査状況（項目別）	- - - - - 9 0
17 食品乳等収去検査状況（年度別）	- - - - - 9 1
18 食品衛生講習会等の実施	- - - - - 9 2
 VI 食肉、食鳥肉の衛生対策の推進	- - - - - 9 3
1 と畜場及び食肉衛生対策	- - - - - 9 3
2 食鳥肉衛生対策	- - - - - 9 3
[資料]	
 VII-1 と畜場の設置状況・と畜検査体制	- - - - - 9 4
2 と畜検査頭数（年度別）	- - - - - 9 5
3 と畜検査頭数の推移	- - - - - 9 6
4 年度別病畜検査頭数	- - - - - 9 7
5 獣畜のとさつ禁止又は廃棄した物の原因	- - - - - 9 7
6 B S E（牛海綿状脳症）の疑いのない安心・安全な食肉の供給体制	- - - - 9 9
7 大規模食鳥処理場食鳥検査羽数	- - - - - 1 0 0
8 食鳥検査結果	- - - - - 1 0 1
9 認定小規模食鳥処理場	- - - - - 1 0 2

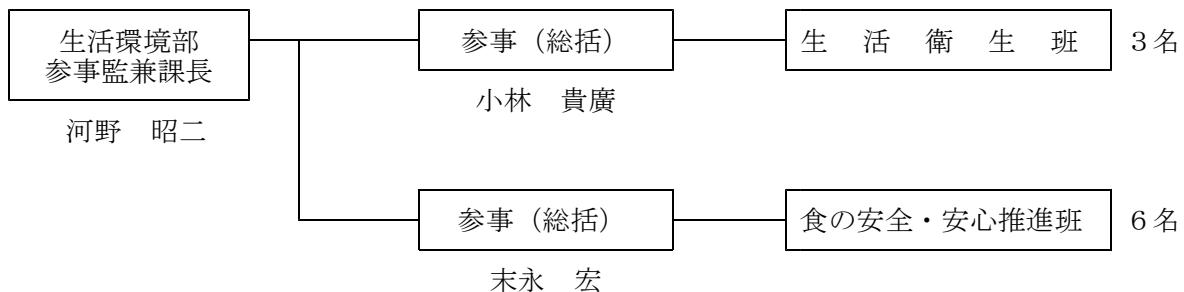
第1編 組織及び予算

1 組織及び職員配置

(平成26年4月1日現在)

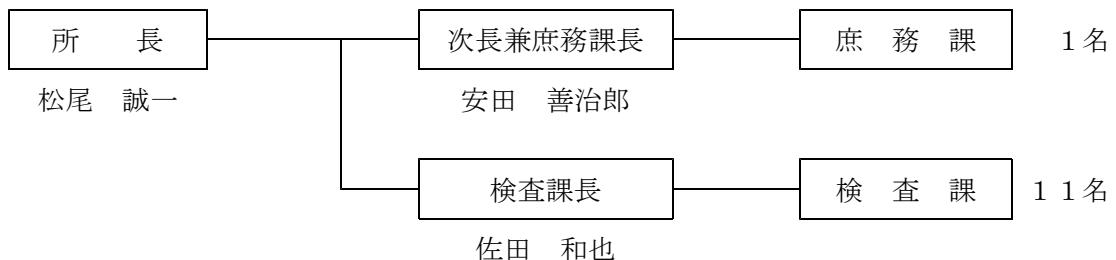
(1) 組織

① 本庁 (12名)



② 地方機関

食肉衛生検査所 (15名)



(2) 職員配置

		職 員					計	事務補佐	非常勤嘱託	臨時職員			
		事務	技 術										
			獣医師	薬剤師	化学	栄養士	農業						
本 庁	参事監兼課長		1					1					
	参事(総括)		2					2					
	生活衛生班	1	2					3		1			
	食の安心・安全推進班		2	2		1	1	6					
	計	1	7	2		1	1	12		1			
地 方 機 関	所長		1					1					
	次長	1						1					
	庶務課	1						1		1			
	検査課		12					12		4			
	計	2	13					15		4			

2 事務分掌表

平成 26 年 4 月 1 日

参事監兼課長 河野 昭二

参事（総括） 小林 貴廣

生活衛生班

分 掌 事 務	主 任	副 任
1 公印の管守に関すること 2 叙勲・褒章及び知事表彰等に関すること 3 情報公開に関すること 4 職場研修の推進に関すること 5 生活衛生班の事務の総括・調整に関すること 6 生活衛生班の人材育成に関すること 7 大分県獣医師会及び生活衛生関係団体の指導育成に関すること 8 広報に関すること 9 関係各課等との連絡・調整に関すること 10 他の班に属さないこと 11 生活衛生班の業務に関して課長の第一順位の代決を行うこと	参 事(総括) 小林 貴廣	主査 板井 淳子
1 県議会に関すること 2 予算の編成、執行管理及び決算に関すること 3 国庫支出金に関すること 4 (公財) 大分県生活衛生営業指導センターの指導監督に関すること 5 課の定期監査に関すること 6 包括外部監査に関すること 7 課の県有財産及び物品の管理に関すること 8 文書の管理に関すること	主査 板井 淳子	参 事(総括) 小林 貴廣
1 狂犬病予防法の施行に関すること 2 動物管理所に関すること 3 保健所犬一時抑留所に関すること 4 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること 5 動物愛護管理推進計画に関すること	課長補佐 檍山 浩士	主幹 大平 英明

6 動物愛護推進員に関すること 7 動物取扱責任者の研修に関すること 8 人と動物の共通感染症に関すること 9 化製場等に関すること	課長補佐 樺山 浩士	主幹 大平 英明
1 営業六法（理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法）の施行に関すること 2 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること 3 墓地、埋葬等に関する法律の施行に関すること 4 クリーニング師の試験事務・免許に関すること 5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること 6 プール維持管理等指導要綱の施行に関すること 7 公益法人の指導監督に関すること〔(公財) 大分県生活衛生営業指導センターの指導等に関するこ除く。〕 8 生活衛生関係の統計に関すること	主幹 大平 英明	課長補佐 樺山 浩士
1 動物管理所の維持管理に関すること 2 犬ねこの譲渡に関すること 3 動物に関する苦情相談に関すること	非常勤職員 堤 賢三	課長補佐 樺山 浩士
1 紙文書の配布及び編綴に関すること 2 各業務における一般的事務補助に関すること 3 執務環境の整備に関すること	(臨時職員) 河野 博子 (生活環境企画課在籍)	

平成26年4月1日
参事監兼課長 河野 昭二
参事（総括） 末永 宏

食の安全・安心推進班

分掌事務	主任	副任
1 危機管理及び風評被害に関すること 2 予算の執行管理に関すること 3 食品、と畜・食鳥関係の表彰に関すること 4 大分県食品衛生協会等食品衛生関係団体の指導育成に関すること 5 食品検査施設の業務管理基準（G L P）に関すること 6 食の安全・安心推進班の事務の総括・調整に関すること 7 食の安全・安心推進班の人材育成に関すること 8 食の安全・安心推進班の業務に関して課長の第一順位の代決を行うこと	参事(総括) 末永 宏	主幹 大隈 滋
1 食の安全・安心推進条例の施行に関すること 2 食品安全行動計画の進行管理に関すること 3 大分県食の安全確保推進本部及び幹事会の運営に関すること 4 食中毒予防及び発生時の対応に関すること 5 と畜場法の施行に関すること 6 食鳥検査法の施行に関すること 7 野生獣肉の衛生確保に関すること 8 食品、と畜関係の長期研修に関すること 9 イベント衛生管理に関すること	主幹 大隈 滋	参事(総括) 末永 宏 主査 大塚 政秀
1 食品表示の啓発及び研修に関する事にに関する事 2 食品表示検査の実施に関する事 3 食品表示110番に関する事 4 食品偽装表示対策チームの運営に関する事 5 食品適正表示推進者登録者制度に関する事 6 食品表示関係機関との連絡調整に関する事 7 食育推進会議の運営に関する事 8 風評被害防止に関する事 9 おおいたWA-SHOKU運動に関する事 10 九州山口地域食の安全安心連携会議に関する事	主幹 本多 友子 主幹 大西 健二	主幹 本多 友子 主査 大塚 政秀
1 食育推進計画の進行管理に関する事 2 食育の普及啓発に関する事 3 食の安全確保推進本部食育専門部会の運営に関する事 4 地域食育推進連絡協議会に関する事 5 市町村食育推進計画の推進に関する事 6 食育人材バンクの運営に関する事 7 食育関係機関との連絡調整に関する事 8 食育モデル事業の推進に関する事	主幹 本多 友子	主幹 大西 健二 主任 白石 伸一

1 食品安全推進県民会議の運営に関すること 2 食の安全確保緊急対策事業に関すること 3 H A C C P、輸出水産食品（対米・対E U等）に関すること 4 食品衛生監視員、と畜・食鳥検査員の研修に関すること 5 水産食品の衛生確保に関すること 6 森永ヒ素ミルク、カネミ油症食中毒に関すること 7 文書取扱に関すること	主査 大塚 政秀	主幹 大隈 滋 主任 白石 伸一
1 食品衛生法の施行に関すること 2 食品衛生監視指導計画の進行管理に関すること 3 食品衛生関係事務取り扱いに関すること 4 食品衛生監視機動班業務に関すること 5 収去検査計画及び結果に関すること 6 違反食品に関すること 7 フグの衛生確保に関すること	主任 白石 伸一	主査 大塚 政秀 技師 秋本紗友理
1 製菓衛生師法の施行に関すること 2 自主回収の報告に関すること 3 食の安全こども教室の実施に関すること 4 食中毒注意報の発令に関すること 5 食品衛生関係等の統計に関すること 6 食の安全・安心ホームページの管理・運営に関すること 7 監視員証の発行に関すること	技師 秋本紗友理	主査 大塚 政秀 主任 白石 伸一

3 新・大分県長期総合計画に基づく施策展開

【食品安全・衛生課】

施策名	食の安全・安心の確保		
	政策名	安全・安心な暮らしの確立	政策・施策コード
			I-6-(3)、(4)

【施策の概要】

- ①食の安全の確保； 生産から消費に至る全ての行程における食の安全確保対策を推進する。
- ②食の安心の確保； 消費者と生産者の相互理解、食に関する正しい知識の普及を促進する。
- ③食育の推進； 食育を推進し、「うまい、楽しい、元気な大分」の実現を図る。

【施策を取り巻く社会経済情勢】

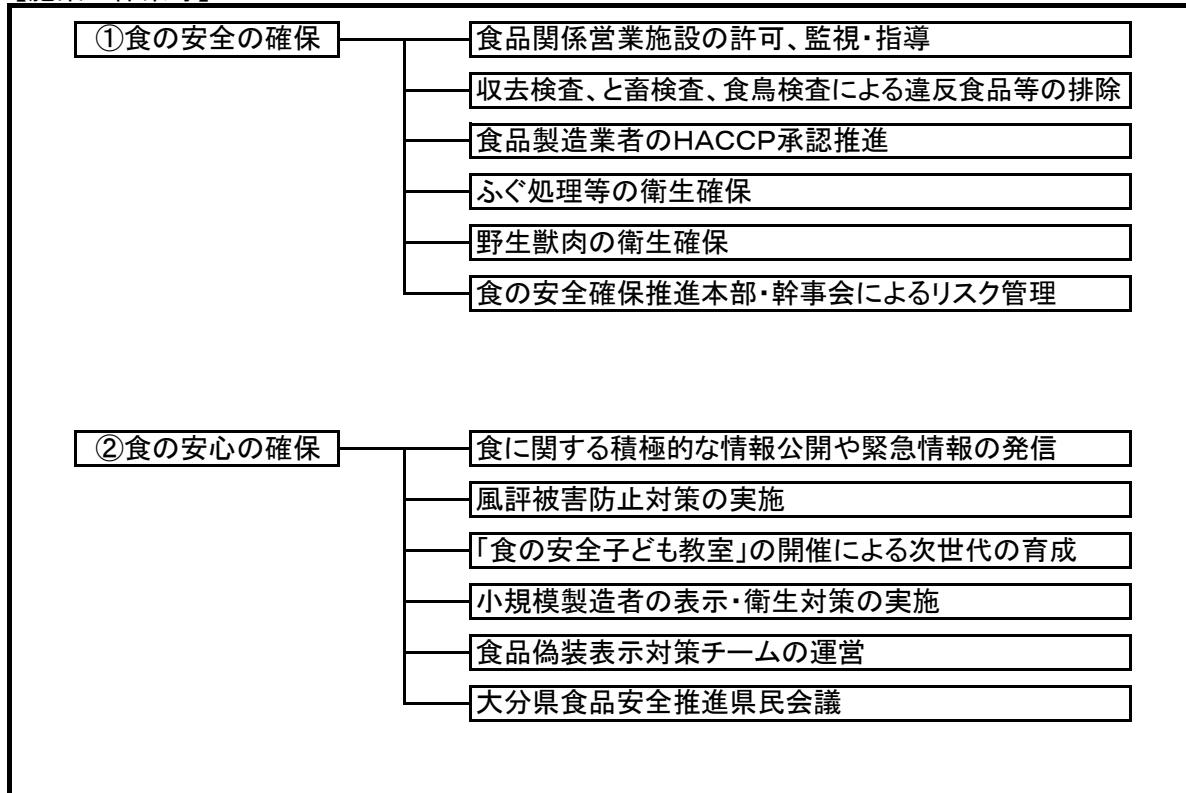
- ①外部環境
 - i 安全な食品を求める県民の要請は一段と強まっている。
 - ii 食生活の乱れに起因する様々な問題点(生活習慣病の増加、若年層の情緒不安定等)が指摘されている。
- ②内部環境
 - i 大分県食の安全・安心推進条例施行(17年4月)
 - ii 第三次大分県食品安全行動計画策定(24年3月)
 - iii 第2期大分県食育推進計画策定(23年3月)

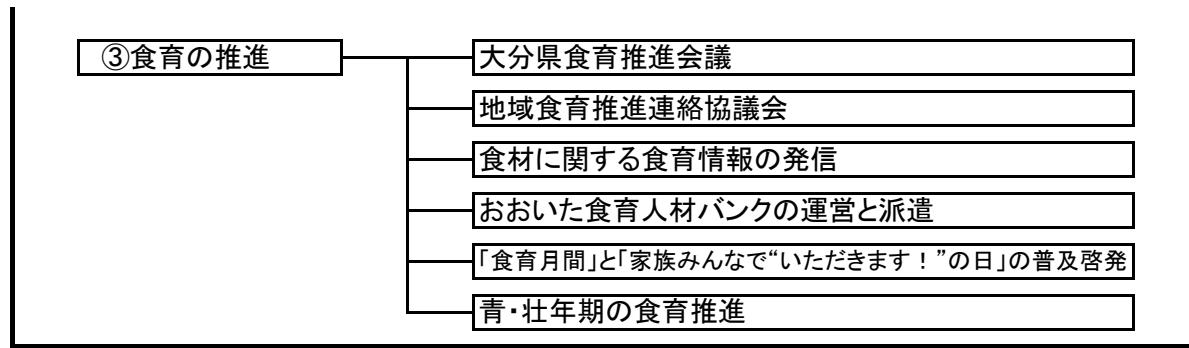
【施策の課題、進むべき方向性】

大分県食の安全・安心推進条例に基づき各種施策を実施する。

- ①食の安全の確保；大分県食品安全行動計画の推進
- ②食の安心の確保；(同上)
- ③食育の推進；大分県食育推進計画の推進

【施策の体系等】





【施策を構成する事業】

事業名	事業内容	事業費	新 継	重
1 大分の食育推進事業	食育専門部会と食育推進会議の運営 地域食育推進連絡協議会の運営 食材に関する食育情報の発信 おおいた食育人材バンクの運営 「家族みんなで“いただきます！”の日」普及定着	3,366	一部 新	
2 食の安全・安心推進事業	食の安全確保推進本部、食品安全推進県民会議の運営 食品安全モニター活動の実施 風評被害防止対策の実施 食の安全こども教室の開催 中～大規模事業者向け食品表示研修の実施 小規模製造者表示・衛生対策の実施 放射能汚染対策	8,676	一部 新	
4 食中毒防止対策事業	工程管理の徹底による大規模食中毒の根絶 食中毒防止普及啓発の徹底化	2,734	新	
5 青・壮年期食育推進事業	社員食堂でのメニュー提供 食育イベント・啓発 大学生等への食育事業	1,612	継	
6 BSE検査事業	県内でと畜される月齢48ヶ月超及び感染疑い牛のBSE検査	4,678	継	
7 食品衛生監視指導推進事業	食品関係営業施設の許可、監視・指導、食品衛生自主管理体制推進、製菓衛生師試験実施等	35,817	継	
8 食品検査事業	食品収去検査、食中毒原因物質検査、食品検査施設における精度管理等 残留農薬等のポジティブリスト制度対応検査	20,282	継	
10 食肉衛生検査所運営費	と畜検査及び食肉衛生検査所の運営	33,859	継	
	合計	111,024		

【 食品安全・衛生課 】

施策名	県民生活の安定と向上		
政策名	安全・安心な暮らしの確立	政策・施策コード	I-6-(4)、I-9-(2)

【施策の概要】

- ①生活衛生営業対策
経営の健全化・営業者の組織化を促進することにより、生活衛生関係営業の衛生水準の向上を図る。
- ②狂犬病予防・動物愛護対策
安全で心豊かな社会の実現を図るために、人と動物の共生を推進する。

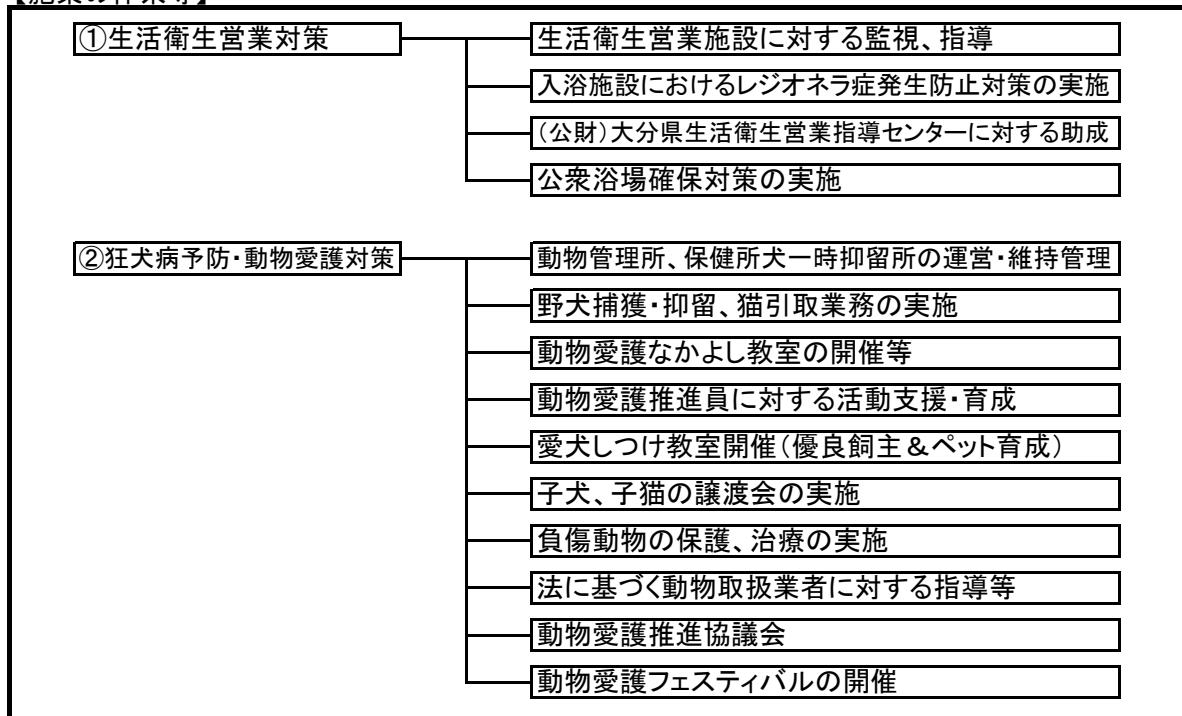
【施策を取り巻く社会経済情勢】

- ①外部環境
 - i 生活衛生関係営業は中小零細企業が多く、衛生水準確保のための人的・資金的余力不足
 - ii ペット動物飼養者等のマナー不足による近隣住民とのトラブルや苦情の発生
 - iii 動物虐待等の生命を軽視した青少年犯罪の発生、低年齢化
 - iv 動物由来感染症発生の危惧
- ②内部環境
 - i 生活衛生関係営業者の価値観の多様化による「組合離れ」の進行
 - ii 動物の愛護及び管理に関する法律改正(25年9月)による動物愛護管理体制の見直しの必要

【施策の課題、進むべき方向性】

- ①生活衛生営業対策
衛生水準の維持・向上には経営の安定が必要であることから、国とともに(財)大分県生活衛生営業指導センターが行う経営相談事業等に対して助成する。併せて営業施設に対する監視指導を行うとともに、自主管理組織としての同業組合の指導・育成に努める。
- ②狂犬病予防・動物愛護対策
狂犬病予防法に定める事務を行うとともに、幼年時からの動物愛護・生命尊重思想の普及、飼育者に対する適正な動物管理の指導に努めることにより、人と動物が共生できる社会を構築する。

【施策の体系等】



【施策を構成する事業】

(単位:千円)

事業名		事業内容	事業費	新 継	重
1	監視指導費	生活衛生営業施設の許可、監視・指導、入浴施設のレジオネラ症発生防止対策等	1,496	継	
2	営業対策事業費	(公財)大分県生活衛生営業指導センターに対する助成、公衆浴場確保対策等	17,321	継	
3	狂犬病予防事業費	動物管理所の運営、野犬捕獲・抑留	24,053	継	
4	動物愛護推進事業費	大分県獣医師会に対する動物愛護思想普及委託、猫引取業務の実施、動物取扱業者に対する指導	3,535	継	
		動物愛護に関する普及啓発			
		動物愛護推進協議会			
		動物愛護フェスティバル			
5	動物管理施設整備事業費	動物管理所の施設補修費	1,944	継	
6	動物愛護協働推進事業	動物愛護拠点施設調査検討委員会	10,759	新 新 継 新	特枠
		飼い主のいない猫に対する不妊去勢支援			
		子猫譲渡会の開催、猫対策ボランティアの育成			
		捕獲車の更新			
	合計		59,108		

第2編 主要事業の概要

【生活衛生班の業務】

I 生活衛生関係営業の衛生管理と振興

県民の生活と密接な関わりを持つ生活衛生関係営業の振興と衛生管理の向上を図り、県民生活をより一層豊かで安心できるものとするため、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく営業対策事業、「営業六法」に基づく関係営業施設の監視指導を行っている。

1 生活衛生関係営業の衛生管理

(1) 営業六法に基づく監視・指導

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法に基づき各営業施設の衛生措置に関する立入検査を行っている。特に、本県におけるレジオネラ症防止対策を強化するため、大分県公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例を平成15年に改正し、公衆浴場等入浴施設に対するレジオネラ症防止対策に積極的に取り組んでいる。

2 生活衛生関係営業の自主活動の支援

(1) 生活衛生同業組合等の指導

生活衛生関係営業の健全な発展を通じて、衛生水準の維持・向上を図り、利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、営業者が自主的に組織した各生活衛生同業組合に対する指導を行っている。

また、公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターへの助言・指導を通じ、生活衛生関係営業者への経営の近代化・合理化、経営指導相談及び利用者の苦情処理事業等を強力に推進し、生活衛生関係営業の経営の強化と公衆衛生の向上を図っている。

(2) 生活衛生営業振興助成事業

生活衛生関係営業の振興及び活性化を通じた経営の安定化により、衛生水準の維持向上を図るため、平成18年度からセンターのホームページ（携帯電話用含む）を構築し、行政と営業者間のみならず、消費者に対し、同業組合の魅力等を積極的に情報発信することとしている。

(3) 公衆浴場確保対策

一般公衆浴場の入浴料金は、現在も物価統制令による統制額に指定されており、併せて近年における生活様式の変化に伴う自家風呂の普及による利用者の減少及び燃料費・人件費等の諸物価の高騰による経営不振のため年々廃業が続き、地域住民の保健衛生上問題があることから、営業者の経営の安定を図るため、平成18年度に有識者や消費者及び業界団体等からなる公衆浴場入浴料金委員会を開催し、統制額を改定するとともに、燃料費に対する補助を行うなど公衆浴場の確保に努めている。

[資料]

I-1 生活衛生関係施設業施設数

平成26年3月31日現在

保健所等	業種	旅館業				興行場			公衆浴場			理容所			美容所		クリーニング所		
		ホテル	旅館	簡易宿所	下宿	計	映画	スポーツ	その他	計	一般	その他	計	クリーニング*	取次	無店舗取次	計		
東部	39	301	46	3	389	3	1	16	20	71	105	176	232	446	37	249	3	289	
国東	3	40	57	2	102	0	0	0	0	1	10	11	66	88	7	31	0	38	
中部	9	46	60	0	115	0	0	0	0	0	4	4	115	178	24	70	0	94	
由布	5	245	53	2	305	0	0	0	0	13	45	58	49	54	11	34	1	46	
南部	8	61	55	5	129	0	1	0	1	3	13	16	159	234	21	58	0	79	
豊肥	10	60	57	1	128	0	0	1	1	10	37	47	120	148	11	38	0	49	
西部	8	197	130	3	338	2	0	5	7	25	94	119	130	269	31	125	1	157	
北部	10	64	106	0	180	2	0	6	8	12	26	38	193	337	28	91	0	119	
高田	2	11	56	0	69	0	0	0	0	5	2	7	45	72	4	16	0	20	
小計	94	1,025	620	16	1,755	7	2	28	37	140	336	476	1,109	1,826	174	712	5	891	
大分市	62	52	6	15	135	7	0	6	13	24	36	60	458	906	64	262	3	329	
県計	156	1,077	626	31	1,890	14	2	34	50	164	372	536	1,567	2,732	238	974	8	1,220	

I-2 生活衛生関係営業(六法)監視状況

(平成25年度)

区分		保健所等	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	小計	大分市	県計
旅館	施設数	389	102	115	305	129	128	338	180	69	1,755	135	1,890	
	監視数	108	50	10	82	10	69	10	24	26	389	60	449	
	監視率	27.8%	49.0%	8.7%	26.9%	7.8%	53.9%	3.0%	13.3%	37.7%	22.2%	44.4%	23.8%	
興行場	施設数	20	0	0	0	1	1	7	8	0	37	13	50	
	監視数	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	7	9	
	監視率	5.0%	-	-	-	0%	100%	0%	0%	-	5.4%	53.8%	18.0%	
公衆浴場	施設数	176	11	4	58	16	47	119	38	7	476	60	536	
	監視数	37	11	0	29	2	38	6	8	1	132	35	167	
	監視率	21.0%	100.0%	0.0%	50.0%	12.5%	80.9%	5.0%	21.1%	14.3%	27.7%	58.3%	31.2%	
理容所	施設数	232	66	115	49	159	120	130	193	45	1,109	458	1,567	
	監視数	2	2	1	7	2	1	2	3	1	21	65	86	
	監視率	0.9%	3.0%	0.9%	14.3%	1.3%	0.8%	1.5%	1.6%	2.2%	1.9%	14.2%	5.5%	
美容所	施設数	446	88	178	54	234	148	269	337	72	1,826	906	2,732	
	監視数	13	3	3	5	10	3	8	10	0	55	136	191	
	監視率	2.9%	3.4%	1.7%	9.3%	4.3%	2.0%	3.0%	3.0%	0.0%	3.0%	15.0%	7.0%	
クリーニング	施設数	289	38	94	46	79	49	157	119	20	891	329	1,220	
	監視数	21	13	7	10	8	13	4	14	11	101	32	133	
	監視率	7.3%	34.2%	7.4%	21.7%	10.1%	26.5%	2.5%	11.8%	55.0%	11.3%	9.7%	10.9%	
合計	施設数	1,552	305	506	512	618	493	1,020	875	213	6,094	1,901	7,995	
	監視数	182	79	21	133	32	125	30	59	39	700	335	1,035	
	監視率	11.7%	25.9%	4.2%	26.0%	5.2%	25.4%	2.9%	6.7%	18.3%	11.5%	17.6%	12.9%	

レジオネラ検査報告状況

区分		保健所等	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	小計	大分市	県計
旅館 公衆浴場	施設数	261	27	16	164	23	72	189	52	13	817	85	902	
	報告件数	196	24	16	149	22	61	117	33	13	631	84	715	
	報告率	75.1%	88.9%	100.0%	90.9%	95.7%	84.7%	61.9%	63.5%	100.0%	77.2%	98.8%	79.3%	

I-3 理容師・美容師・クリーニング師試験実施状況

区分		理容師		美容師		クリーニング師	
年 度		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
6	学科	57	42	175	112	24	22
	実技	26	26	132	104		
7	学科	52	40	181	128	7	6
	実技	36	31	101	86		
8	学科	71	42	221	156	13	8
	実技	41	31	133	97		
9	学科	77	44	245	164	15	14
	実技	40	30	173	121		
10	学科	82	45	316	195	12	7
	実技	47	37	175	130		
11	学科	70	53	283	226	10	8
	実技	62	51	282	216		
12	国家試験	109	65	507	308	12	12
13	国家試験	69	29	280	140	11	9
14	国家試験	55	31	352	218	14	13
15	国家試験	55	26	316	212	13	13
16	国家試験	77	40	360	200	13	12
17	国家試験	76	39	419	263	11	9
18	国家試験	61	16	209	114	17	16
19	国家試験	81	33	178	108	9	7
20	国家試験	43	20	201	132	19	18
21	国家試験	28	14	249	167	10	10
22	国家試験	18	9	202	123	14	14
23	国家試験	12	8	199	149	17	16
24	国家試験	22	11	186	133	12	12
25	国家試験	14	5	217	172	18	17

(注) クリーニング師試験は県が実施

I-4 公衆浴場入浴料金 1 入浴料金の統制額

平成25年3月31日現在

大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
380円	150円	70円

2 施行年月日
平成19年1月12日

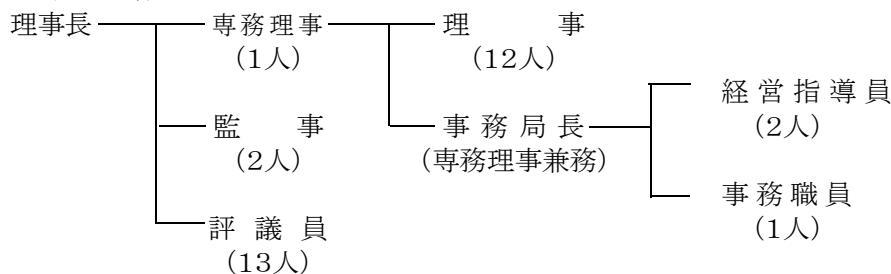
I-5 公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの事業概要等

1 指定 昭和58年3月15日

2 事業概要

- (1)生活衛生関係営業の経営相談・経営指導事業
- (2)消費者・利用者の苦情処理事業
- (3)標準営業約款の登録に関する事業
- (4)講習会・研修会等開催事業
- (5)情報・資料収集及び広報事業
- (6)生活衛生関係営業の振興事業
- (7)生活衛生関係営業の景気動向調査等
- (8)上記各号に付帯する事業

3 組織



(理事長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定するとされている。)
(経営相談員のうち、1名は事務局長が兼務している。)

I-6 大分県生活衛生同業組合等一覧表 平成26年4月1日現在(ただし、組合員数は12月末現在)

組合名	組合事務所所在地	電話番号	組合員数
大分県クリーニング生活衛生同業組合 理事長 柳英明	大分市大手町二丁目5番15号文化堂ビル1階	097-574-9318	51
大分県理容生活衛生同業組合 理事長 戸次榮一	大分市日岡3丁目6-4	097-574-6611	700
大分県興行生活衛生同業組合 理事長 田井肇	大分市府内町3-7-7 セントラルプラザ5F	097-532-3218	7
大分県飲食業生活衛生同業組合 理事長 井上富義	大分市大手町2丁目2-11	097-536-2556	1,452
大分県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長 宮崎泰治	大分市新川町1丁目7-37 河原内	097-532-9745	10
大分県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 上月敬一郎	別府市北浜2-10-19 グランメールビル4F	0977-22-0401	417
大分県美容業生活衛生同業組合 理事長 野田皆子	大分市田室町3-6	097-554-5878	966
大分県鮨商生活衛生同業組合 理事長 岩佐洋志	大分市高城本町7-16	0977-72-2421	28
大分県喫茶飲食業生活衛生同業組合 理事長 田中晶美	大分市乙津港町1丁目3-21 乙津ハウス内	097-528-7706	28
大分県食肉生活衛生同業組合 理事長 清田浩徳	大分市大字鷺野929-3	097-529-6544	54
大分県社交飲食業生活衛生同業組合 理事長 佐藤昭次郎	大分市新春日町1-2-33 ベルデイン新春日201	097-544-6164	34
財団法人大分県生活衛生営業指導センター 理事長 野田皆子	大分市長浜町1丁目12-3 今田ビル3F	097-537-4858	3,747

II 生活衛生環境の整備

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物衛生管理事業の登録と登録業者の事業所・特定建築物の立入検査、ビル管理者に対する指導を行っている。

また、墓地等の経営については、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、その永続性を確保するため、経営許可の権限を持つ町村への助言指導と民法第34条の規定に基づく墓地等の経営を行う財団法人に対する許可、指導監督を行っている。

1 建築物の衛生的な環境の確保

(1) 特定建築物への立入検査、ビル管理者への指導

多数の人が利用又は使用する建築物（※特定建築物）は、建築物の高層化及び郊外型店舗展開に伴い、その数は漸増（昭和48年度末44施設、平成25年度末336施設）している。

この特定建築物における衛生確保のため、建築物管理基準の遵守状況等に関する立入検査とビル管理者に対する指導に努める。

(2) 建築物衛生管理事業の登録と登録業者事業所への立入検査、指導

特定建築物の維持管理を行うには専門的知識や技術が必要であり、法定の水準を備えた者について、知事の登録制度を設けており、登録業者事業所への立入検査、指導に努める。

※ 特定建築物

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校（学校教育法第1条に規定する学校を除く。）、旅館、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場で総延床面積（特定用途部分）が3,000m²以上並びに学校（学校教育法第1条に規定する学校）で総延床面積（特定用途部分）が8,000m²以上の建築物

2 墓地埋葬等の適正な運営管理の推進

墓地等の経営許可に関する事務については、平成7年4月1日に市町村に権限移譲し、「墓地、埋葬等に関する法律」の事務はすべて市町村の権限となった。地方分権一括法の施行に伴い、11年度に各市町村が墓地埋葬に関する条例を制定しており、これらの許可等にあたっては、住民の宗教感情に適合し、かつ公衆衛生、その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう市町村を支援してきた。

平成24年4月1日からは、第二次地方分権一括法の施行に伴い、各市が県と同じ権限を有することになったため、各町村の支援を引き続き行う。

また、公益財団法人が経営する墓地等については、非営利性と永続性の原則に基づき、墓地等の許可権限がある市町村長との緊密な連携に努め、適正管理を推進する。

II-1 建築物衛生管理事業登録数

平成25年3月31日現在

区分 保健所	清掃業	空気環境 測定業	空気調和 用ダクト 清掃業	飲料水 水質 検査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ こん虫等 防除業	環境衛生 総合 管理業	合計
東部	12	1	0	0	17	1	8	6	45
国東	4	0	0	0	5	0	0	0	9
中部	2	0	0	0	4	0	1	0	7
由布	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南部	4	0	0	0	6	0	0	0	10
豊肥	3	1	0	0	3	0	1	0	8
西部	7	1	0	0	7	1	2	0	18
北部	3	1	0	0	18	1	5	5	33
高田	1	0	0	0	0	0	0	0	1
小計	36	4	0	0	60	3	17	11	131
大分市	34	6	0	3	46	6	15	10	120
県計	70	10	0	3	106	9	32	21	251

II-2 特定建築物数

平成25年3月31日現在

区分 保健所	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	合計
東部	2	2	14	7	3	34	6	68
国東	0	0	0	3	0	2	1	6
中部	0	0	2	1	0	1	1	5
由布	0	1	0	2	0	7	0	10
南部	0	0	6	6	0	1	2	15
豊肥	1	1	2	2	0	1	0	7
西部	0	2	6	4	0	14	3	29
北部	0	8	12	10	1	5	4	40
高田	0	0	1	1	0	0	0	2
小計	3	14	43	36	4	65	17	182
大分市	2	11	30	80	4	19	8	154
県計	5	25	73	116	8	84	25	336

III 狂犬病予防対策及び動物の愛護と管理の推進

1 狂犬病予防対策の推進

平成18年にはフィリピンで犬に咬まれた60代の日本人男性2人が、帰国後、狂犬病を発症し、相次いで死亡し、わが国での発生は、昭和45年以来36年ぶりである。また、平成25年には台湾で52年ぶりに狂犬病が発生するなど、狂犬病は依然として世界のほとんどの地域で発生しており、世界保健機構（WHO）の推計によると、世界で年間におよそ6万人が死亡し、このうちアジア地域の死者は3万人以上だと言われている。

わが国では、狂犬病予防注射率の低下、外国船による不法な犬の持ち込み及び外国からのコンテナに迷入している動物の逸走などにより、狂犬病が侵入する危険性が指摘されている。このような中、県では、市町村及び（公社）大分県獣医師会と連携し、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に関する普及・啓発を実施した。

また、野犬等の収容関係業務は、保健所等の狂犬病予防員（獣医師）と5保健所に配置した「飼犬指導班員」10名を中心に実施している。

2 動物の愛護及び管理の推進

県は、平成18年10月に国が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための指針」に即して、平成20年4月から「大分県動物愛護管理推進計画」を施行していたが、平成24年の「動物愛護及び管理に関する法律」の改正に伴い、基本指針が改正されたことから、県の計画を見直し、平成26年4月1日より第2次計画を施行している。

動物愛護の普及啓発のため、杵築市の大分農業文化公園において「大分県動物愛護フェスティバル」を開催した。また、犬・猫を譲渡する場合には事前に講習を実施し、優良な飼主育成に努めている。さらに、県が委嘱した動物愛護推進員105名などの動物愛護ボランティアや（公社）大分県獣医師会及び市町村と連携して、次の事業を実施した。

(1) 動物愛護啓発事業

- ア 幼稚園児を対象とした「動物愛護なかよし教室」
- イ 小学校低学年を対象とした「動物ふれあい教室」
- ウ 小学校高学年を対象とした「命の授業」
- エ 福祉施設等を対象とした「アニマル・アシステッド・アクティビティー」

(2) 動物の適正飼育啓発事業

- ア 「愛犬しつけ講習会」毎年開催
- イ 「公園における糞放置防止啓発事業（クリーンキャンペーン）」

(3) 譲渡事業

- ア 大分県動物管理所での「子犬の譲渡会」（月2回）、「子猫の譲渡会」（月1回）
- イ 各保健所での譲渡事業

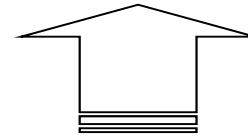
「大分県動物愛護管理推進計画」（第2次）～人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざして～

3つの基本目標と数値目標

(平成26年度～平成35年度)

基本目標1 動物を愛護し、動物との暮らしを楽しみ、

動物の終生飼養に責任をもつ。



基本目標2 動物の特性や飼い方、しつけの方法を理解し、

他人に被害や迷惑をかけない飼養をする。

数値目標 犬・猫の引取り数（犬の捕獲頭数を含む。）を

10年間で平成16年度比75%減とする。



基本目標3 各地域で動物愛護管理の取組をする人材を育成し、
動物を愛する人々が共感をし、協働する。

主な施策内容



① 現状及び課題

- 犬の登録頭数・注射率
- 犬・猫の殺処分頭数
- 犬・猫の苦情相談件数
- 犬・猫の苦情相談の内容
- 犬の咬傷事故件数
- 動物愛護推進員の状況

② 計画期間等

- 計画期間
26.4.1～36.3.31 10年間
- 進行管理等
- ・毎年度実施計画策定
- ・成果の公表
- ・県民・動物愛護推進協議会の意見聴取

③ 危害迷惑の防止

- 特定動物の適正飼養の指導
- 咬傷事故の発生防止
- 所有者のいない猫対策

① 動物の健康・安全確保

- 県の責務
 - 犬・猫の引取り数減少
 - 収容した犬の返還の促進
 - 犬・猫の譲渡の促進
 - 動物取扱業者の責務
 - 飼養者の義務
 - 終生飼養・遺棄・虐待防止
 - 不妊・去勢措置
 - 所有明示、逸走防止
 - 猫の室内飼養

② その他の感染症対策

- 感染症に関する情報提供
- 予防策の普及・啓発

③ 第二種動物取扱業者

- 届出制度の周知・適切な運用

① 第一種動物取扱業者

- 動物取扱責任者研修会の受講
- 夜間展示の禁止
- 現物確認・対面説明
- 販売する犬・猫の週齢規制
- 犬猫等健康安全計画の遵守
- 犬・猫所有状況の記録・報告

② 第三種動物取扱業者

- 届出制度の周知・適切な運用

③ 第7章 災害時の対応

- 同行避難のための
- 所有明示の徹底
- 逸走防止対策

① 災害時の被災動物救護

- 動物救護本部設置の体制整備
- 動物の收容施設・設備の準備
- ボランティアの確保

② 飼い主への普及啓発

- フェスティバルなど
- 動物愛護調査会等の充実
- 適正飼養講習会の開催
- 動物愛護教育の推進
- HPによる情報発信

③ 特定動物の逸走防止等

- 逸走予防策の指導
- 緊急連絡体制の確保
- 保護收容体制の整備



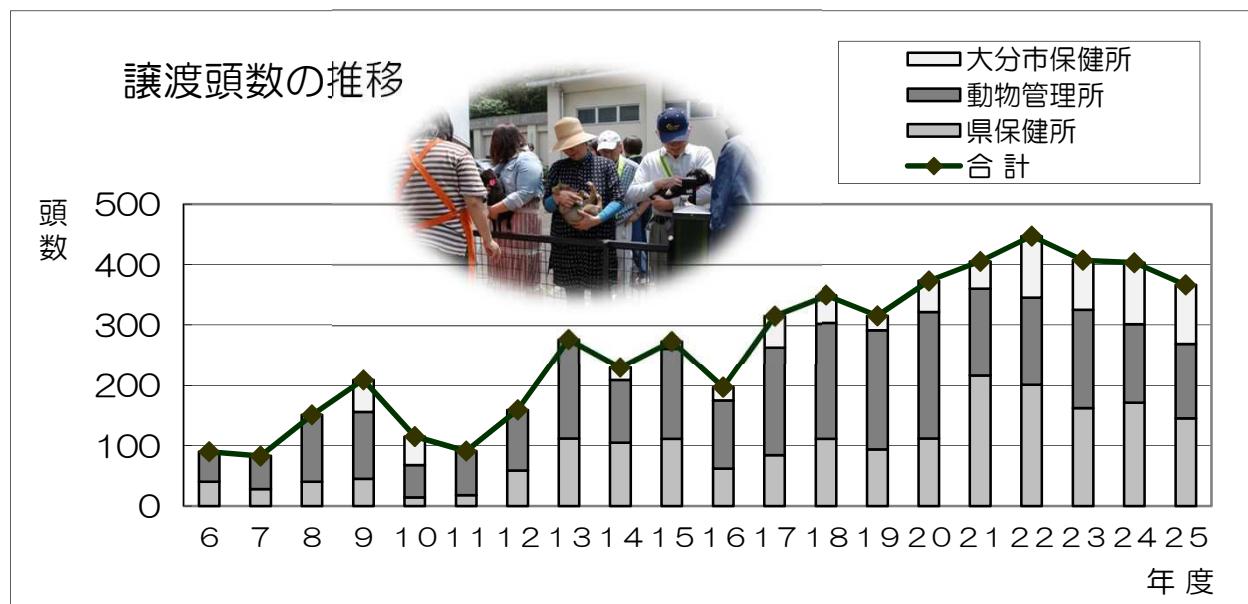
III-2 犬の譲渡実績

年度	県保健所	動物管理所	大分市保健所	合 計	累 計
6	40	50	-	90	90
7	28	55	-	83	173
8	40	111	-	151	324
9	45	111	53	209	533
10	14	54	47	115	648
11	18	73	0	91	739
12	59	100	0	159	898
13	112	165	0	277	1,175
14	105	104	21	230	1,405
15	111	151	12	274	1,679
16	62	113	22	197	1,876
17	84	180	52	316	2,192
18	111	192	46	349	2,541
19	94	197	24	315	2,856
20	112	209	52	373	3,229
21	216	144	45	405	3,634
22	201	144	102	447	4,081
23	162	163	82	407	4,488
24	171	130	102	403	4,891
25	145	123	98	366	5,257
計	1,930	2,569	758	3,634	

※ H6～大分県動物管理所の子犬の譲渡会開始(6.4.1 非常勤獣医師 配置)

※ H19～(社)大分県獣医師会 県が譲渡した子犬の無料健康診断・メス無料避妊手術開始

※ H24.10～(公社)大分県獣医師会 メス無料避妊手術からオス、メスの避妊去勢手術助成へ変更



III-3 猫の譲渡実績

年度	県保健所	動物管理所	大分市保健所	合 計	累計
24	71	10	24	105	
25	86	56	20	162	267
計	157	66	44	267	

※ H24.10～大分県動物管理所の子猫の譲渡会開始

※ H24.10～(公社)大分県獣医師会 県が譲渡した猫の無料健康診断・避妊去勢手術助成開始

III-4 動物愛護なかよし教室開催結果

(平成25年度)

No.	保健所	開催月日	時 間	開催場所	幼稚園名	参加人数	推進員 参加人数
1	中部	H25.8.2	10:00～11:00	臼杵市	野津南保育園	10人	1人
2	北部	H25.9.10	10:00～11:00	中津市	和田幼稚園	11人	—
3		H25.9.12	10:00～11:00	中津市	南部幼稚園	15人	—
4		H25.10.2	10:00～11:00	宇佐市	四日市幼稚園	23人	—
5		H25.10.3	10:30～11:30	中津市	北部幼稚園	35人	—
6		H25.10.4	9:15～10:15	中津市	三保幼稚園	11人	—
合 計						105人	1人

犬との接し方の説明



モルモットとのふれあい



猫とのふれあい



犬の散歩を体験



聴診器によるモルモットの心音聴取



拡張心音計により皆で心音を聞く



III-5 動物ふれあい教室開催結果

(平成25年度)

No.	保健所	開催月日	時 間	開催場所	小学校名	参加人数	推進員 参加人数
1	国東	H25.10.2	15:00～17:00	国東市	小原小学校 (放課後児童保育)	30人	6人
2		H25.10.9	15:00～17:00	国東市	国東小学校 (放課後学童保育)	30人	5人
3	中部	H25.10.9	9:20～10:05	臼杵市	下北小学校	28人	4人
4		H25.10.16	9:20～10:05	臼杵市	下ノ江小学校	22人	4人
5	豊肥	H25.12.18	10:30～11:15	豊後大野市	百枝小学校	26人	—
6	南部	H25.9.24	13:40～14:25	佐伯市	色宮小学校	7人	3人
7		H25.10.31	13:50～14:35	佐伯市	立松浦小学校	33人	3人
8		H25.11.15	13:35～14:20	佐伯市	西上浦小学校	8人	2人
9		H25.11.21	13:40～14:40	佐伯市	下堅田小学校	28人	1人
10		H25.11.26	11:15～12:00	佐伯市	切畠小学校	16人	1人
11		H26.1.15	14:00～14:45	佐伯市	上堅田小学校	24人	4人
12		H26.1.22	14:00～14:45	佐伯市	上堅田小学校	23人	3人
13		H26.1.30	13:45～15:30	佐伯市	佐伯東小学校	32人	4人
14	西部	H25.7.16	10:40～11:25	玖珠町	春日小学校	7人	1人
15		H25.7.16	13:30～14:15	九重町	野矢小学校	24人	1人
16	北部	H25.10.1	10:50～11:50	中津市	山移小学校	4人	—
17		H25.10.1	14:10～15:10	中津市	南部小学校	63人	3人
18		H25.10.3	8:45～9:30	中津市	株小学校	21人	—
19		H25.10.3	14:10～15:00	中津市	三郷小学校	18人	—
20		H25.10.4	11:00～12:00	中津市	鶴居小学校	82人	3人
21	高田	H25.10.9	9:15～10:20	豊後高田市	桂陽小学校	51人	3人
22		H25.10.10	10:45～12:20	豊後高田市	吳崎小学校	31人	3人
23		H25.10.11	9:00～10:30	豊後高田市	草地小学校	10人	3人
合 計						560人	50人

犬との接し方の説明



警察犬のデモンストレーション



ヒヨコとのふれあい



子犬とのふれあい



III-6 命の授業開催結果

(平成25年度)

No.	保健所	開催月日	時 間	開催場所	小学校名	参加人数	推進員 参加人数
1	東部	H25.10.30	13:40～14:40	別府市	東山小学校	17人	4人
2		H25.11.2	11:00～12:00	別府市	児童養護施設光の園	39人	3人
3	北部	H25.9.18	11:35～12:20	中津市	南部小学校	23人	3人
4		H25.9.27	10:35～11:35	宇佐市	八幡小学校	44人	3人
5		H25.10.31	14:00～15:30	中津市	樋田小学校	32人	3人
6		H25.11.11	10:50～11:35	宇佐市	天津小学校	25人	3人
7		H25.12.12	13:15～14:00	宇佐市	高家小学校	12人	3人
合 計						192人	22人

犬が保健所に収容される理由を説明



保健所に収容された犬の運命を説明



III-7 犬のしつけ教室等

(平成25年度)

No.	主催	開催月日	時 間	開催場所	対 象 者	参加者	推進員 参加人数
1	獣医師会	H25.4.21	14:00～14:30	国東市	犬の飼い主	300人	約20人
2	獣医師会	H25.6.2	9:00～13:30	大分市	譲渡犬の飼い主	60人	約20人
3	獣医師会	H25.11.4	10:00～12:30	杵築市	犬の飼い主	64人	約20人

III-8 大分県動物愛護推進員等の活動

(平成25年度)

行 事	開催月日	開催場所	内 容
委嘱式 養成講習会	H25.10.25 H25.12.8	大分県獣医師会館	委嘱状交付 養成講習会 ①動物愛護管理法等について ②動物愛護推進員制度について
研修会	H25.9.27	大分県獣医師会館	講師(公社)日本動物福祉協会 山口千津子 参加者 推進員等35名
活動報告会	H26.2.16	大分市コンパルホール	講師(公社)日本動物福祉協会 北村美代子 参加者 推進員等42名
活動内容	①アニマル・アクティビティー	延べ46回 別府市や大分市の病院及び福祉施設等	
	②動物管理所譲渡会サポート	子犬:毎月2回、6～8人参加 子猫:毎月1回、2～4人参加	
	③愛犬しつけ教室	愛犬しつけ講習会や動物愛護フェスティバル等	
	④犬・ねこの適正飼養啓発	犬・ねこの適正飼養を周知啓発する活動 ①犬・ねこイベント開催 ②マスコミ取材対応 ③冊子配布	
	⑤公園における糞放置防止	H25.4.7 佐伯市 40名 H25.4.21 国東市 300名 H25.11.4 杵築市 200名	

III-9 動物慰靈祭

(平成25年度)

開催月日	開催場所	参加者数
H25.9.24	大分県動物管理所	80人



III-10 動物愛護フェスティバル

(平成25年度)

開催便月日	開催場所	参加人数
H25.11.4	大分農業文化公園(杵築市)	200人

(公社)大分県獣医師会と共に大分県動物愛護フェスティバルを行いました。愛犬しつけ教室、クリーンキャンペーン、動物スケッチ、ねこの室内飼養・不妊去勢・マイクロチップの装着等の啓発パンフレット配布を行なうとともに、会場内のブースを動物愛護団体等に提供し、それぞれ啓発活動を行っていただきました。



警察犬の紹介



犬のしつけ教室



獣医さんになってみよう

III-11 犬に関する資料

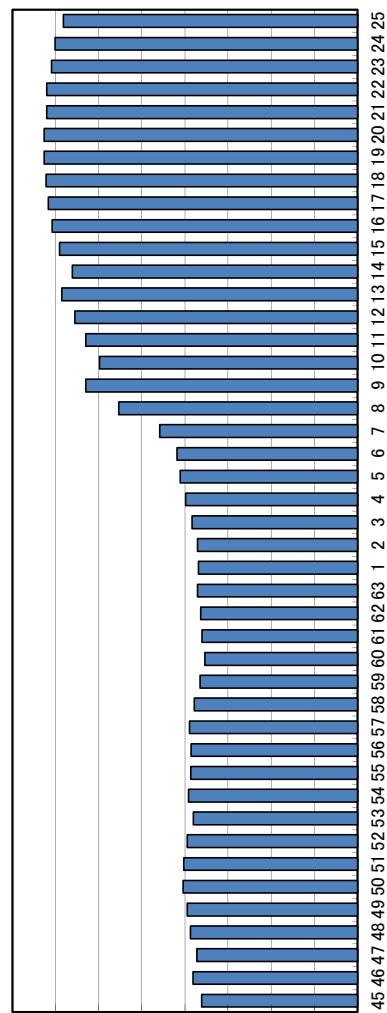
(平成25年度)

大関係統計		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	管理所	県小計①	大分市②	計①+②	前年度	増減
登録頭數	560	186	195	168	233	309	348	500	103			2,602	1,592	4,194	4,401	-207
転入頭數	74	19	16	19	28	25	22	38	11			252	120	372	353	19
死亡・転出等頭數	672	304	317	190	632	566	513	669	96			3,959	1,611	5,570	5,397	173
累計登録頭數	10,836	2,165	3,234	2,881	3,820	5,199	6,846	10,072	1,775			46,828	21,405	68,233	70,117	-1,884
注射	2,162	1,225	956	1,133	1,104	2,654	1,826	2,570	832			14,462	1,300	15,762	16,589	-827
捕獲	4,102	401	1,132	256	1,331	937	2,152	2,948	294			13,553	12,679	26,232	25,989	243
合計	6,264	1,626	2,088	1,389	2,435	3,591	3,978	5,518	1,126			28,015	13,979	41,994	42,578	-584
成犬	66	18	29	27	18	61	90	101	18			428	201	629	748	-119
子犬	15	18	9	-	-	11	10	46	16			125	29	154	174	-20
合計	81	36	38	27	18	72	100	147	34			553	230	783	922	-139
捕獲器	保健所	10	-	2	4	2	14	3	27	1		63	3	66	65	1
	市町村	-	5	-	13	1	-	2	6	-		27		27	28	-1
吹き矢	計	10	5	2	17	3	14	5	33	1	-	90	3	93	93	-
麻酔銃	8	3	8	2	2	7	16	9	1			56	9	65	66	-1
針金	-	-	-	-	-	-	6	-	-			6	-	6	-	6
その他	63	28	28	8	13	51	73	105	32			-	-	-	1	-1
所有者有	成犬	17	5	8	7	13	23	34	49	-		156	16	172	283	-111
	子犬	2	-	4	1	7	18	40	5			77	6	83	125	-42
所有者無	成犬	19	5	8	11	14	30	52	89	5	-	233	22	255	408	-153
全引取	子犬	-	-	1	14	2	2	-	-			19	1	20	35	-15
犬返還頭数	合計	-	5	-	15	-	-	9	-			29	16	45	44	1
犬譲渡頭数	成犬	17	5	8	8	27	25	36	49	-		48	17	65	79	-14
	子犬	2	5	-	19	1	7	18	49	5	-	175	17	192	318	-126
犬処分頭数	合計	19	10	8	27	28	32	54	98	5	-	106	22	128	169	-41
	成犬	31	4	6	7	7	16	18	37	8		134	125	259	279	-20
犬の咬傷事故件数	子犬	-	-	-	-	-	-	-	-			-	-	3	-3	
	合計	31	4	6	7	7	16	18	37	8	-	134	125	259	282	-23
犬の咬傷事故件数	成犬	20	6	2	3	11	4	11	22	4	11	94	77	171	205	-34
	子犬	9	-	-	-	-	-	14	54	8	89	174	21	195	198	-3
犬の咬傷事故件数	合計	29	6	2	3	11	4	25	76	12	100	268	98	366	403	-37
	成犬	32	13	29	25	27	66	97	91	6	-11	375	16	391	582	-191
犬の新規登録頭数	子犬	8	23	9	19	1	18	14	41	13	-89	57	30	87	142	-55
	合計	40	36	38	44	28	84	111	132	19	-100	432	46	478	724	-246
吹き矢使用日数	数	2	1	2	1	4	2	4	7	2		25	25	50	41	9
麻酔銃使用日数	数	6	4	8	10	6	8	15	20	7		84	9	93	95	-2
捕獲器所用台数	数	-	-	-	-	-	-	2	-	1		3	-	3	-	3
犬の新規登録件数	数	5	-	3	1	3	4	4	5	3		28	18	46	45	1

III-12 犬の登録・狂犬病予防注射頭数の年度別推移

年度	登録頭数	狂犬病予防注射頭数			合計 (頭 数)
		集合注射	個別注射	合計	
45	36,194	42,468	12,409	54,877	80,000
46	38,138	45,015	12,568	57,583	
47	37,309	45,763	12,676	58,439	
48	38,763	48,781	10,613	59,394	70,000
49	39,522	49,830	10,323	60,153	60,000
50	40,477	51,658	10,017	61,675	50,000
51	40,314	52,686	9,693	62,379	
52	39,507	51,819	10,105	61,924	40,000
53	38,104	50,093	9,406	59,499	30,000
54	39,209	49,224	10,226	59,450	
55	38,718	50,948	10,013	60,961	20,000
56	38,628	50,899	10,531	61,430	10,000
57	38,969	52,967	10,096	63,063	
58	37,850	51,766	9,570	61,336	
59	36,540	49,707	9,303	59,010	
60	35,389	28,150	6,307	34,457	
61	36,056	29,436	5,650	35,986	
62	36,359	29,478	5,921	35,399	
63	37,113	30,294	5,665	35,959	
1	36,924	30,194	5,811	36,005	
2	37,112	29,953	6,272	36,225	
3	38,380	31,277	6,367	37,644	
4	39,839	33,111	6,032	39,43	
5	41,110	33,060	7,535	40,595	
6	41,870	32,810	8,560	41,370	
7	45,851	37,751	7,395	45,146	60,000
8	55,416	35,558	10,523	46,081	
9	63,015	35,055	9,635	44,690	50,000
10	59,849	38,237	7,524	45,761	40,000
11	63,061	38,010	7,927	45,937	
12	65,520	37,100	8,652	45,752	30,000
13	68,627	38,512	9,446	47,938	20,000
14	66,164	33,783	12,297	46,080	
15	69,098	33,232	13,522	46,754	
16	70,790	32,077	15,263	47,340	10,000
17	71,747	33,669	15,059	48,728	
18	72,231	30,357	14,975	45,332	
19	72,641	32,771	14,447	47,218	
20	72,690	30,322	16,042	46,364	
21	72,048	30,757	15,536	46,293	
22	72,056	19,868	26,014	45,882	
23	70,956	27,925	15,637	43,562	
24	70,117	16,589	25,989	42,578	
25	68,233	15,762	26,232	41,994	

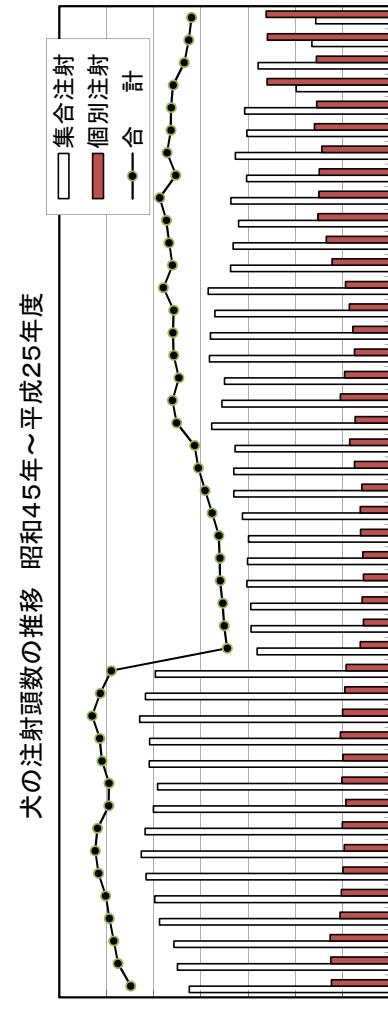
犬の登録頭数の推移 昭和45年～平成25年度



犬の登録頭数の推移 昭和45年～平成25年度

(年度)

注1：平成7年度から犬の登録は犬の生涯1回となつた。
注2：平成9年度から大分市の中核市移行に伴い大分市の狂犬病予防業務は大分市保健所が実施
注3：平成12年度から犬の登録業務は、市町村で実施



犬の注射頭数の推移 昭和45年～平成25年度

(年度)

注4：昭和60年度から注射は年1回となつた。
注5：平成12年度から注射済票の交付は市町村で実施

* 数字は、大分市を含む。

III-13 動物による咬傷事故等の実態調査

区分	こう傷事故等の件数	動物の頭数	事故等を起こした	被害者数	死亡	飼い主・家族	その他の飼い主・家族	計	動物の状況			被害者の状況			動物の処理			発生場所												
									犬	金等に係留中	けい留して運動中	犬舍等に係留中	けい留しようとした	動物に手を出した	配達・訪問の際	通行中	遊戯中	その他	計	捕獲	飼養継続	引取り	逸走	その他	動物舎の周辺	公共の場所	その他	計		
犬	50	50	0	0	6	44	50	13	7	11	2	17	50	8	0	9	19	2	12	50	1	3	41	2	3	50	17	25	8	50
小計																														
飼い主登録	33	33	0	0	5	28	33	11	3	5	14	33	5	0	8	10	2	8	33	0	2	31	0	0	33	15	15	3	33	
判明未登録	11	11	0	0	1	10	11	2	3	5	1	11	1	0	1	6	0	3	11	0	1	9	0	1	11	2	7	2	11	
飼い主不明	4	4	0	0	4	4	4	1	1	1	2	4	1	0	0	2	0	1	4	0	1	1	1	1	3	3	2	2	4	
野犬	2	2	0	0	2	2	2	2	2	2	2	0	2	1	0	0	1	0	0	2	1	0	0	1	1	3	1	1	2	
他の飼養動物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛玩用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	50	50	0	0	6	25	50	13	7	11	2	17	50	8	0	9	19	2	12	50	1	3	41	2	3	50	17	25	8	50

(注意事項)

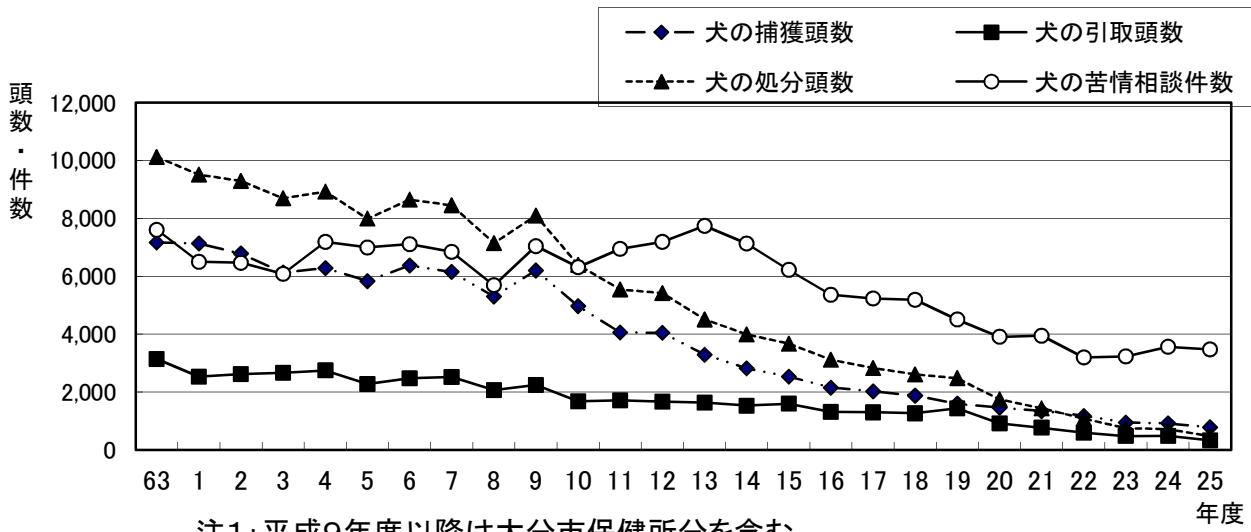
- 「他飼養動物」欄には、「愛玩用」と「その他」に分けて、それぞれの動物の種名を記入すること。
- 「咬傷事故等発生場所」欄の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、公共施設、海水浴場、学校等をいう。
- 「その他」については、備考欄にその内容を記入すること。

III-14 猫に関する資料

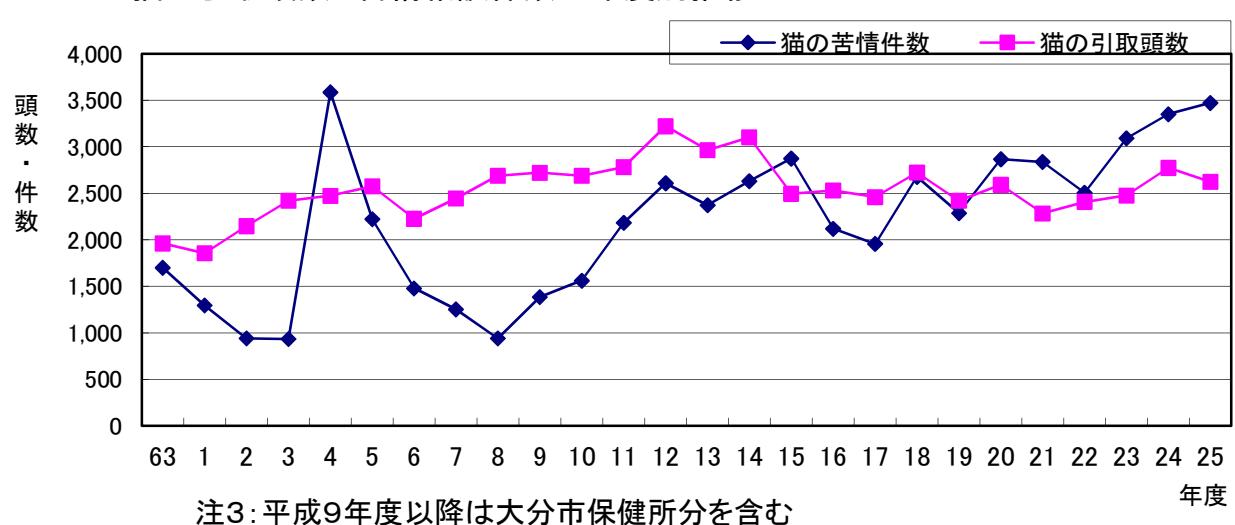
III-15 犬・猫の苦情・相談件数

苦情・相談統計		東部	中部	西	南部	由布	肥	西部	高田	管理所	小計①	大分計②	計①+②	前年度	増減	
引取依頼		29	18	12	9	46	38	14	113	5	284	76	360	366	-6	
捕獲依頼		116	45	27	51	41	58	50	99	32	519	90	609	543	66	
放し飼取締り		37	18	16	24	13	17	53	37	18	233	51	284	272	12	
大	捨て犬		5	1	-	5	7	-	6	3	29	-	29	20	9	
	咬傷等危害発生		5	5	3	2	9	3	6	10	1	44	13	57	41	
	鳴き声		22	2	2	5	32	3	9	13	7	95	61	156	104	
	糞尿等汚物悪臭		11	11	1	4	22	2	9	4	9	73	44	117	89	
	行方不明等問合		222	56	26	43	56	60	85	145	35	728	270	998	1,205	-207
	死体収容依頼		96	5	-	5	15	4	169	6	-	300	1	301	361	-60
	その他		20	16	11	10	39	26	7	68	6	39	242	325	567	3
	合計		563	177	98	158	280	211	408	498	115	39	2,547	931	3,478	3,565
	引取依頼		8	24	7	24	85	40	15	94	6	35	338	120	458	474
	捕獲依頼		11	2	1	1	13	11	6	30	2	77	19	96	95	1
猫	放し飼取締り		12	-	-	6	22	1	9	13	-	63	20	83	54	29
	捨て猫		9	1	1	20	8	-	2	64	1	106	18	124	33	91
	咬傷等危害発生		-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	2	2	-	
	鳴き声		2	-	1	-	3	-	1	-	1	8	7	15	10	5
	糞尿等汚物悪臭		24	10	2	2	37	-	5	4	10	94	37	131	139	-8
	行方不明等問合		79	10	7	4	22	19	34	58	3	236	139	375	364	11
	死体収容依頼		1,282	94	2	47	173	4	172	67	20	1,861	-	1,861	1,866	-5
	その他		26	5	6	2	33	7	8	28	3	118	209	327	314	13
	合計		1,453	146	27	106	396	82	252	359	46	35	2,902	570	3,472	3,351
総計		2,016	323	125	264	676	293	660	857	161	74	5,449	1,501	6,950	6,916	34

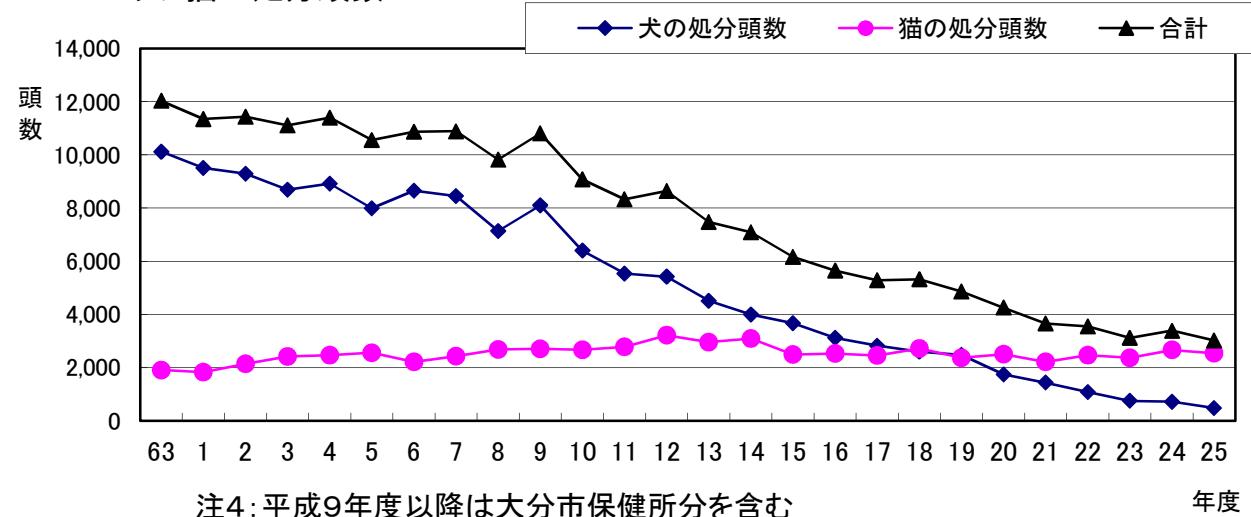
III-16 犬の捕獲・引取・処分頭数と苦情相談件数の年度別推移



III-17 猫の引取頭数と苦情相談件数の年度別推移



III-18 犬・猫の処分頭数



III-19 特定動物の飼養・保管状況(飼養形態別)

(平成26年3月31日現在)

飼養形態	頭数	総計	哺乳綱										爬虫綱					
			鳥綱				食肉目				長鼻目		奇蹄目		偶蹄目			
			科	おながざる科	ひと科	ねこ科	ヒヨウ属	チタ属	さい科	かば科	キリン属	バイソン属	うし科	コンドル科	ボア科	くさりべビ科	アリゲータ科	クロコダイル科
愛玩用	施設数	2	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	種類数	2	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	頭数	4	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
販売用	施設数	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	種類数	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	頭数	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
学術研究用	施設数	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	種類数	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	頭数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
展示用	施設数	19	15	1	3	3	-	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	種類数	21	17	1	3	3	-	1	1	3	2	1	2	1	1	1	1	1
	頭数	300	224	1	75	14	-	2	2	14	118	23	7	6	1	6	31	1
その他	施設数	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	種類数	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	頭数	1,000	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	-
県小計①	施設数	24	17	1	6	5	-	1	1	2	1	1	2	1	1	1	2	1
	種類数	26	19	1	6	5	-	1	1	3	2	1	2	1	1	1	2	1
	頭数	1,306	226	1	1,079	16	-	2	2	14	118	23	7	6	1	6	31	1
大分部②	施設数	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	種類数	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	頭数	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
合計①+②	施設数	25	17	1	7	5	-	1	1	2	1	1	2	1	1	3	1	2
	種類数	27	19	1	7	5	-	1	1	3	2	1	2	1	1	3	1	2
	頭数	1,307	226	1	1,080	16	-	2	2	14	118	23	7	6	1	6	31	1

※種類数については同種のものが複数の施設で飼養されている場合それぞれで計上

III-20 特定動物の飼養保管許可施設と飼養数(保健所別)

	総計	綱目	毛乳綱			鳥綱			哺乳目			かがり目			
			科	食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		わに目		は虫蠅	
				おながさる科	ねこ科	ひと科	ヒヨウ属	ぞう科	チータ属	かば科	キリン属	バイソン属	コンドル科	ボア科	アリゲーター科
計		は虫綱	鳥綱	マカク属	オナガザル属	テナガザル属	チバニパンジー属	ヒヨウ属	チータ属	かば科	キリン属	バイソン属	コンドル科	ボア科	アリゲーター科
東部保健所	10	6	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9	5	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	86	10	1	75	4	2	2	2	2	1	1	1	1	1	5
東部保健所 国東保健部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中部保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中部保健所 由布保健部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南部保健所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊肥保健所	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	1,002	-	-	1,002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部保健所	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9	9	1	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北部保健所 豊後高田保健部	9	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	11	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北部保健所	209	207	1	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分市②	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県小計①	24	17	1	6	5	-	1	2	1	1	2	1	1	1	1
	25	18	1	6	4	-	1	1	1	1	2	1	1	1	1
	1,306	226	1	1,079	16	-	2	14	118	23	7	6	1	1	1
計①+②	4	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※施設類数については1施設で販売と展示を行つては同種のもの複数が複数の施設で飼養されている場合それをそれで上

II-21 動物取扱業の登録状況

(平成26年3月31日現在)

	施設第一種 数種	第1種登録数							施設第二種 数種	第2種届出数							合計
		販売	保管	貸出	訓練	展示	あつ競せりん	飼養受		譲渡	保管	貸出	訓練	展示	その他	小計	
東部保健所	56	33	26	1	-	7	-	-	67	0	0	0	0	0	0	0	67
監視件数	5	4	1						5	-	-	-	-	-	-	-	5
東部保健所 国東保健部	9	7	3	-	-	-	-	-	10	0	0	0	0	0	0	0	10
監視件数	9	8	3	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	11
中部保健所	12	5	8	-	1	1	-	-	15	0	0	0	0	0	0	0	15
監視件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中部保健所 由布保健部	11	4	4		1	2			11	0	0	0	0	0	0	0	11
監視件数	4	1	1		1	1			4	-	-	-	-	-	-	-	4
南部保健所	21	12	11	-	-	1	-	-	24	0	0	0	0	0	0	0	24
監視件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊肥保健所	16	9	4	1	1	2	-	-	17	1	0	0	0	0	1	0	18
監視件数	4	2	2	1	-	-	-	-	5	1	-	-	-	-	1	-	6
西部保健所	34	17	12	1	-	8	-	-	38	0	0	0	0	0	0	0	38
監視件数	9	5	2	1	-	1	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	9
北部保健所	45	26	21	-	2	4	-	-	53	0	0	0	0	0	0	0	53
監視件数	8	5	4		1				10	-	-	-	-	-	-	-	10
北部保健所 豊後高田保健部	11	5	4	-	-	2	-	-	11	0	0	0	0	0	0	0	11
監視件数	2	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
県小計①	215	118	93	3	5	27	-	-	246	1	-	-	-	-	1	-	247
県小計① 監視件数	41	27	13	2	2	2	-	-	46	1	-	-	-	-	1	-	47
大分市②	128	74	81	3	11	11	-	-	180	0	0	0	0	0	0	0	180
大分市② 監視件数	30	19	16	2	-	3	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	40
計①+②	343	192	174	6	16	38	-	-	426	1	-	-	-	-	1	-	427
計①+② 監視件数	71	46	29	4	2	5	-	-	86	1	-	-	-	-	1	-	87

III-22 化製場及び魚介類等製造貯蔵施設・死亡獣畜取扱場・畜舎及び家きん舎の施設数

区分	保健所							県合計	大分市	合計	平成24年度
		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	
化製場	施設実数	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	施皮	革								-	-
	油	脂							-	-	-
	にかわ	料							-	-	-
	肥料	料					1	1	1	1	1
	飼料						1	1	1	1	1
その他									-	-	-
魚介類等製造施設		-	-	-	2	2	-	1	-	5	2
貯蔵施設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死解	施設実数	6	-	-	2	-	-	2	1	11	11
埋焼	死体							1	1	1	1
埋焼	却却	6		2			1	1	10	10	10
施設実数	4	1	-	9	-	-	1	6	7	28	35
牛		1		7			4	2	14	14	21
馬		1		1			1	3	3	3	2
豚		1		1			1	2	5	5	6
めん羊・山羊									-	-	-
犬		2					1	2	5	5	5
鶏・あひる								1	1	1	1
その他									-	-	-
畜舎家きん舎											

【食の安全・安心推進班の業務】

IV 食品安全・安心対策及び食育の推進

平成25年度も食をめぐり様々な事件が発生した。ホテルの食堂が原材料の種類や産地の偽装表示を行い、社会的な問題となり消費者庁が景品表示法違反（優良誤認）での立ち入り検査を行った。また、製造工場の従業員が、故意に冷凍食品に農薬（マラチオン）を混入し逮捕された事件があった。県内では、国東市の敬老会行事で提供したお弁当で、396人がNAGビブリオという菌による食中毒が発生した。この事件では提供食数704食に対し喫食者数が846名であり、持ち帰って食べる習慣により被害が拡大した。

食の安全・安心を揺るがす事件が相次いで発生しており、食品の安全に対する不安・不信はますます高まり、県民の食の安全・安心に対する信頼性の確保が課題となっている。

本県においては、平成17年4月に県民の健康の保護及び食生活の向上を図ることを目的とした「大分県食の安全・安心推進条例」を施行し、平成24年3月には「第三次・大分県食品安全行動計画」を策定し、①生産から消費までの一貫した食品の安全性の確保、②生産段階における取組の充実強化、③関係者の相互理解による信頼関係の確立と県民との協働の3つの視点を柱にして、24年度から26年度までの3カ年の事業を計画的に推進している。

食の安全・安心確保対策については、「食の安全確保推進本部（平成15年9月設置）」を中心に、食に関する総合的かつ効果的な安全施策の推進を行っている。また、生産・製造者・流通・販売者、消費者等の県民が参加する「食品安全推進県民会議（平成15年9月設置）」を開催するとともに、リスクコミュニケーション等の実施により、県民の声を施策に反映させ、食に関する情報の共有と相互理解と正しい認識の醸成を図っている。

さらに、食品偽装表示防止対策として、食に関心の高い消費者10団体に「食品表示モニター」を委託し、店頭での表示調査や食品に含まれるアレルギー物質、残留農薬や添加物等の成分分析を実施するとともに、県・国等の関係者からなる偽装表示対策チームを設置し、消費者の目と行政の目、2つの目で偽装表示の監視を行ってきた。

また、近年、食生活の乱れや食料自給率の低下など、「食」に関する様々な問題が指摘される中で、平成23年3月に「第2期大分県食育推進計画」を策定し、県民が「食」を楽しみ、生涯を通じて健全な食生活を送るため、食べ物を選ぶ力、食べ物の味がわかる力など6つの力を身につけることを進めている。

平成19年8月には、家庭・消費、学校・保育所、生産・流通等7分野20名の代表で構成する「食育推進会議」を設置し、県民参加型の食育推進体制を確立した。平成20年度には6保健所3保健部に地域食育総合窓口を設置するとともに、各地方機関が連携した「地域食育推進連絡協議会」を6地域に設置し、地域における食育推進体制の整備を図った。また、地域における食育活動の活性化を図るため、「おおいた食育人材バンク」を設置し、県民の要望に応じて食育の実践者を派遣した。

平成25年度の主な事業

1 食の安全確保対策事業

- (1) ふぐ処理等の衛生確保
- (2) O157食中毒対策
- (3) 野菜加工品の衛生確保
- (4) 全国高校総体体育大会の衛生対策

2 食の安心確保対策事業

- (1) 食の安全・安心意見交換会の開催
- (2) 食の安全こども教室の開催

3 食品偽装表示防止対策

- (1) 食品偽装表示対策チームの設置

4 食の安全安心確保体制の運営

- (1) 食の安全確保推進本部運営
- (2) 食品安全推進県民会議運営

5 食品表示の信頼性確保対策

- (1) 食品適正表示推進者制度の推進
- (2) レベルアップ研修

6 食品安全ネットワーク推進による信頼性確保対策

- (1) 食品回収情報提供システムの構築
- (2) 輸入食品検査の実施

7 大分の食育推進事業

- (1) 「第2期大分県食育推進計画」の進行管理
- (2) 食育専門部会と食育推進会議の運営
- (3) 地域食育推進連絡協議会の運営と市町村食育推進計画推進支援
- (4) おおいた食育人材バンクの運営
- (5) 青・壮年期食育推進モデル事業

平成26年度の主な事業

1 食の安全・安心推進事業

(1) ふぐ処理等の衛生確保

大分県食の安全・安心推進条例第3節の規定に基づき、ふぐ処理者の登録、ふぐ処理施設の届出などを推進するとともに、ふぐ中毒防止強化月間（10月）を中心に県下一斉での立入や魚種の鑑別を視野に入れた監視等の取組を行い、ふぐ処理の衛生確保を図る。

(2) 腸管出血性大腸菌・ノロウイルス食中毒対策

腸管出血性大腸菌対策として、と畜場における衛生対策の推進。食肉卸、焼肉店における衛生確保。生野菜等についても県の指導基準の見直している。消費者対策として、わかりやすい読本を作成。冬期に多発するノロウイルス食中毒予防対策として、ノロウイルス食中毒注意報を発令するとともに、リーフレットを作成し、食品事業者・給食施設等へ配布・指導する。

- (3) 大規模食中毒根絶のために
規模の大きな仕出し・弁当施設に対して拭き取り検査キット等を使って製造工程の衛生管理を徹底する。
- (4) 食中毒防止の普及啓発
持ち帰りによる食中毒の被害拡大を防ぐため、高齢者に対する効果的な啓発方法を検討する。

2 食の安心確保対策事業

- (1) 食の安全・安心意見交換会の開催
県民の食に対する不安を払拭し、生産から消費に至るまでの関係者間の相互理解を図るために、食に関する意見交換会（食に関するリスクコミュニケーション）を実施する。
- (2) 食の安全こども教室の開催
未来を担う子どもたちに対して、食に関する学習会を実施することにより、食の安全安心に対する理解と正しい知識の習得を図る。
- (3) 風評被害防止対策
福島第1原子力発電所の事故は多くの国民に不安を与えており、当県においても、消費者が被災地の実態を知り、食品と放射能に関する正しい知識を得るとともに、被災地を応援する消費者を支援する。
- (4) 消費者への食品による危害発生防止のための情報提供
県庁ホームページ・フェイスブック・安全安心メールを利用して、食中毒防止の情報や他都道府県等からの自主回収情報の提供を行っている。
- (5) 県内流通食品検査の実施
県内で流通している食品について、規格基準や残留農薬等の検査を実施して安全・安心の確保を図る。

3 食品表示の適正化

- (1) 食品偽装表示対策チームの設置
食品表示に関する法令を所管する県及び国、大分市、県警の各課の担当者で食品偽装表示対策チームを構成し、食品偽装表示に対し迅速・的確な対応を図る。
- (2) レベルアップ研修
食品表示診断士の取得に向けて研修会を行い、食品表示に関する高度知識の習得を図る。
- (3) 小規模製造者対策
直売所に出荷する小規模事業者に対して、直販所版食品表示マニュアルを作成配布し、地区講習会を開催する。

4 食の安全安心確保体制の運営

- (1) 食の安全確保推進本部運営

「食の安全確保推進本部」を開催し、食に関する総合的かつ効果的な安全施策を推進するとともに、緊急時には食の安全及び安心の確保を図る。

(2) 食品安全推進県民会議運営

県民の代表で構成する「食品安全推進県民会議」を開催するとともに、県内の生産・製造の現場視察を実施し、消費者、生産・製造者等の立場からの意見を聴き、施策に反映させるとともに、食に関する情報の共有、相互理解及び協力の推進を図る。

5 大分の食育推進事業

(1) 「第2期大分県食育推進計画」の進行管理

20項目25の数値目標を掲げた計画を策定し、更なる推進を図る。

(2) 食育専門部会と食育推進会議の運営

食の安全確保推進本部食育専門部会と県民の意見を施策に反映させる食育推進会議の運営を行う。

(3) 地域食育推進連絡協議会の運営と市町村食育推進計画推進支援

地域食育活動の活性化を図るとともに、市町村食育推進計画推進の支援を行う。あわせて、各地域の食材に関する食育情報の発信を行う。

また、平成25年度から横の連携と市町村支援を強化するため、市町村を加えて協議会を運営している。

(4) おおいた食育人材バンクの運営

様々な分野で活躍する食育の実践者・団体を人材バンクに登録し、県民の要望に応じて派遣することにより、地域における食育活動の活性化を図る。

(5) 青・壮年期食育推進事業

これまで食育の対策が進まなかった青・壮年期に対して、社員食堂をツールとした食育を推進する。

6 海外輸出食品対策

(1) 認定取得の対策

対EU輸出水産食品は、要件として施設及び会社が厚生労働省の事前承認を受けて、都道府県知事の登録又は認定を受ける必要がある。対米輸出食肉は、施設及び会社が厚生労働省の認定を受ける必要がある。その認定を受けるために業者からの相談があれば、助言を行う。

(2) 認定後の対策

水産食品は指名食品衛生監視員、食肉は指名と畜検査員を養成し衛生対策に対応できる体制を構築する。

IV-1 平成25年度食品安全・安心意見交換会の開催状況

月 日	場 所	内 容	備 考
2月17日 14:30~15:20	東九州短期大学	食品の安全に関する「グループディスカッション形式による対話型講習会」	参加者数： 22人
2月21日 13:30~15:00	日田市中央公民館	1. 情報提供 「食品表示安全モニター活動実施結果について」他 大分県食品安全・衛生課 ・消費者団体が自ら商品を買い上げ、商品の検査にかかわる事で知識向上を図り、行政と協力した取組の実施結果について解説を行うとともに情報交換を行なった。	30人
2月26日 9:30~11:00	宇佐市院内	2. グループディスカッション ・数名ごとのグループに分かれて「福島産のお米を食べるか?」、「食品の心配事は何か?」について討議を行つてもらい、その結果を発表してもらつた。	20人
2月27日 13:20~13:50	国東市保健センター		
8月2日 13:30~16:00	大分県薬剤師会	3. 腸管出血性大腸菌による食中毒を学ぼう 地域の指導者を対象とした地域フオーラムを食品安全委員会と開催した。「生食用食肉(牛肉)の食品安全影響評価について」、「大分県のO157食中毒対策」の話題提供が行われた後、意見交換を行つた。	参加者数： 22人
12月23日 14:30~15:20	明豊中学校	4. ジュニア食品安全セミナー(食品安全ファイブリーグ) ・食品安全委員会との共催により、中学生を対象に食品の安全性やその根拠についてゲーム形式で理解を深めてもらうゼミナールを開催した。	112人
	計	22回	他計 684人

IV-2 平成26年度 食の安全こども教室

1 目的

未来を担うこども達に対して、食の安全・安心に関する学習会を実施することにより、食の安全・安心に関する正しい理解、知識、技術の習得を図る。

2 対象

県内の保育所、幼稚園、小学校を対象に実施する。

3 テーマ（例）

- ・手の洗い方を勉強しよう
(手洗いチェックカード・手洗い戦隊あらうンジャー・手洗いマンボ等)
- ・食中毒を起こす菌について学ぼう
- ・ノロウイルスのやっつけ方を知ろう
- ・お肉の生食・生焼けの危険性を知ろう
- ・加熱調理時の中心温度を計ってみよう

4 実施機関

地 域	実施機関名（所在地等）
大分市	大分県生活環境部食品安全・衛生課 (大分市大手町3-1-1、tel:097-506-3056、fax:097-506-1734)
別府市 杵築市 日出町	東部保健所 (別府市大字鶴見字下田井14-1、tel:0977-67-2511、fax:0977-67-2512)
国東市 姫島村	東部保健所国東保健部 (国東市国東町安国寺786-1、tel:0978-72-1127、fax:0978-72-3073)
臼杵市 津久見市	中部保健所 (臼杵市大字臼杵字洲崎72-34、tel:0972-62-9171、fax:0972-62-9173)
由布市	中部保健所由布保健部 (由布市庄内町柿原337-2、tel:097-582-0660、fax:097-582-0691)
佐伯市	南部保健所 (佐伯市向島1-4-1、tel:0972-22-0562、fax:0972-25-0206)
竹田市 豊後大野市	豊肥保健所 (豊後大野市三重町市場934-2、tel:0974-22-0162、fax:0974-22-7580)
日田市 九重町 玖珠町	西部保健所 (日田市田島2-2-5、tel:0973-23-3133、fax:0973-23-3136)
中津市 宇佐市	北部保健所 (中津市中央町1-10-42、tel:0979-22-2210、fax:0979-22-2211)
豊後高田市	北部保健所豊後高田保健部 (豊後高田市是永町39、tel:0978-22-3165、fax:0978-22-2684)

IV-3

平成25年度 食の安全こども教室実施状況

実施回数：12回 参加者数：720名

実施機関	実施日時	実施小学校等	学年	生徒数	実施したテーマ
東部保健所	12月26日(木) 10:00～11:00	春木川児童クラブ	園児 1～3年生	55名	・手の洗い方(どうして手を洗う必要があるのか?) ・手洗いチエッカーで手の洗い残しを調べよう
	12月27日(金) 14:00～15:00	さざんか児童館	園児 1～3年生	30名	・手の洗い方(どうして手を洗う必要があるのか?) ・手洗いチエッckerで手の洗い残しを調べよう
	1月7日(火) 10:00～11:30	杵築市杵築児童館	園児 1～3年生	91名	・手の洗い方(どうして手を洗う必要があるのか?) ・手洗いチエッckerで手の洗い残しを調べよう
	2月19日(水) 15:00～16:00	青山児童クラブ	園児 1～3年生	50名	・手の洗い方(どうして手を洗う必要があるのか?) ・手洗いチエッckerで手の洗い残しを調べよう
中部保健所 由布保健部	8月27日(火) 9:30～11:00	由布川小学校 児童クラブ	1～3年生	43名	・手洗いチエッckerによる手洗い指導 ・紙芝居による食育指導(朝食の大切さ) ・牛乳の栄養についての話とクイズ
南部保健所	10月16日(水) 10:00～11:00	やよい保育園	3、4歳児	63名	・手の洗い方を勉強しよう(手洗い戦隊あらうんジャー)
	11月19日(火) 10:00～11:00	みなみ保育園	2～4歳児	105名	・手の洗い方を勉強しよう(手洗い戦隊あらうんジャー)
	12月10日(火) 9:30～10:30	上野小学校	5歳児 1、2年生	100名	・手の洗い方を勉強しよう(手洗い戦隊あらうんジャー)
	8月23日(金) 10:00～11:30	社会福祉法人 長清会 百枝保育園	園児	80名	・手の洗い方(手洗い戦隊洗うんジャー)
豊肥保健所	11月26日(火) 10:30～11:30	いぬかい保育園	園児	73名	・手の洗い方(手洗い戦隊洗うんジャー) ・手洗いチエッcker
西部保健所	2月4日(火) 10:00～11:00	玖珠町立玖珠幼稚園	5歳児	16名	・手洗いの重要性を考えよう(劇) ・手の洗い方を練習しよう(手洗いチエッcker・手洗いマンボ)
北部保健所	12月17日(火) 14:00～14:40	社会福祉法人 浅沼福祉会 若草保育園	5歳児	14名	・手洗いにに関する紙芝居 ・手洗いチエッcker ・手洗いマンボ

IV-4 食の安全確保推進本部関係会議の開催状況

1 食の安全確保推進本部

年 月 日	内 容	備 考
平成 25 年 5 月 22 日	(1) 大分県食の安全・安心確保推進体制について (2) 第三次大分県食品安全行動計画について (3) 平成 25 年度各課の事業について	第 1 回会議

2 食の安全確保推進本部幹事会

年 月 日	内 容	備 考
平成 25 年 5 月 9 日	(1) 食の安全・安心確保推進体制 ・食の安全・安心推進体制について ・食の安全・安心確保に関する緊急情報・事務処理要領について (2) 各課の事業 ・第 3 次大分県食品安全行動計画について ・平成 24 年度食の安全・安心確保関連事業実施状況について ・平成 25 年度食の安全・安心確保関連事業について ・平成 25 年度食の安全・安心確保関連新規事業について ①高校総体対策について ②食の安全確保緊急対策事業について ③環境保全型農業推進事業について ④森林シカ被害防止対策事業について (3) B S E 対策の見直しについて	第 1 回会議

IV-5 大分県食品安全推進県民会議の開催状況

年 月 日	内 容	備 考
平成 25 年 6 月 7 日	<p>場所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ</p> <p>議題：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大分県食の安全・安心確保推進体制について (2) 平成 24 年度食の安全・安心確保の取組実績について (3) 平成 25 年度食の安全・安心確保関連事業について (4) B S E 検査について 	第 1 回会議 委員 18 名
平成 25 年 11 月 18 日	<p>場所：ホルトホール大分</p> <p>議題：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 食の安全・安心推進体制について (2) 第三次大分県食品安全行動計画について (3) 最近の食品安全に係る事例について <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の食中毒事例について ・ 食品表示について（食品表示法及び誤表示について） 	第 2 回会議 委員 16 名
平成 26 年 2 月 25 日	<p>「高校農場における G A P の取組」並びに「養鶏場における衛生管理」の現地視察</p> <p>場所：(1) 大分県立国東高校 (2) (有)鈴木養鶏場</p>	【現地視察】 委員 13 名

IV-6 平成25年度大分県食の安全確保推進本部食育専門部会の開催状況

年月日	内 容	備 考
平成25年 8月8日	場所：コンパルホール302会議室 議題： (1)食育の推進体制について (2)第2期大分県食育推進計画の数値目標について (3)平成25年度食育関連事業について (4)その他	第1回会議
平成26年 2月19日	場所：県庁舎 本館22会議室 議題：(1)平成25年度食育関連事業進捗状況について (2)平成26年度食育関連事業要求内容について (3)その他	第2回会議

IV-7 平成25年度大分県食育推進会議の開催状況

年月日	内 容	備 考
平成25年 8月30日	場所：ホルトホール302会議室 第4期大分県食育推進会議委員委嘱 議題：(1)食育推進体制および第2期大分県食育推進計画 について (2)指標に基づく施策実施状況について (3)平成25年度食育関連事業について (4)今後のスケジュールについて	第1回会議 委員15名
平成26年 2月3日	視察先1 水車茶屋なのはな 磯川利恵子氏 視察先2 ムッシュカワノ 素食塾・財 河野辰也氏、岩本直樹氏 視察先3 (株)やまろ渡邊 渡邊正太郎氏 視察先4 糯屋本店 浅利良得氏	現地視察 研修 委員10名
平成26年 2月24日	場所：大分県土地改良会館 5階 大会議室 議題：(1)平成25年度食育関連事業の実施状況について (2)現地視察研修報告について (3)その他（今後のスケジュール等）	第2回会議 委員15名

IV-8 「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣事業の実施状況

様々な分野で活躍する食育の実践者・団体を「おおいた食育人材バンク」に登録し、県民の要望に応じて地域での食育活動に派遣した。

1 登録状況

(1) 登録者数：74（個人50・団体 24）

(2) 分野別の登録状況

① 食生活		6	
② 食文化		9	
③ 生産体験交流		9	
④ 環境		0	
⑤ 連携	50	①・②	10
		①・③	4
		②・③	4
		①・④	3
		③・④	1
		①・②・④	14
		①・②・③	3
		①・③・④	1
		②・③・④	3
		①～④	7

74

①食生活…基本的な調理技術の指導や健康な食生活の実現に関する事

②食文化…地域食材の活用や郷土料理の継承に関する事

③生産体験交流…農林水産業などの体験に関する事

④環境…環境に配慮した食生活に関する事

⑤連携…①～④の各分野を組み合わせた内容に関する事

2 派遣状況

(1) 派遣数：個人80件 団体13件

(2) 内訳

申請者	個人	団体
保育所・幼稚園	12	4
小学校・中学校	14	2
団体	42	6
食育担当・行政等	12	1

対象者	個人	団体
子ども	5	8
大人	51	2
親子	17	2
従事者	7	1

活動内容	個人	団体
講演	17	2
実習	52	6
体験	11	5

派遣地域	個人	団体
大分市保健所管内	9	3
東部保健所管内	14	4
中部保健所管内	6	2
南部保健所管内	14	0
豊肥保健所管内	8	0
西部保健所管内	9	0
北部保健所管内	20	4

IV-9 食育の普及・啓発

「食育」の役割や重要性について、多くの県民に理解を深めてもらうとともに、誰もが日々の生活の中で実践できる食育を啓発するために、県青少年育成県民会議が啓発する「家庭の日」(毎月第3日曜日)と連携し、「家族みんなで“いただきます！”の日」などの普及啓発を行った。

6月の食育月間イベント

月 日	内 容	備 考
6月5日	トキハ本店西側玄関周辺	200名
6月6日	株式会社フレイン竹田店	200名
6月6日	道の駅きよかわ、トキハインダストリー三重店	400名
6月7日	道の駅やよい	200名
6月10日	豊後森駅	150名
6月14日	宇佐市 トキハインダストリー四日市店	250名
6月14日	川澄化学工業三重工場	78名
6月17日	食育モデル事業(三和酒類)での食育	35名
6月18日	イオン挾間店	200名
6月19日	マルショク津久見店	200名
6月19日	サンリブ臼杵店	200名
6月19日	亀川駅	170名
6月19日	別府大学駅	200名
6月20日	豊後高田市 マックスバリュ一豊後高田店	250名
6月26日	日田駅	200名
6月	竹田ケーブルテレビによる啓発	・西部では、ポケットティッシュに朝食の大切さを書いたチラシを入れて配布。東部では、H24年度に実施した大学生の食生活実態調査結果を入れて配布。また、ナンバーを付け賞品が当たるようとした
6月22日 ～23日	第8回食育推進全国大会に出展 ・県の取組を紹介 普及人数 510名 はてなボックス体験者 380名	広島市 広島市南区民文化センター 県立広島産業会館 県立広島大学

食育月間以外のイベント

7月9日	食育講話	玖珠農業高校1年生 36名	高校生を対象に食育についての講話を実施 別府大学とAPUの学生を対象に、食育の中核となる人材を育成した。
7月10日	食育講話	玖珠農業高校1年生 49名	
1月28日	食育講話	玖珠農業高校1年生 55名	
8月8日	学生食育ボランティア養成講座(FES)		
8月10日	学生食育ボランティア養成講座(FES)		
8月11日	学生食育ボランティア養成講座(FES)		
10月23日	FESによる食育推進事業(APU 天空祭)	100名	
11月21日	FESによる食育推進事業(別大 石垣祭)	120名	
8月27日	食育モデル事業(三和酒類)での食育	22名	
1月27日	食育モデル事業(三和酒類)での食育	28名	
12月19日	マルショク津久見店	200名	
1月12日	津久見市成人式	200名	
3月9日	佐伯市エスワングランプリ	100名	

市町村のイベント等と連携した食育コーナーの設置

6月22日	臼杵市食育フェア	200名	
9月14日	安心院ワイン祭り		
10月6日	日田市民健康福祉まつり	60名	食育SATを活用した食育の普及
10月26日	げんきキッズあつまれ！	100名	豊後大野市保育協議会主催事業
10月27日	わくわく高田子どもフェスタ	3400名	
11月 3日	トマト天国inおぎ・荻ふるさと祭り	275名	食育SATを活用した体験等
11月10日	豊後大野市ふるさと祭り	175名	料理カード等体験を中心とした啓発事業
11月17日	ホールフードフェスタin佐伯	175名	食育SATを活用した体験等
12月 7日	臼杵市旬食フェスタ	103名	市と協働で4つの体験等
2月22日	竹田市食育フェスタ	101名	掲示物と子ども向けに体験等
2月23日	東国東地域健康づくり推進大会	100名	食育SATを活用した食育の普及
3月21日	由布市健康立市推進大会食育普及啓発	100名	

地域食育推進連絡協議会が関係した食育講演会、研修会

6月18日	大分しいたけ料理教室	32名	東九州短期大学、北部振興局農山漁村振興部との協働事業
7月27日	食物アレルギー講習会	110名	栄養士会北部支部との協働事業
8月20日	宇佐市家庭科実技講習会	16名	宇佐市家庭科教諭、北部振興局農山漁村振興部との協働事業
8月23日	食の安全子ども教室(百枝保育園)	80名	衛生課と連携事業
8月27日	由布市早寝早起き朝ごはん事業(由布川児童クラブ)	40名	市、衛生課、牛乳普及推進協議会との連携事業
10月6日	幾田淳子さん講演会		宇佐文化会館ウサノピア事業の後援
10月23日	管内食生活改善推進協議会合同研修会	36名	管内各市、北部振興局農山漁村振興部との協働事業
11月17日	おおいた食育人材バンク登録者スキルアップ事業 (佐伯市ホールフードフェスタと連携)		モデル事業として実施
11月26日	食の安全子ども教室(犬飼保育園)	93名	衛生課と連携事業
12月12日	大分県産の米粉を使って楽しいお菓子作り	56名	東九州短期大学、北部振興局農山漁村振興部との協働事業
2月17日	高校生の自活応援講座	13名	モデル事業として実施
3月1日	大分・安心院スローフード感謝祭		NPO法人安心院町GT研究会事業の後援
3月4日	高校生の食活応援講座	37名	モデル事業として実施
3月8日	「おおいた学びの輪」推進事業 (ふるさと学フェスタ)	30名	社会教育総合センターの事業と協働して、郷土料理(やせうま)の実習・試食を行った。
3月20日	高校生の自活応援講座	10名	モデル事業として実施



ポップ表示店の推進

地域で生産、収穫された野菜や魚介等の特徴や調理法を知つてもらうため、県ホームページに掲載されている表示物を道の駅等で掲示してもらうよう普及を推進した。

店舗名	市町村名	店舗名	市町村名
道の駅水辺の郷 おおやま	日田市	国産原材料供給利用協議会	竹田市
木の花ガルデン大山店	日田市	グリーンピアサンリブ直売所	竹田市
道の駅・童話の里くす	玖珠町	高原の店とまとちゃん	竹田市
九重夢大吊り橋物産直売所	九重町	道の駅 あさじ	豊後大野市
九重ふるさと館	九重町	(有) 清川ふるさと物産館夢市場	豊後大野市
グリーンピア442直売所 (道の駅竹田)	竹田市	里の駅 やすらぎ交差点	豊後大野市
道の駅 すごう	竹田市	道の駅 みえ	豊後大野市
グリーンピア天神直売所	竹田市	(有) 工藤農園	豊後大野市
竹田市入田「コットン水車」	竹田市	大野町特産物直売所「大地」	豊後大野市
グリーンピア七里直売所	竹田市	道の駅 宇目	佐伯市

20店舗

小中学校等への地元食材情報の提供

しいたけ駒打ち体験 (玖珠町小田小学校)	玖珠町	しいたけ駒打ち体験 (九重町南山田小学校)	九重町
しいたけ駒打ち体験 (玖珠町塚脇小学校)	玖珠町	しいたけ駒打ち体験 (九重町北山田小学校)	九重町
米粉消費拡大事業 (玖珠農業高校)	玖珠町	米粉を使ったおやつ作り (国東市保育所・小学校)	国東市

6校

IV－10 平成25年度食品表示安全モニター事業の概要

1 目的

食に関心の高い消費者団体や生産者団体等に「食品表示安全モニター」を委託し、店頭での表示調査や食品に含まれる残留農薬や添加物等の分析検査を実施した。

これにより、表示調査を充実するとともに、県民への知識普及と理解促進を図る。

2 委託期間

平成25年8月1日から平成26年2月28日

3 委託先

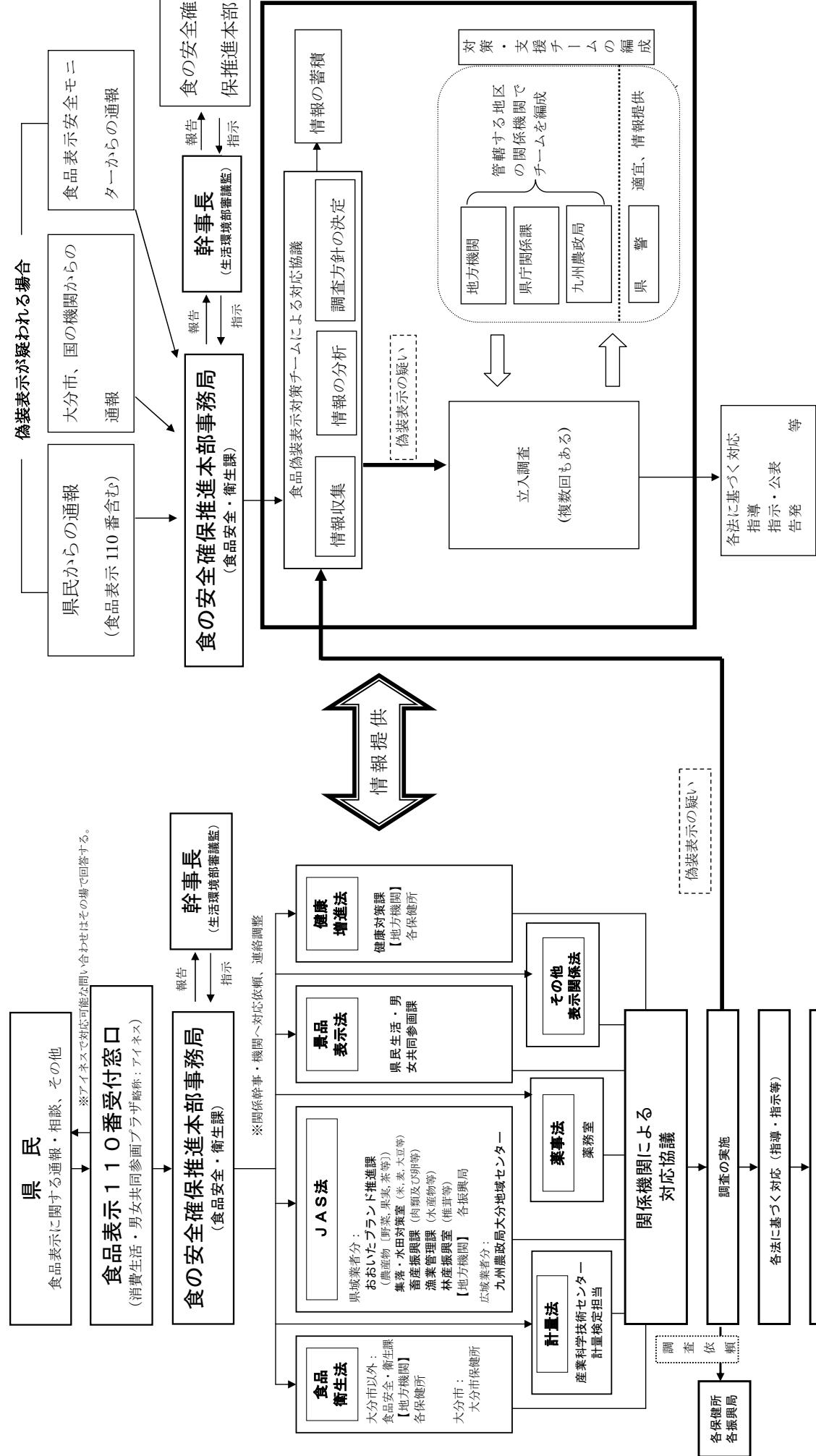
団体名	活動地域
別府大学短期大学部	東部保健所管内
別府溝部学園短期大学	県内全域
国東市食生活改善推進協議会	東部保健所国東保健部管内
臼杵市食生活改善推進協議会	中部保健所管内
由布市食生活改善推進協議会	中部保健所由布保健部管内
佐伯地区女性農業経営士会	南部保健所管内
竹田市食生活改善推進協議会	豊肥保健所管内
日田市食生活改善推進協議会	西部保健所管内
東九州短期大学	北部保健所管内
宇佐市食生活改善推進協議会	北部保健所高田保健部管内

4 食品に含まれる成分検査の結果

検査項目	検査 食品数	検査結果	備考
鮮魚の食中毒細菌 黄色ブドウ球菌及び腸炎ビブリオ	30	1検体で黄色ブドウ球菌陽性	保健所経由 で指導
残留農薬 (GC/MS一斉法 100項目)	30	全て検出されないもしくは検出限界以下	
アレルギー物質 (ELISA キット2種：そば)	30	全て陰性	
栄養成分 (カルシウム、ナトリウム、エネルギー、脂質)	30	3検体で成分表示値外	当該自治体 へ情報提供
放射性物質 ¹³¹ I、 ¹³⁴ Cs、 ¹³⁷ Cs	30	全て検出下限値以下	
委託10団体 計	150		

IV-1-1 食品表示に関する情報の事務処理フロー

食品偽装表示対策チームの事務処理



IV-12 平成25年度「食品表示110番」の受付状況

1 食品表示110番 受付数

アイネス	33 件
九州農政局大分地域センター	1 件
おおいたブランド推進課	3 件
食品安全・衛生課	8 件
合 計	45 件

月別受付数

4月	5 件	10月	1 件
5月	4 件	11月	4 件
6月	11 件	12月	0 件
7月	0 件	1月	5 件
8月	2 件	2月	4 件
9月	1 件	3月	2 件

合計 45 件

うち立入調査を行った事案

単独 調査	保健所	3 件
	振興局	2 件
	その他	2 件
合同調査		2 件
合 計		9 件

2 内 訳

品目別

生鮮食品	農産物	5
	畜産物	1
	水産物	3
加工品		18
その他		18

内容別

原産地に関すること	7
品質に関すること	1
期限表示に関すること	8
原材料に関すること	5
内容量に関すること	1
その他	23

アイネス「食品表示110番」について

大分県では、食品表示の適正化を図るため県民からの情報受付窓口として、「消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」に「食品表示110番」を設置しています。疑問に思う食品表示があった場合は下記のところに連絡して下さい。

電話受付 097-536-5000 月～金曜日 9:00～16:30受付
FAX受付 097-534-0684 24時間

IV－13 食品表示合同立入調査の結果

(1) 合同立入調査施設数

法令	H24年度					H25年度				
	第1回 (6~7月)	第2回 (8~9月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6~7月)	第2回 (8~9月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計
食品衛生法	81	79	78	64	302	73	54	59	115	301
JAS法	71	48	54	42	215	55	37	38	69	199
健康増進法	17	16	14	14	61	14	14	13	10	51
景品表示法	3	1	4	4	12	3	1	1	2	7
米トレサ法	0	18	7	12	37	7	4	7	7	25
計	172	162	157	136	627	152	110	118	203	583

(2) 調査食品件数

法令	H24年度					H25年度				
	第1回 (6~7月)	第2回 (8~9月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6~7月)	第2回 (8~9月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計
食品衛生法	2,306	2,795	1,651	1,398	8,150	2,080	1,869	1,574	1,659	7,182
JAS法	4,541	7,056	8,782	5,570	25,949	5,982	5,323	3,898	4,394	19,597
健康増進法	807	687	612	493	2,599	789	1,053	1,003	583	3,428
景品表示法	85	25	90	80	280	90	30	30	60	210
米トレサ法	0	243	92	250	585	189	30	99	101	419
計	7,739	10,806	11,227	7,791	37,563	9,130	8,305	6,604	6,797	30,836

(3) 不適正表示食品件数

法令	H24年度					H25年度				
	第1回 (6~7月)	第2回 (8~9月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6~7月)	第2回 (8~9月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計
食品衛生法	11	36	117	77	241	42	58	67	48	215
JAS法	33	77	88	98	296	157	41	124	152	474
健康増進法	39	20	20	20	99	32	26	21	22	101
景品表示法	6	1	5	1	13	4	1	0	1	6
米トレサ法	0	9	0	9	18	35	0	20	25	80
計	89	143	230	205	667	270	126	232	248	876

IV-14 偽装表示対策チームの構成と担当法令等

部局等	担当部・課	備考(関係法令)
福祉保健部	薬務室	薬事法
	健康対策課	健康増進法
農林水産部	集落営農・水田対策室	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)
	おおいたブランド推進課	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)
	畜産振興課	
	林産振興室	
	漁業管理課	
生活環境部	県民生活・男女共同参画課	不当景品類及び不当表示防止法
	食品安全・衛生課	食品衛生法
東部振興局	農山漁村振興部	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)
中部振興局	農山漁村振興部	
南部振興局	農山漁村振興部	
豊肥振興局	農山村振興部	
西部振興局	農山村振興部	
北部振興局	農山漁村振興部	
東部保健所	衛生課	食品衛生法、薬事法
東部保健所国東保健部	健康安全・衛生課	
中部保健所	衛生課	
中部保健所由布保健部	健康安全・衛生課	
南部保健所	衛生課	
豊肥保健所	衛生課	
西部保健所	衛生課	
北部保健所	衛生課	
北部保健所豊後高田保健部	健康安全・衛生課	
産業科学技術センター	計量検定担当	計量法
警察本部生活安全部		
九州農政局大分地域センター	消費・安全グループ	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)
		牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)
		米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)
大分市保健所	衛生課	食品衛生法
大分市	商工労政課	計量法

(偽装等違反による指示・公表事例)

NO	期日	件名	関係法令
1	H25.12.26	水産加工品(干ひじき)の不適正表示	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(広域)

IV-15 平成25年度ふくべ処理者新規講習会受講済者

保健所名	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県外	合計	大分市	県合計
講習会受講済者	6	0	2	5	1	0	0	2	0	1	17	16	33

IV-16 平成25年度ふくべ処理者更新講習会受講済者

保健所名	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県外	合計	大分市	県合計
講習会受講済者	286	32	83	31	88	17	47	79	21	8	692	295	987

IV-17 ふくべ処理施設届出済数

保健所名	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	合計	大分市	県合計
飲食店	111	29	55	46	39	17	30	59	12	398	176	574
魚介類販売業	71	9	19	5	29	7	20	59	7	226	81	307
魚介類加工業	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3	0	3
合計	182	39	74	51	70	24	50	118	19	627	257	884

IV-18 平成25年食中毒事件一覧表

No	発生場所	発生月日	摂食者数	患者数	死者	病因物質	原因食品	原因施設	行政処分 日数	自主休業 日数
1	大分市	1/20	12	4	0	ノロウイルス	酢がキ(推定)	飲食店(一般)	2	
2	日田市	2/11	2	2	0	ノロウイルス	生がキ(推定)	飲食店(一般)	2	1
3	大分市	2/17	16	12	0	クドア・セフ・ンジン・ソクターハ	ヒラメの刺身	魚介類販売店		
4	別府市	2/18	186	77	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(旅館)	2	
5	杵築市	3/18	83	33	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(料理店)	3	
6	日田市	8/3	105	55	0	病原大腸菌	飲食店提供料理	飲食店(旅館)	3	
7	大分市	8/18	21	12	0	セレウス菌	仕出し弁当	飲食店(弁当)	3	
8	国東市	9/15	846	396	0	ナグビブリオ	魚介類加工品	飲食店(料理店)	2	
9	大分市	12/11	42	13	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)	1	
計			1,313	604	0					

【全国の食中毒発生状況】

平成25年： 931件、 患者数20,802人、 死亡者 1人
 平成24年： 1,100件、 患者数26,699人、 死亡者 11人
 平成23年： 1,068件、 患者数21,700人、 死亡者 11人
 平成22年： 1,254件、 患者数25,972人、 死亡者 0人
 平成21年： 1,048件、 患者数20,249人、 死亡者 0人

IV-19 年次別食中毒発生状況

年次	大分県				全国			
	事件数	患者数	罹患率 (人口10万人対)	死者数	事件数	患者数	罹患率 (人口10万人対)	死者数
16	12 (3)	380 (86)	32.2	0	1,666	28,175	22.1	5
17	14 (3)	719 (25)	59.4	0	1,545	27,019	21.2	7
18	17 (6)	406 (116)	33.7	0	1,491	39,026	30.5	6
19	16 (7)	405 (148)	33.6	0	1,289	33,477	26.2	7
20	13 (6)	436 (186)	36.3	0	1,369	24,303	19.0	4
21	8 (3)	176 (45)	14.7	0	1,048	20,249	15.8	0
22	18 (8)	594 (173)	49.8	0	1,254	25,972	20.3	0
23	9 (4)	97 (28)	8.1	0	1,062	21,616	16.9	11
24	12 (5)	172 (82)	14.4	0	1,100	26,699	20.8	11
25	9 (4)	604 (41)	51.2	0	931	20,802	16.2	1

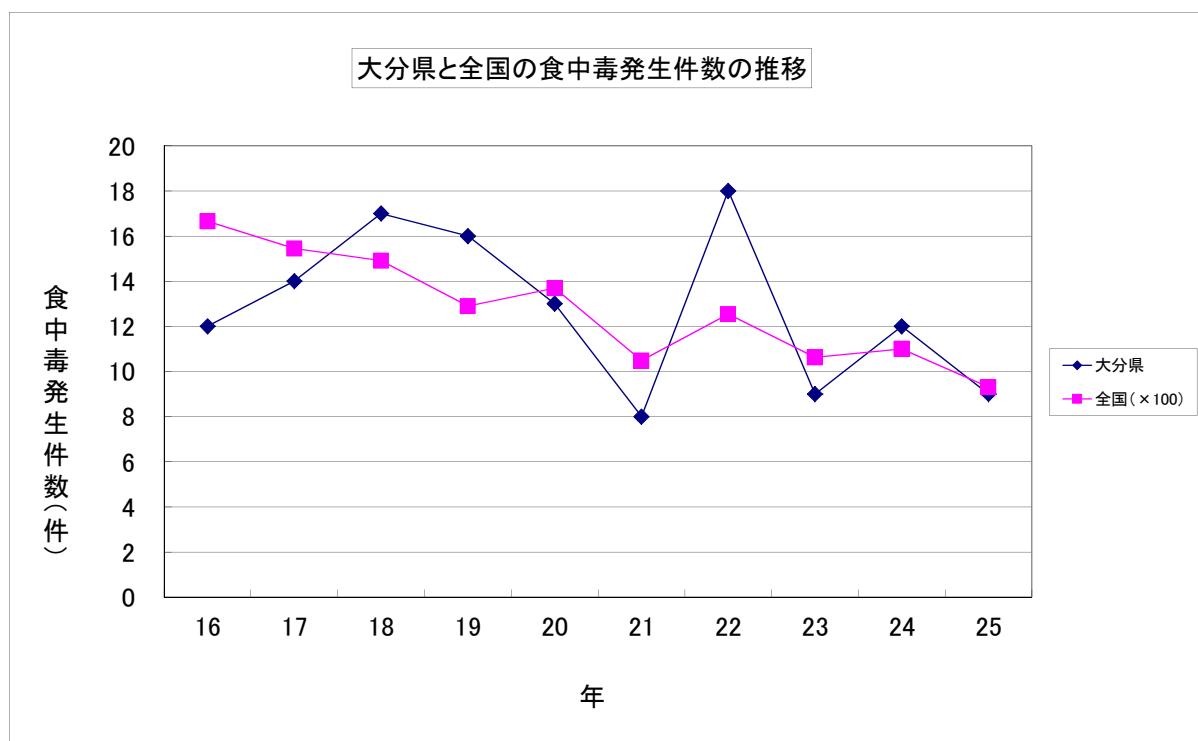
平成25年10月1日現在大分県人口

1,178,775人(平成25年大分県統計協会)

平成22年10月1日現在総人口

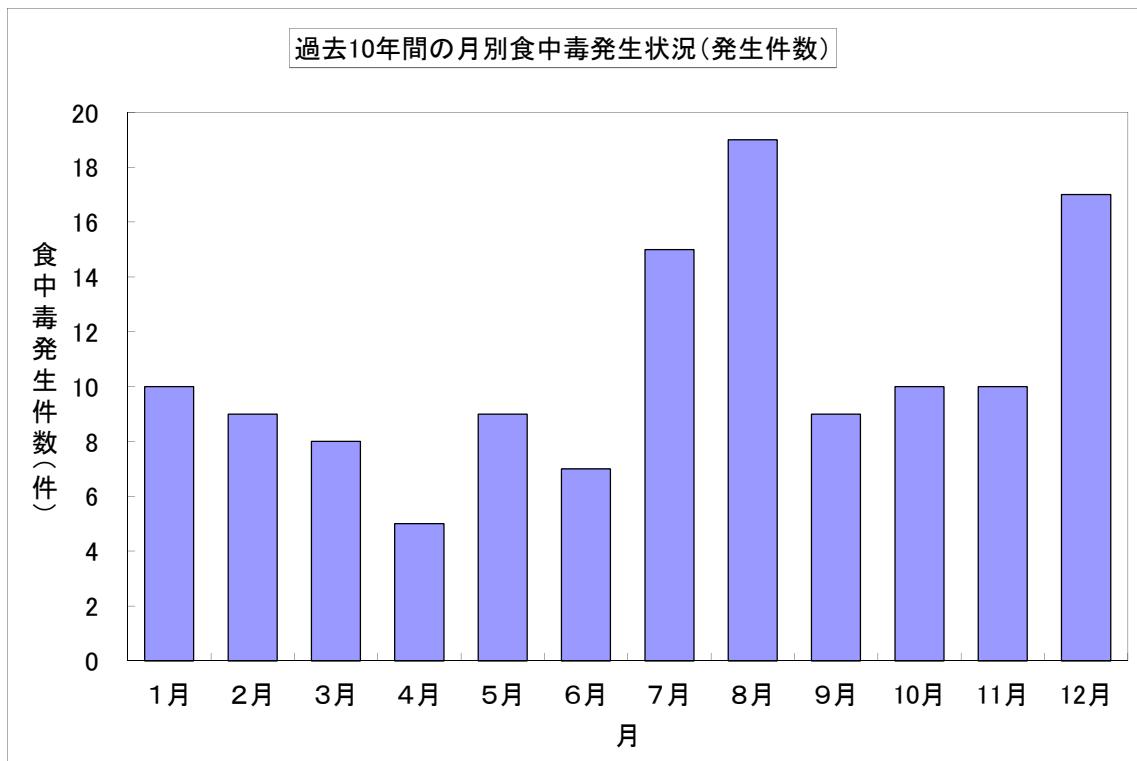
128,057,352人(平成22年国勢調査)

()は大分市分再掲



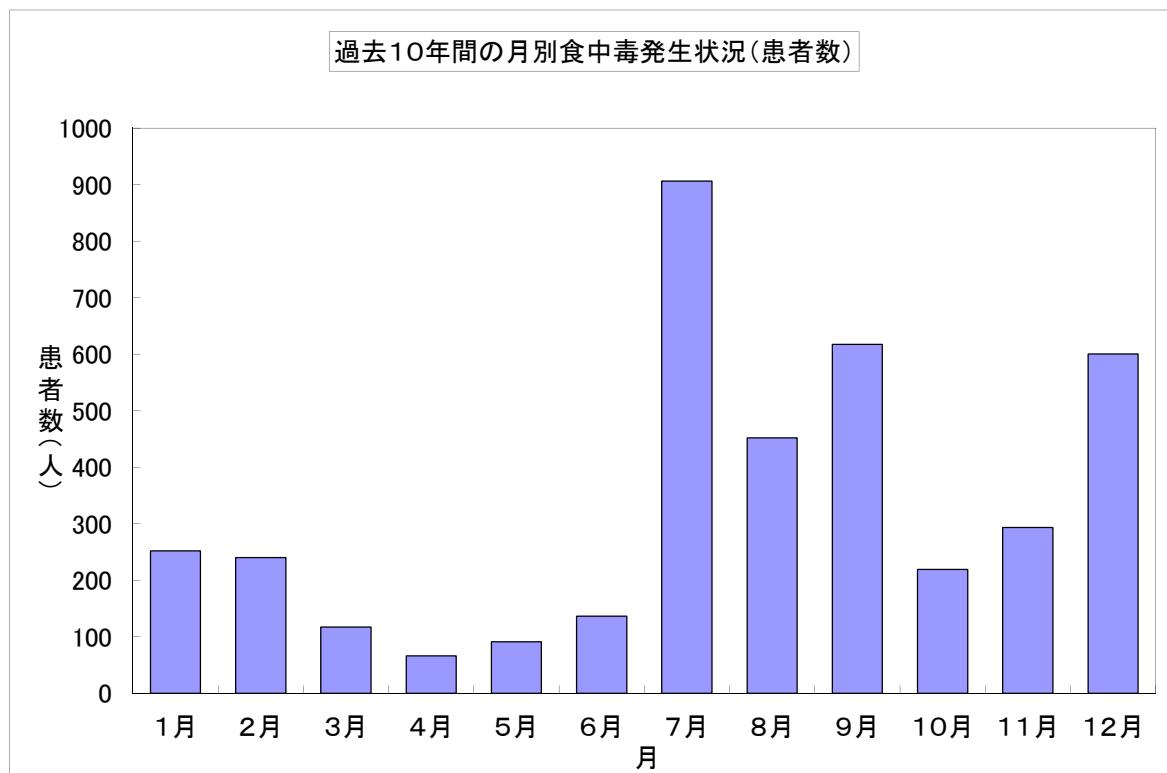
IV-20 過去10年間の月別食中毒発生状況（発生件数）

年/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
16			1		1		2	3	1		1	3	12
17				2	1	2	3	1	1	2		2	14
18	1	1	3	1		2	2	1	2		3	1	17
19	2	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	16
20	1				1		1	2	1	3	1	3	13
21	1	2			1	1	2					1	8
22	1				2	1	3	6	1	2	2		18
23	1		2		2			2		1	1		9
24	2			1			1	1	1		1	5	12
25	1	3	1					2	1			1	9
計	10	9	8	5	9	7	15	19	9	10	10	17	128
%	7.8	7.0	6.3	3.9	7.0	5.5	11.7	14.8	7.0	7.8	7.8	13.3	100.0



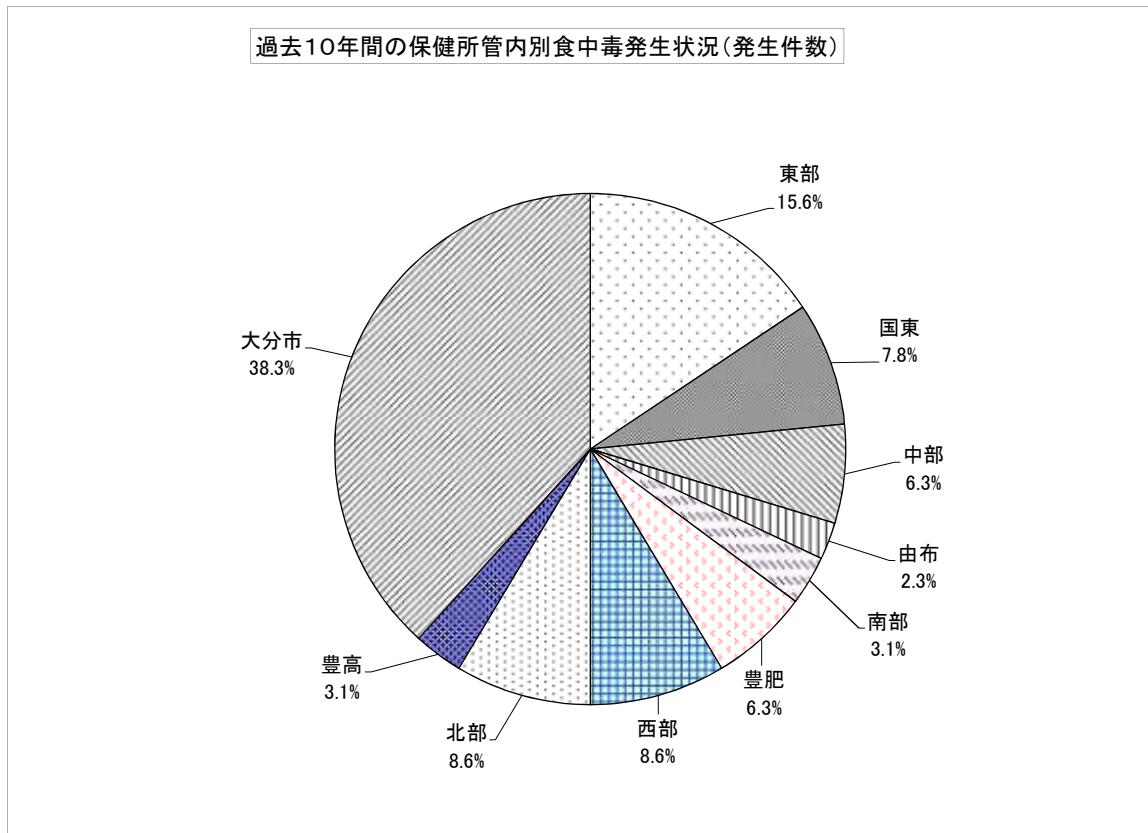
IV-21 過去10年間の月別食中毒発生状況（患者数）

年/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
16			1		1		34	189	47		22	86	380
17				16	12	17	488	13	34	58		81	719
18	15	50	50	19		57	18	29	41		55	72	406
19	68	44	6	10	42	6	28	22	35	81	22	41	405
20	66				8		23	9	27	44	51	208	436
21	34	55			1	41	38					7	176
22	11				9	15	274	96	29	34	126		594
23	12		27		18			22		2	16		97
24	42			21			3	5	8		1	92	172
25	4	91	33					67	396			13	604
計	252	240	117	66	91	136	906	452	617	219	293	600	3989
%	6.3	6.0	2.9	1.7	2.3	3.4	22.7	11.3	15.5	5.5	7.3	15.0	100.0



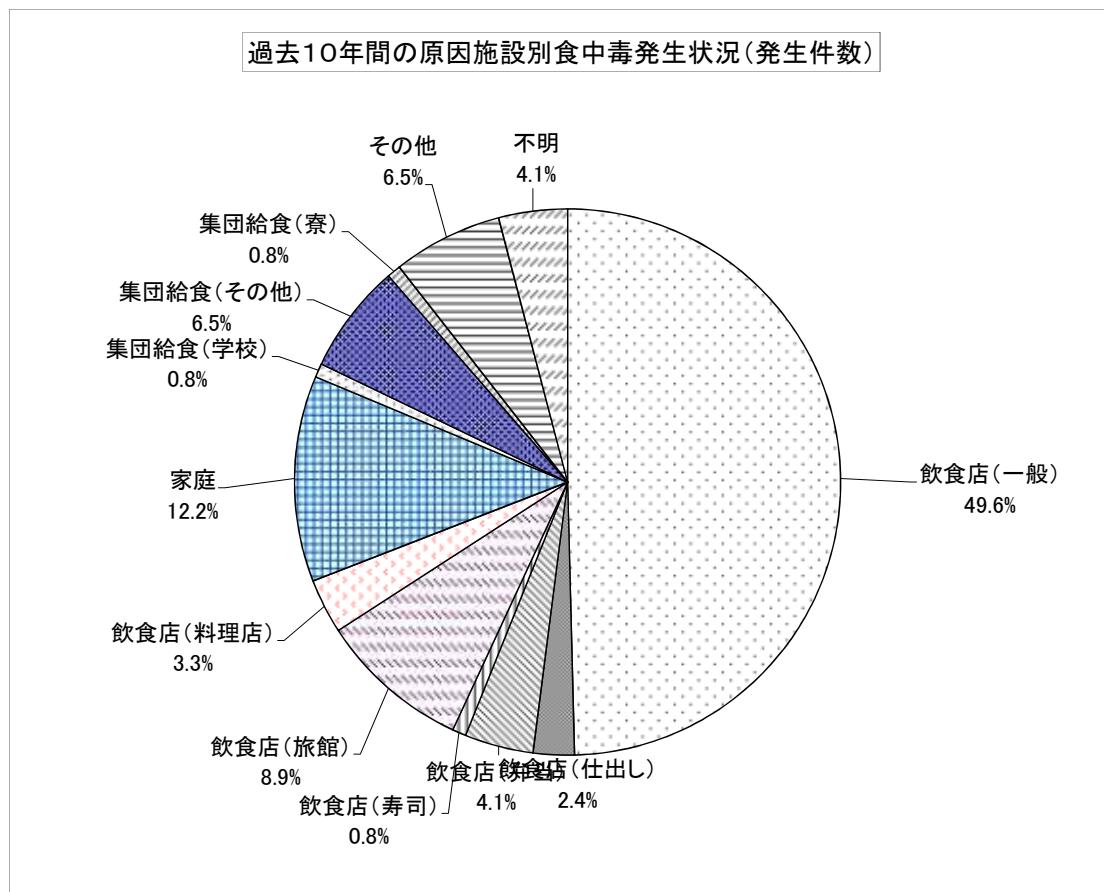
IV-22 過去10年間の保健所管内別食中毒発生状況（発生件数）

年次	保健所管内別食中毒発生状況													計	
	別府	日出	国東	臼杵	由布	佐伯	大野	竹田	日田	玖珠	中津	宇佐	高田	大分市	
16	2		2				2				1	1	1	3	12
17	4		1	1			1	1		2	1			3	14
18	2	2	1	3					1		2			6	17
19	1	1	3	1				1	1			1		7	16
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥		西部		北部	豊後高田	大分市			
20	1			1	1	1		2			1	6		13	
21	1			2						2		3		8	
22	3		2			1		2		1	1	8		18	
23					1	2		1		1		4		9	
24	1	2	1			1				1		1	5		12
25	2	1						2				4		9	
計	20	10	8	3	4	8		11		11	4	49		128	
%	15.6	7.8	6.3	2.3	3.1	6.3		8.6		8.6	3.1	38.3		100.0	



IV-23 過去10年間の原因施設別食中毒発生状況（発生件数）

年次	飲 食 店						家庭	集 団 給 食			その他	不明	計
	一般	仕出し	弁当	寿司	旅館	料理店		学校	その他	寮			
16	3	1	2		2		2				2		12
17	5				1		2		2		4		14
18	9	2			1	1			2	1	1		17
19	7		1		2	2	3		1				16
20	7		1		3		1				1		13
21	3			1	1	1	1				1		8
22	9		1		1		3		1			3	18
23	7							1		1			9
24	8							2	1	1			12
25	3		1		2	2					1		9
計	61	3	5	1	11	4	15	1	8	1	8	5	128
%	47.7	2.3	3.9	0.8	8.6	3.1	11.7	0.8	6.3	0.8	6.3	3.9	96.1



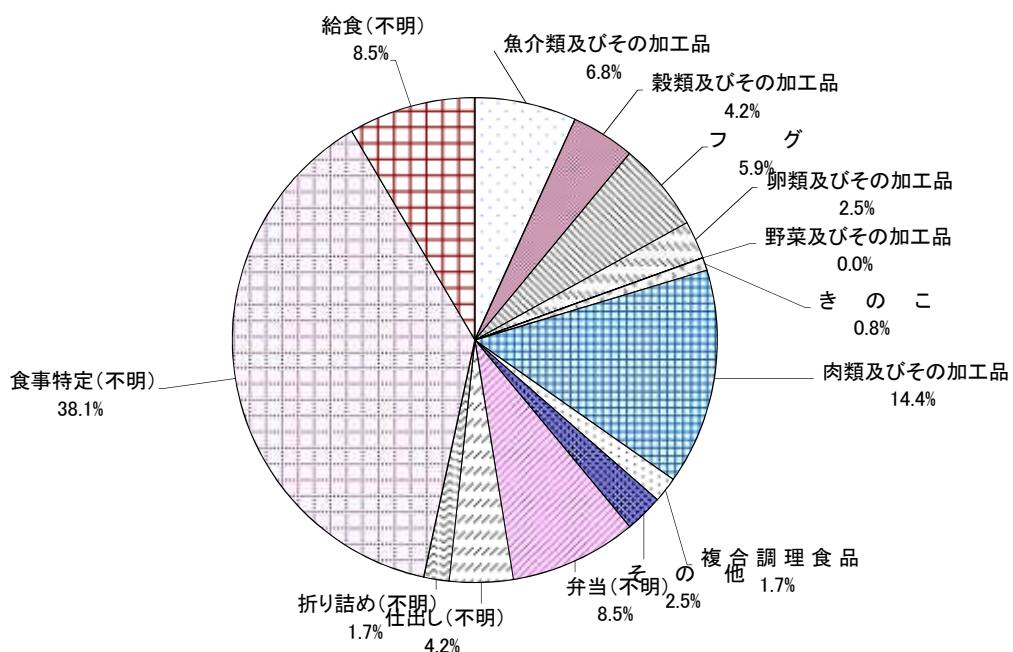
IV-24 過去10年間の原因食品別食中毒発生状況(発生件数)

原 因 食 品												計	%	% *
食 品 分 類	食 品 例	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25			
魚介類及びその加工品	刺身、寿司、かに、かぶ、スッポン		2	1	1						4	8	6.1	6.8
穀類及びその加工品	おにぎり、五目ずし、ちらし寿司、おはぎ	1		1	1	1						5	3.8	4.2
フ グ	コモン、カサ、ヒガシ、ナシ、ショウサイワグ	2			1		2			2		7	5.3	5.9
卵類及びその加工品	卵焼き、オムレツ、あわゆき、ババロア		1				1	1				3	2.3	2.5
野菜及びその加工品	漬物										0	0.0	0.0	0.0
き の こ	ツヨタケ、コブ ^ア イヌシメ ^ア の近縁種								1		1	0.8	0.8	0.8
肉類及びその加工品	ローストビーフ、焼肉、鶏タタキ	3	1	3	4	2	4					17	13.0	14.4
複合調理食品	冷麺、しゅうまい、焼きそば					1		1				2	1.5	1.7
そ の 他	チョウセンアサガオ、飲用水、クワズイモ	2			1							3	2.3	2.5
弁当(不明)		1		1	2	1	1	2	1		1	10	7.6	8.5
仕出し(不明)		2		2				1				5	3.8	4.2
の 折り詰め(不明)	この中に原因食品があると推定されたが、特定されなかった。	1		1								2	1.5	1.7
他 食事特定(不明)		1	2	8	8	5		6	7	8		45	34.4	38.1
給食(不明)				2	1		1			2	4	10	7.6	8.5
不 明		4	4	2				3				13	9.9	
計		12	14	19	17	13	8	18	9	12	9	131	100.0	

注) 原因食品が複数の事件があるので、事件数とは一致しない。

* 不明を除いた件数の合計を100とした場合の%

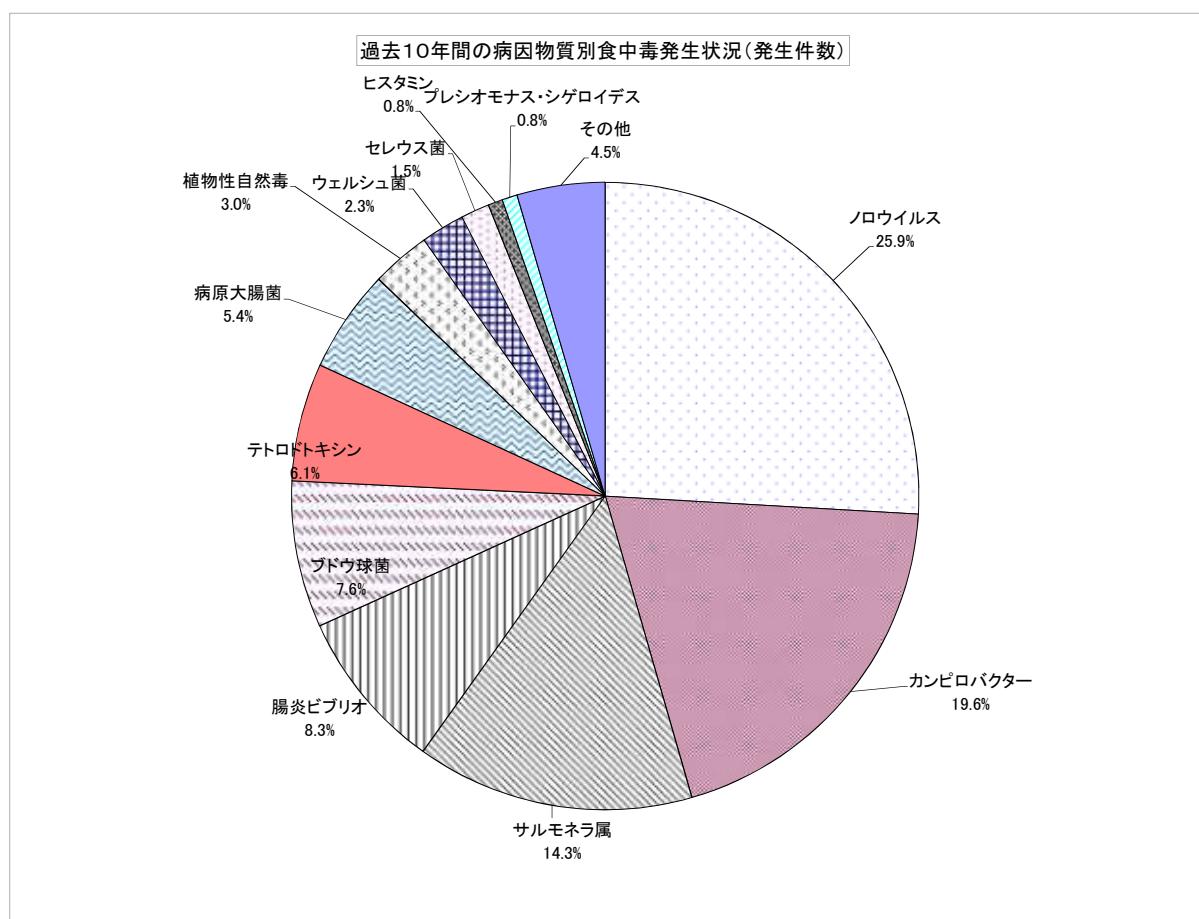
過去10年間の原因食品別食中毒発生状況(発生件数)
*不明分を除く



IV-25 過去10年間の病因物質別食中毒発生状況（発生件数）

年次	事件数	細菌性病因物質									ウイルス性病因物質	他の病因物質			その他	計
		腸炎ビブリオ	ブドウ球菌	サルモネラ属菌	カンピロバクター	病原大腸菌	ブレシオモナス・シゲロイデス	ウェルシュ菌	セレウス菌	ノロウイルス		テトロドトキシン	ヒスタミン	植物性自然毒		
16	12	3	3		1	2				3	2					14
17	14	1		3	5	1	1			2		1				14
18	17	1	1	3	2					9				1	1	17
19	16	1	2	4	2			1		5	1					16
20	13				5				2	5			1			13
21	8		1	1	2			1		1	2					8
22	18	3	1	6	5					2				1	1	18
23	9				3	2				2			1	1		9
24	12				2	1		1		5	2			1	1	12
25	9					1			1	5				2		9
計	128	9	8	17	27	7	1	3	3	39	7	1	2	6		130
%		6.9	6.2	13.1	20.8	5.4	0.8	2.3	2.3	30.0	5.4	0.8	1.5	4.6		100.0

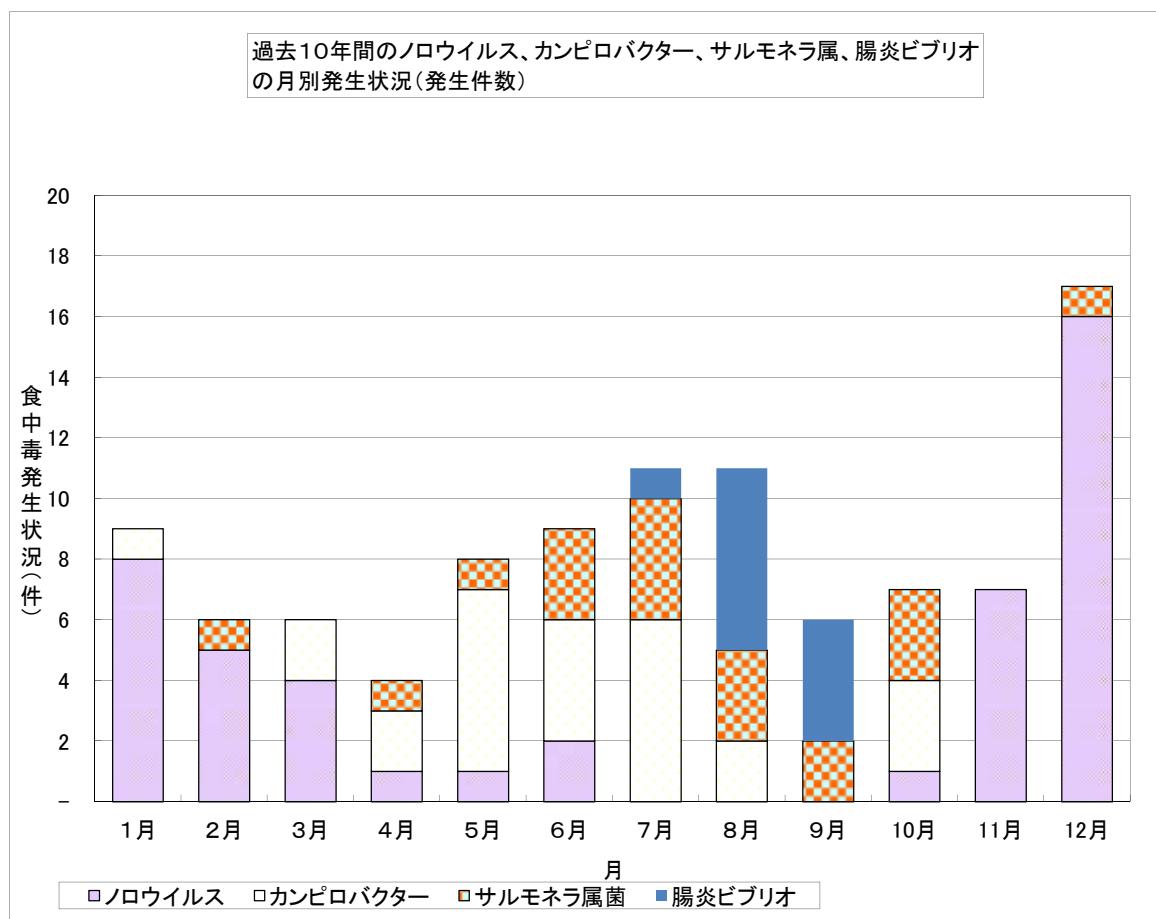
注) 病因物質が複数の事件があるので、事件数と病因物質計は一致しない。



IV-26 過去10年間の月別病原物質別食中毒発生状況（発生件数）

病原物質/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
腸炎ビブリオ							1	6	4				11
ブドウ球菌						1	2	1	1	2	2	1	10
サルモネラ属菌		1		1	1	3	4	3	2	3		1	19
カンピロバクター	1		2	2	6	4	7	3		3			28
病原大腸菌							3	4	2				9
ブレシオモナス・シゲロイデス							1						1
ウェルシュ菌	1	1							1		1	4	
セレウス菌								2	1				3
ノロウイルス	8	5	4	1	1	2				1	7	16	45
テトロドキシン	1	1	1		2			1		1	1	2	10
ヒスタミン						1							1
植物性自然毒	1									3			4
その他		1	1	1				1	1		1		6
計	12	9	8	5	10	11	18	21	12	13	11	21	151

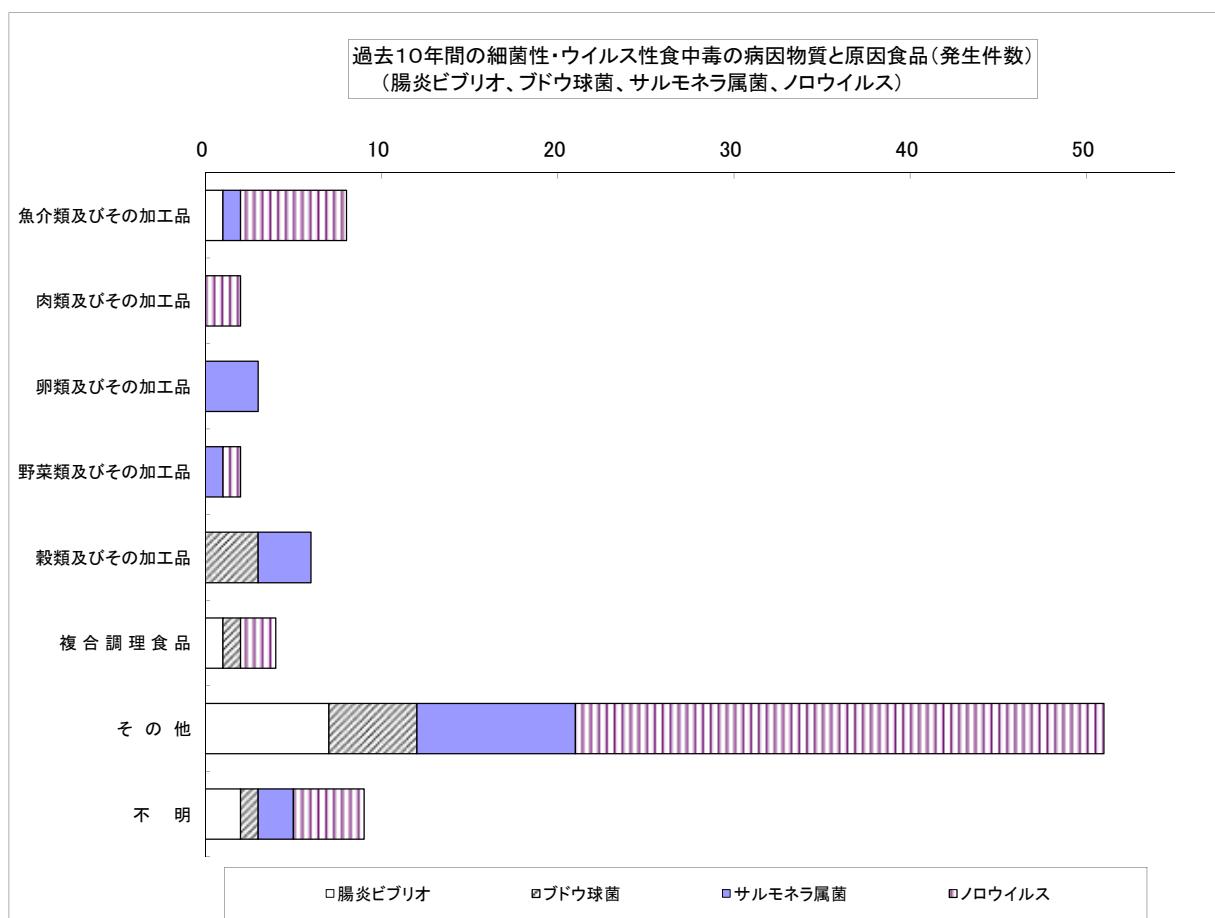
注) 病原物質が複数の事件があるので、事件数と病原物質計は一致しない。



IV-27 過去10年間の細菌性・ウイルス性食中毒の病原物質と原因食品との関係（発生件数）

原因食品 \ 病因物質	腸炎ビブリオ	ブドウ球菌	サルモネラ属菌	カンピロバクター	病原大腸菌	ブレシオモナス・シグロイデス	ウェルシュ菌	セレウス菌	ノロウイルス	計
魚介類及びその加工品	1		1						6	8
肉類及びその加工品				17					2	19
卵類及びその加工品			3							3
野菜類及びその加工品			1					1	1	3
穀類及びその加工品		3	3					1		7
複合調理食品	1	1					1		2	5
その他	7	5	9	9	6	1	3	1	30	71
不明	2	1	2	2	3				4	14
計	11	10	19	28	9	1	4	3	45	130

注) 原因食品が複数の事件があるので、事件数とは一致しない。



IV-28 大分県下のフグによる食中毒事件（昭和45年～平成25年）

	発生月日	発生場所	フグ名	摂食	患者	死者	調理の内容	フグの入手経路等
45	11. 6	臼杵市	サバフグ	7	1	1	肝の吸物	市内鮮魚店
46	1. 13	大分市	ナゴヤフグ	3	3	0	肝	市内鮮魚店
	7. 10	国東市	フグ	4	3	1	刺身、肝	魚市場
47	1. 16	大分市	ナゴヤフグ	2	2	1	内臓等のチリ鍋	魚屋
	8. 11	大分市	フグ	1	1	1		釣り
52	1. 20	別府市	トラフグ	2	2	0	刺身と肝のちり	漁師から譲渡
53	2. 14	竹田市	コモソフグ	2	2	1	刺身と肝・卵巣	市内鮮魚店
55	8. 26	日出町	トラフグ	1	1	1	ゆで肝	建網で取れた
60	5. 23	大分市	クサフグ	2	2	0	肝・卵巣煮付け	釣り
	7. 17	国東市	トラフグ	1	1	0	ゆで肝	建網で取れた
61	10. 8	豊後高田市	クサフグ	3	1	1	肝等の水炊き	建網で取れた
62	9. 27	杵築市	コモソフグ	1	1	0	肝の生食	釣り
63	9. 2	国東市	ヒガソフグ	1	1	1	骨付き身の煮付	建網で取れた
元	7. 25	大分市	ヒガソフグ	4	4	0	肝の生食	建網で取れた
4	8. 1	中津市	クサフグ	1	1	0	刺身・肝の湯引	釣り
	8. 1	中津市	クサフグ	1	1	0	刺身・内臓	釣り
7	11. 25	中津市	ナシフグ（推定）	1	1	0	身・皮の水炊き	市内鮮魚行商
8	9. 4	中津市	マフグ	3	2	0	肝等の水炊き	市内移動販売車
10	11. 14	国東市	ヒガソフグ	1	1	0	肝の唐揚げ	釣り
13	2. 8	大分市	トラフグ	12	1	0	ゆで肝	市内飲食店
	9. 26	豊後高田市	トラフグ	3	1	0	ゆで肝	市内魚介類販売者
14	10. 20	佐伯市	クサフグ（推定）	1	1	0	フグの煮付け	釣り
15	8. 19	大分市	コモソフグ	1	1	0	フグの煮付け	釣り
	12. 3	別府市	トラフグ・クサフグ	8	2	0	フグ料理	市内無許可店舗
16	3. 2	佐伯市	ヒガソフグ	1	1	0	刺身・肝	市内飲食店
	5. 22	宇佐市	ショウサイフグ（推定）	1	1	0	フグのみそ汁	釣り
19	1. 13	姫島村	フグ	1	1	0	フグの煮付け	釣り
21	2. 7	由布市	マフグ	2	2	0	卵巣の煮付け	市内鮮魚店
	5. 8	宇佐市	シマフグ	1	1	0	肝臓の煮付け	漁師から譲渡
24	11. 18	国東市	ヒガソフグ（推定）	1	1	0	刺身、肝・皮の湯引	知人から譲渡
	12. 14	国東市	シマフグ（推定）	1	1	0	みそ汁、ゆで肝	漁師から譲渡
				74	45	8		

V 食品衛生対策の推進

平成13年、我国で初めてとなるBSEの確認をはじめ、無登録農薬の使用等が相続いで発生し、食品の安全性に対する消費者の不安、不信が高まったことから、平成15年5月、国民の健康保護を重視した、食品の安全性確保についての基本となる法律「食品安全基本法」が成立すると共に、食品衛生法の大改正が行われ国及び各地方自治体は、食品衛生監視指導計画を策定することとなった。

このため、平成16年度から毎年「大分県食品衛生監視指導計画」を策定し、この計画に基づき、各保健所等で地域の特性を考慮した効率的な監視指導を行うこととしている。

平成26年度は、昨年度、大規模食中毒が発生したことから、規模の大きな仕出し弁当施設に対して、工程管理や汚染拡大防止対策、殺菌消毒方法について徹底した衛生管理を進める。食中毒の発生防止については高齢者に重点をおいて啓発を図ることとしている。

また、食品表示については、昨年度食品表示法が公布された。施行状況を確認しながら、引き続き偽装表示や不適正表示の発生防止に取り組むとともに、特に健康被害発生の恐れがあるアレルギー物質に係る食品表示について、製品の検査や製造所への立入調査により、適正表示の徹底を指導することとしている。

1 平成26年度食品衛生監視員等配置状況

本庁、各保健所の衛生課に配置している獣医師、薬剤師、栄養士である者を食品衛生に関する監視指導等を実施する食品衛生監視員に任命しており、その総数は94名である。

また、製造業や食品取扱いの大型店を専門的に監視するため県内を5ブロックに区分し、各ブロックに食品衛生監視機動班を1班2名ずつ配置している。

(26.5.1 現在)

所 属	区 分	食品衛生監視員任命総数			食品衛生監視機動班
		獣医師	薬剤師	栄養士	
本庁（食品安全・衛生課）	10	7	2	1	—
本庁（健康対策課）	2	—	—	2	—
東部保健所	15(1)	4(1)	7	4	2
東部保健所国東保健部	3	1	2	—	—
中部保健所	4	1	3	—	—
中部保健所由布保健部	3	2	1	—	—
南部保健所	6	2	4	—	2
豊肥保健所	13(3)	6(3)	4	3	2
西部保健所	7	3	4	—	2
北部保健所	11	5(1)	5	1	2
北部保健所豊後高田保健部	3	1	2	—	—
食肉衛生検査所	17(4)	17(4)	—	—	—
合 計	94(8)	49(8)	34	11	10

※ 獣医師のうち()は、非常勤職員数

※ 栄養士は、健康増進法に関する業務を主に実施

平成26年度大分県食品衛生監視指導計画の概要

1 趣 旨

大分県が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する基本的な方向及び監視指導に当たり必要な基本的事項を示し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進することにより、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止し、県民の食の安全を確保することを目的とする。

2 監視指導の実施に関する基本的な方向

行政（大分県）、食品関連事業者及び消費者の役割分担

監視指導は、行政（大分県）、食品関連事業者、消費者の役割分担を前提とし実施する。

食品の安全性を確保する第一義的責任を有している者は、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通、販売に携わる食品等事業者であることを明確にした上で、食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品等を供給しているか否かを確認するため、県の関係部局が連携して監視指導を行うものとする。

また、消費者は、家庭内食中毒の発生を防止する等の観点から、食品の安全に関する知識と理解を深め、適切に食品を選択し、均衡のとれた食生活を送ることのほか、食品の安全性に関する施策への参画に努めるなど、食品の安全性確保に積極的な役割を果たす必要がある。

食品供給工程（フードチェーン）の各段階における監視指導の実施

食品の安全性を確保するためには、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の工程（フードチェーン）の各段階において、食品の安全性を確保するための必要な措置が適切に講じられていることが重要である。

この理念を踏まえ、農林水産物の採取から食品の販売までの各段階において、食中毒等の食品衛生の危害の発生状況等を分析、評価した上で、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施する。

農林水産物の生産段階における監視指導

農林水産物の生産段階における監視指導は、農林水産部局が中心となり、食品衛生担当部局と連携して実施する。

採取段階以降の農林水産物及び 製造、加工、流通、販売されている食品の監視指導

採取・出荷された農林水産物及び製造、加工、輸入、流通、販売されている食品の監視指導は食品衛生部局（主に、県下の保健所）が実施する。

3 重点的な監視指導事項及び監視回数

重点的な監視指導事項

- 輸入食品の安全確保対策
- 監視指導の高度化による食中毒発生防止対策
- ふぐ中毒の発生防止対策
- 食品表示信頼性確保対策
- 食肉の生食等による食中毒発生防止対策
- 生野菜サラダ等の未加熱食品による食中毒発生防止対策
- アレルギー物質に係る食品表示対策
- 食品の放射能汚染対策
- 食肉、食肉製品、乳製品、鶏卵、水産食品及び農産物の製造施設の監視指導

食品関係営業施設に対する監視回数

- 営業施設を4ランクに分け監視を行います。

Aランク	年間3回以上立ち入り検査
Bランク	年間2回以上立ち入り検査
Cランク	年間1回以上立ち入り検査
Dランク	2~6年に1回以上又は実情に応じて立ち入り検査

- 各種一斉取締りを実施します。

・夏期食品一斉取締り	7月1日～7月31日
・夏期食品表示一斉取締り	7月1日～7月31日
・食品衛生月間	8月1日～8月31日
・年末食品一斉取締り	11月1日～11月30日
・年末食品表示一斉取締り	12月1日～12月28日
・観光・行楽地監視	4月～5月 9月～10月
・ふぐ中毒防止強化月間	10月1日～10月31日
・祭典等監視	開催期間ごと

重点的な流通食品の検査

- 県特産食品、県内広域流通食品、消費者がよく利用する食品を中心に行います。

検査対象項目	主な検査対象食品
残留農薬	県産農産物、輸入農水産物及び加工食品
残留動物用医薬品	県産食肉、輸入食肉、県産養殖魚介類、輸入養殖魚介類、県産鶏卵
アレルギー物質	菓子などの加工食品
食品添加物	加工食品（食肉製品、菓子、漬物、そうざい類）
微生物検査 (食中毒原因微生物等)	清涼飲料水、県産鶏卵、牛乳、加工乳 鮮魚介類
微生物検査	弁当、そうざい、生野菜サラダ類、洋生菓子 生食用魚介類、魚肉練り製品、豆腐、 めん類、ソフトクリーム

食品の放射性物質検査

- 福島原子力発電所の事故により、放射性物質の基準を超える疑いのある食品が県内に流通した場合、緊急の放射性物質検査を実施します。

4 違反等を発見した場合の措置

- 食品の検査で違反を発見した場合、食中毒等の健康被害が発生した場合は、食品衛生法に基づく廃棄命令、営業停止、施設の改善命令を行い、施設の名称、違反の内容、対象食品等を県で定めた基準に基づき公表します。

5 食中毒等健康被害発生時の対応

- 県庁内関係部局と連携して、迅速な原因究明と被害拡大防止対策を講じます。また、国、関係自治体と情報交換を行い、県民への情報提供をすみやかに行います。

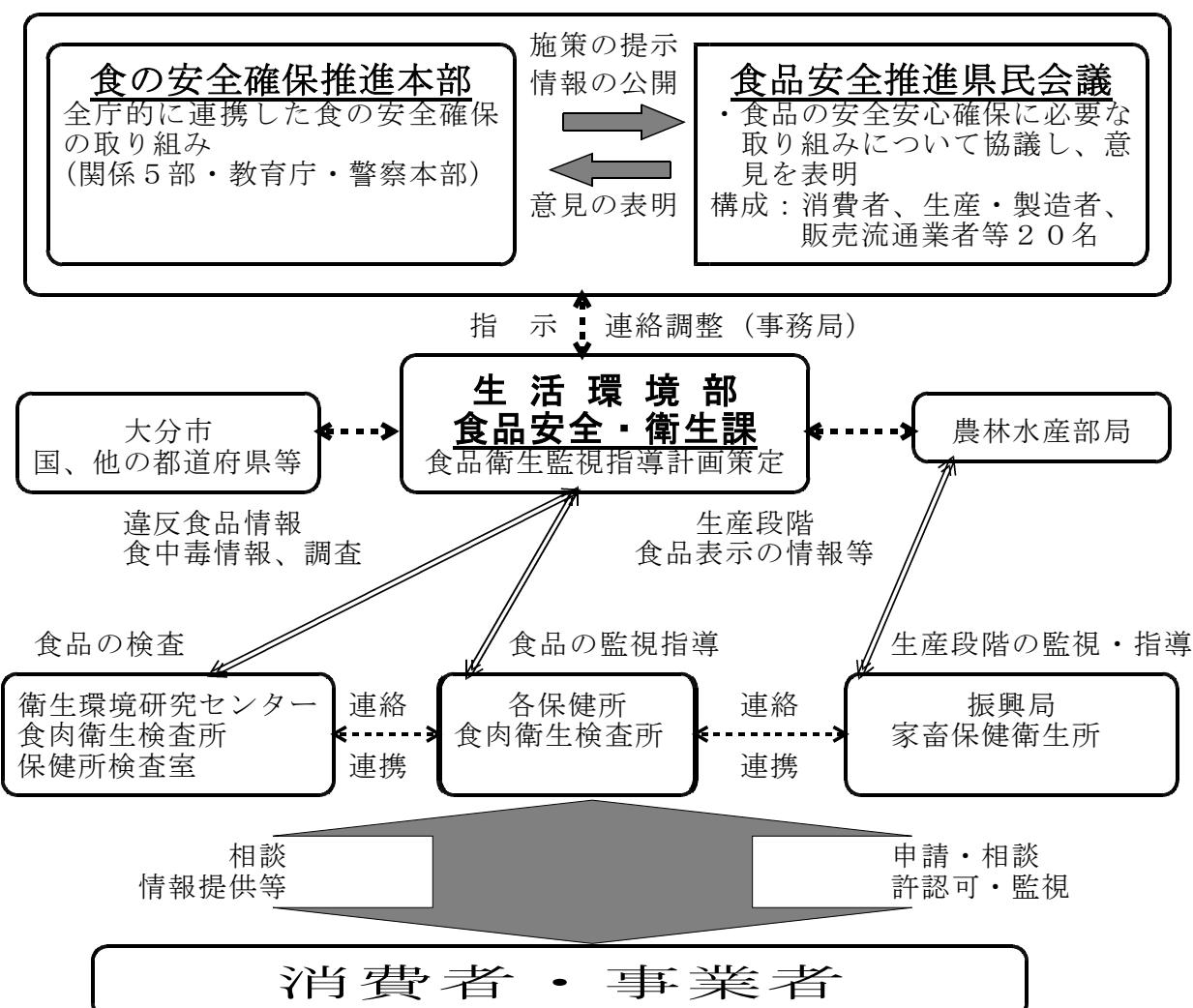
6 食品等事業者に対する指導

- 事業者に対し、自分が生産、製造する食品は、自分が責任を持つことを認識させ、自主的な衛生管理の推進を指導します。
- このために、食品衛生に関する知識を習得させることを目的に、講習会等を実施するとともに、食品衛生監視員等が現場で助言指導を行います。

7 消費者、食品等事業者、行政機関相互の情報及び意見交換等

- 食品衛生監視指導計画について、食の安全に関する意見交換会等を開催し、県民の皆様方の意見を伺い、この計画に反映させます。
- また、家庭における食中毒を未然に防止するために、食品衛生に関する情報を提供するとともに、消費者団体等からの要請があれば、出前食品衛生講座を行うことにしています。

8 食の安全確保のための体制フロー



←→ : 国及び他部局との連携、協力
 ↔ : 各部局の所管する法律等による指示及び報告
 ←→ : 現場事務所等の連携、協力

食品供給工程における各部の担当

生産段階		製造・加工段階	流通段階
安 全 対 策	農林水産部 農薬取締法、飼料安全法等 薬事法（動物用医薬品） (水産用医薬品) 等	農林水産部 農水産品の加工製造指導 製造施設の許認可及び監視指導	生活環境部 食品衛生法等 流通食品の検査・監視等
表 示	農林水産部 農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS法)	農水産物及び加工品への適正表示の指導 (JAS法) 生活環境部 適正表示の指導 (食品衛生法) (景品表示法)	農水産物及びその加工品の表示の監視等 (JAS法) 流通食品の表示の監視 (食品衛生法) (景品表示法)

V-1 許可を要する食品関係営業施設数

(平成26年3月31日現在)

区分	保健所	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田	計
飲食店	一般食堂・レストラン	1,462	113	303	412	456	415	809	887	130	4,987
	仕出し屋・弁当屋	150	35	50	49	87	77	123	148	28	747
	旅館	199	36	32	178	50	61	148	56	12	772
	その他	754	123	154	117	319	159	377	536	118	2,657
菓子(パンを含む)製造業		278	58	103	146	167	170	305	285	59	1,571
乳処理業		0	0	0	1	0	1	1	1	0	4
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		2	0	0	7	0	3	0	4	1	17
集乳業		0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
魚介類販売業		293	72	76	43	168	79	125	253	43	1,152
魚介類せり売り営業		2	3	2	0	6	0	1	2	1	17
魚肉ねり製品製造業		4	4	9	0	36	0	2	7	1	63
食品の冷凍又は冷蔵業		10	6	1	4	14	3	0	15	2	55
かん詰びん詰食品製造業		12	4	12	4	3	11	17	14	6	83
喫茶店営業		375	83	90	93	136	90	186	404	60	1,517
あん類製造業		2	0	1	0	1	1	1	4	0	10
アイスクリーム類製造業		3	2	2	5	2	6	5	5	1	31
乳類販売業		325	90	79	61	162	118	238	271	46	1,390
食肉処理業		6	1	3	4	13	16	8	16	2	69
食肉販売業		239	45	55	43	115	119	173	203	35	1,027
食肉製品製造業		0	1	0	4	2	10	3	7	0	27
乳酸菌飲料製造業		1	0	0	4	0	1	1	0	0	7
食用油脂製造業		0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
マーガリン・ショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		18	11	5	5	21	15	26	21	4	126
醤油製造業		6	3	4	1	0	2	9	13	0	38
ソース類製造業		1	0	3	1	1	5	3	3	0	17
酒類製造業		7	3	5	6	4	12	8	18	1	64
豆腐製造業		16	9	7	9	20	20	23	23	3	130
納豆製造業		1	0	0	0	0	0	0	3	1	5
めん類製造業		12	8	2	6	5	8	10	11	3	65
そうざい製造業		66	26	42	37	45	62	115	82	14	489
添加物製造業		0	0	5	0	2	0	1	3	0	11
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		8	2	3	15	4	12	20	12	1	77
氷雪製造業		2	1	1	1	2	1	3	2	0	13
氷雪販売業		5	0	2	1	2	2	1	4	2	19
条例許可	つけもの製造業	66	29	26	48	41	91	209	154	21	685
	こんにゃく製造業	9	3	6	9	13	29	31	16	0	116
	ところてん製造業	1	5	2	0	3	0	0	1	0	12
	ふ製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	魚介類の行商	20	2	2	0	2	0	0	13	2	41
	アイスクリーム類の行商	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	菓子製造の行商	3	0	1	0	0	2	3	0	0	9
	ところてん販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	削氷販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		4,360	779	1,089	1,314	1,902	1,601	2,986	3,498	598	18,127

V-2 許可を要しない食品関係営業施設数

(平成26年3月31日現在)

区分	保健所	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	計	
給食施設	学校	23	5	24	2	13	7	10	10	1	95
	病院・診療所	21	11	13	10	15	20	32	40	3	165
	事業所	0	5	0	2	0	2	0	7	2	18
	その他	94	29	32	27	9	48	66	103	16	424
乳さく取業		0	11	0	10	10	52	83	59	5	230
食品製造業		41	25	32	17	95	307	184	242	20	963
野菜・果物販売業		137	53	140	46	146	352	275	518	122	1,789
そうざい販売業		217	31	95	140	95	416	432	284	82	1,792
菓子（パンを含む）販売業		236	142	95	150	184	408	607	502	149	2,473
食品販売業（上記以外）		279	262	112	135	465	670	693	533	80	3,229
添加物の製造業		0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
添加物の販売業		72	52	60	10	94	179	122	98	68	755
氷雪採取業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装・おもちゃの製造・販売業		112	34	75	20	82	70	236	123	41	793
グリーンツーリズム施設		11	44	31	10	26	21	58	82	49	332
計		1,243	704	709	579	1,237	2,552	2,798	2,601	638	13,061

V-3 営業施設に対する監視状況(年度別)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
飲食店	一般食堂・レストラン等	1,959	1,933	1,735
	仕出し屋・弁当屋	555	645	490
	旅館	359	424	593
	その他	1,829	1,370	1,615
菓子(パンを含む)製造業	901	808	886	
乳処理業	7	5	12	
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	
乳製品製造業	24	21	19	
集乳業	5	4	2	
魚介類販売業	1,437	1,032	1,026	
魚介類せり売り営業	47	17	22	
魚肉ねり製品製造業	52	46	42	
食品の冷凍・冷蔵業	67	70	56	
かん・びん詰食品製造業	47	54	37	
喫茶店営業	272	357	355	
あん類製造業	10	7	4	
アイスクリーム類製造業	24	14	22	
乳類販売業	1,088	922	799	
食肉処理業	240	96	87	
食肉販売業	1,353	1,204	931	
食肉製品製造業	50	43	31	
乳酸菌飲料製造業	33	19	9	
食用油脂製造業	0	1	5	
マーガリン・ショートニング製造業	0	0	0	
みそ製造業	56	48	31	
醤油製造業	17	17	10	
ソース類製造業	15	4	14	
酒類製造業	48	41	17	
豆腐製造業	117	158	50	
納豆製造業	0	1	2	
めん類製造業	58	67	33	
そうざい製造業	317	344	267	
添加物(法第11条の規定による)の製造業	15	7	6	
食品の放射線照射業	0	0	0	
清涼飲料水製造業	112	145	63	
氷雪製造業	10	3	6	
氷雪販売業	6	4	3	
条例許可	つけもの製造業	222	457	223
	こんにゃく製造業	71	73	29
	ところてん製造業	0	3	4
	ふ製造業	0	0	0
	魚介類の行商	2	1	4
	アイスクリーム類の行商	0	0	0
	菓子製造の行商	2	0	0
	ところてん販売業	0	0	0
	削氷販売業	0	0	0
計	11,427	10,465	9,540	

(監視件数)

V-4 許可を要しない施設に対する監視状況(年度別)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
給食施設	学校	262	198	136
	病院・診療所	108	134	122
	事務所	4	2	7
	その他	414	430	376
乳さく取業		0	0	0
食品製造業		50	50	74
野菜・果物販売業		1,272	1,091	876
そうざい販売業		1,072	941	689
菓子(パンを含む)販売業		1,287	1,049	935
食品販売業(上記以外)		1,234	1,080	1,001
添加物(法第11条第1項以外)の製造業		35	4	9
氷雪採取業		0	0	0
添加物の販売業		535	584	363
器具容器・包装製造業・おもちゃの製造業又は販売業		479	542	336
グリーンツーリズム施設		26	48	33
計		6,778	6,153	4,957

(監視件数)

V-5 平成25年度食品等事業者施設への監視指導件数

食品等事業者の業種毎の施設への監視指導について、過去の食中毒の発生頻度、製造・調理される食品の流通の広域性、規模、取扱い食品の特殊性などを考慮して、5段階(A~E)に分類し年間の監視回数を定めている。

ランク	監視回数	対象施設の考え方
A	年4回以上	・対米輸出水産食品取扱認定施設
B	年3回以上	・前年度、食中毒を発生させた施設 ・前年度、規格基準違反食品を製造した施設 ・前年度、健康被害にかかる苦情発生原因施設 ・前年度、衛生規範・大分県食品衛生指導基準等に基づく収去検査で「不良」と判定された食品の製造施設
C	年2回以上	・大型の食品提供施設等 ・食品衛生法に基づく製造施設で、成分規格の定められた食品の製造業等 ・食肉処理業(食肉処理場、と畜場を含む) ・と畜場法、食鳥処理法の施設 ・総合衛生管理製造過程承認施設 ・つけもの製造業(浅漬製造施設に限る)
D	年1回以上	・上記以外の製造業 ・学校等の給食施設 ・食中毒事件の発生頻度が高い食品提供施設等 ・对中国輸出水産食品取扱登録施設 ・対ベトナム輸出水産食品取扱登録施設
E	2~6年に1回以上	上記以外の施設

ランクA 年4回以上

	累計	施設数	達成率
対米輸出水産食品製造施設	8	1	200%
合 計	8	1	200%

ランクB 年3回以上

	累計	施設数	達成率
前年度、食中毒を発生させた施設	6	6	33%
前年度、成分規格基準違反食品を製造した施設	4	2	67%
前年度、健康被害にかかる苦情発生原因施設	28	21	44%
前年度、衛生規範・大分県食品衛生指導基準等に基づく収去検査で「不良」と判定された食品の製造施設	54	50	36%
合 計	92	79	39%

ランクC 年2回以上

	累計	施設数	達成率
飲食店(大型店 ※)	8	4	100%
乳処理業	12	4	150%
集乳業	2	2	50%
魚介類せり売り業	22	17	65%
乳酸菌飲料製造業	9	7	64%
乳製品製造業	19	17	56%
アイスクリーム製造業	22	32	34%
清涼飲料水製造業	63	77	41%
食肉製品製造業	31	26	60%
食肉処理業(と畜場、食鳥を含む)	87	69	63%
と畜場法・食鳥処理法の施設	55	27	102%
総合衛生管理製造業過程承認施設	3	3	50%
つけもの製造業(浅漬製造施設)	70	115	30%
合 計	403	400	50%

※ 大型店:同一メニューで300食以上又は1日750食以上提供する店舗

ランクD 年1回以上

	累計	施設数	達成率
食品衛生法に基づく施設	飲食(仕出し屋・弁当・旅館)	1,083	1,481
	魚介類販売(包装を含まない)	810	724
	食肉販売(包装を含まない)	656	463
	菓子製造業	886	1,568
	そざい製造業	267	490
	魚肉練り製品製造業	42	63
	食品の冷凍・冷蔵業(冷凍食品製造)	38	43
	かん詰びん詰製品製造業	37	82
	豆腐製造業	50	129
	しょう油製造業	10	38
	みそ製造業	31	125
	酒類製造業	17	64
	あん類製造業	4	10
	めん類製造業	33	65
	氷雪製造業	6	13
	食用油脂製造業	5	3
	添加物製造業(許可を要する)	6	11
	ソース類製造業	14	18
	納豆製造業	2	5
	マーガリン・ショートニング製造業	0	0
对中国輸出水産食品取扱登録施設	17	13	131%
対ベトナム輸出水産食品取扱登録施設	6	2	300%
給食施設(学校、幼稚園、保育園、入所型施設)	553	619	89%
合 計	4,573	6,029	76%

ランクE 2~6年に1回以上

		累計	施設数	達成率
食品衛生法に基づく施設	飲食店(大型店、仕出し屋・弁当・旅館を除く)	3,350	7,594	221%
	包装魚介類販売業	216	422	256%
	包装食肉販売業	275	562	245%
	乳類販売業	799	1,398	286%
	喫茶店営業	355	1,515	117%
	氷雪販売業	3	19	79%
	食品の冷凍・冷蔵業(冷凍食品製造を除く)	18	12	750%
	特別牛乳搾取処理業	0	0	-
	放射線照射業	0	0	-
大分県食品衛生条例に基づく施設	つけもの製造業	223	631	177%
	こんにゃく製造業	29	116	125%
	ところてん製造業	4	12	167%
	ふ製造業	0	1	0%
大分県行商取締り条例に基づく施設		4	52	38%
給食施設(事業所、福祉施設等)		88	159	277%
菓子販売業		935	2,476	189%
野菜販売業		876	1,792	244%
そうざい販売業		689	1,795	192%
添加物販売業		363	758	239%
その他食品販売業		1,001	3,097	162%
器具・容器包装・おもちゃ等の製造・販売業		336	795	211%
乳さく取業		0	230	0%
氷雪採取業		0	0	-
許可の要らない添加物製造業		9	3	1500%
その他食品製造業		74	949	39%
グリーンツーリズム施設		33	331	50%
合 計		9,680	24,719	196%

V-6 違反食品等について(保健所別)

区分		保健所	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田	計
法違反件数(延件数)			17	7	9	2	72	16	94	39	10	266
違反項目	法第6条1号	腐敗変敗未熟等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第6条2号	有毒有害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第6条3号	病原微生物等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第6条4号	不潔異物混入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第9条	病肉等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第10条	指定外添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第11条	規格基準	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3
	法第16、17条	有害な器具等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第18条	器具等規格基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法第19条	表示基準	17	7	11	1	74	25	94	39	16	284
不適	法第20条	虚偽誇大広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外の違反		0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	法違反件数及び不適件数合計		34	11	22	19	107	33	116	49	18	409
措置	行政処分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	始末書		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	顛末書		0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	改善報告書		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指導票		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	口頭説論		15	7	9	1	57	25	93	39	9	255
	照会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		1	0	0	0	15	0	1	0	1	1	18

V-7 食品関係の苦情等について(保健所別)

区分		保健所	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田	計
食品関係	異物混入		8	1	2	2	2	1	4	8	2	30
	異常な臭・味・色		2	0	0	1	5	0	1	6	0	15
	腐敗・変敗		3	1	0	0	0	0	0	1	3	8
	カビの発生		1	1	2	1	0	0	1	0	0	6
	消費(賞味)期限切れ		3	1	1	1	0	0	0	1	0	7
	不良な表示		1	1	0	0	1	0	1	4	1	9
施設・営業	その他		0	1	0	0	0	0	1	1	1	4
	不衛生な取扱い		5	0	2	0	3	2	2	1	0	15
	不衛生な施設		14	1	2	0	1	2	1	4	0	25
	不良な営業状態		0	2	0	0	0	0	0	5	0	7
	従業員の衛生管理		0	0	0	0	2	0	0	0	1	3
	悪臭・汚水・煙・騒音		0	0	2	0	0	0	2	2	0	6
措置以外の措置	無許可営業		2	0	0	1	4	0	1	11	0	19
	その他		0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
	苦情件数(有症苦情除く)		38	9	7	7	16	0	14	44	8	143
	有症苦情件数		26	2	10	4	5	4	6	24	1	82
	合計		64	11	17	11	21	4	20	68	9	225
	行政処分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検査数	始末書		1	0	0	0	0	0	0	10	0	11
	顛末書		0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
	改善報告書		0	0	3	3	0	0	1	1	0	8
	指導票		2	0	0	1	1	2	0	3	2	11
	口頭説論		25	3	2	0	5	1	15	26	5	82
	照会		0	0	1	0	2	1	0	4	0	8
検査数	その他		34	6	9	3	6	0	4	24	1	87
	措置件数計		62	9	15	7	15	4	20	69	8	209
検査数	検査数		3	0	1	0	1	0	3	11	0	19
	検体数		16	0	1	5	1	0	3	11	0	37

V-8 食品衛生監視機動班業務実績

(許可を要する施設に対する監視・指導施設数)

(平成25年度)

区分	機動班	東部	南部	豊肥	西部	北部	合計	
飲食店	一般食堂・レストラン等	104	85	101	207	130	627	
	仕出し屋・弁当屋	40	27	47	68	110	292	
	旅館	70	14	51	172	28	335	
	その他	126	136	198	409	23	892	
菓子(パンを含む)製造業	50	50	85	261	70	516		
乳処理業	0	0	3	2	1	6		
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0		
乳製品製造業	0	0	7	1	5	13		
集乳業	0	0	0	0	1	1		
魚介類販売業	89	87	131	156	105	568		
魚介類せり売り営業	2	9	0	3	2	16		
魚肉ねり製品製造業	2	20	0	4	8	34		
食品の冷凍または冷蔵業	0	13	9	0	17	39		
かん詰またはびん詰食品製造業	1	10	3	1	7	22		
喫茶店営業	5	14	25	44	9	97		
あん類製造業	1	0	0	1	1	3		
アイスクリーム類製造業	1	7	2	3	3	16		
乳類販売業	64	35	151	119	88	457		
食肉処理業	3	7	12	19	19	60		
食肉販売業	82	43	151	157	108	541		
食肉製品製造業	0	1	12	2	11	26		
乳酸菌飲料製造業	0	0	6	2	0	8		
食用油脂製造業	0	0	0	0	2	2		
マーガリンまたはショートニング製造業	0	0	0	0	0	0		
みそ製造業	1	9	2	4	1	17		
醤油製造業	0	5	0	1	2	8		
ソース類製造業	1	4	1	2	0	8		
酒類製造業	0	2	6	4	0	12		
豆腐製造業	1	11	11	3	6	32		
納豆製造業	0	0	0	0	0	0		
めん類製造業	4	11	8	2	2	27		
そうざい製造業	6	45	16	35	59	161		
添加物(法第7条)の製造業	0	2	0	0	2	4		
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0		
清涼飲料水製造業	3	6	30	20	6	65		
氷雪製造業	0	1	0	3	1	5		
氷雪販売業	0	1	0	1	0	2		
条例許可	つけもの製造業	15	21	31	35	33	135	
	こんにゃく製造業	1	2	9	5	3	20	
	ところてん製造業	0	1	0	0	7	8	
	ふ製造業	0	0	0	0	0	0	
	魚介類の行商	0	0	0	0	0	0	
	アイスクリーム類の行商	0	0	0	0	0	0	
	菓子製造業	0	0	0	0	0	0	
	ところてん販売業	0	0	0	0	0	0	
	削氷販売業	0	0	0	0	0	0	
計		672	679	1,108	1,746	870	5,075	

V-9 食品衛生監視機動班業務実績

(許可を要する施設に対する立入検査結果表)

(平成25年度)

機動班		東部	南部	豊肥	西部	北部	計
区分		18	76	8	28	10	140
違反内容	違反発見施設数計	19	71	9	28	10	137
	施設基準	12	27	6	20	8	73
	管理運営基準	5	44	3	7	2	61
	製造基準	0	0	0	0	0	0
	保存基準	2	0	0	1	0	3
	使用基準	0	0	0	0	0	0
処分内容	計	0	0	0	0	0	0
	営業許可取消	0	0	0	0	0	0
	営業禁止停止	0	0	0	0	0	0
	改善命令	0	0	0	0	0	0
	物品廃棄命令	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
処分以外の措置	計	19	72	8	28	10	137
	指導票交付	1	3	0	0	0	4
	口頭説諭	18	69	8	28	10	133
告発件数		0	0	0	0	0	0
無許可発見件数		0	7	0	3	2	12

V-10 食品衛生監視機動班業務実績

(許可を要しない施設に対する監視、指導施設数及び立入検査結果表) (平成25年度)

区分		機動班	東部	南部	豊肥	西部	北部	計
給食施設	学校	64	6	26	17	7	120	
	病院・診療所	27	0	33	18	18	96	
	事業所	0	0	0	0	3	3	
	その他	26	14	201	103	29	373	
乳さく取業		0	0	0	0	13	13	
食品製造業		1	10	0	3	28	42	
野菜果物販売業		84	49	162	163	100	558	
そうざい販売業		35	32	42	135	94	338	
菓子(パンを含む)販売業		52	44	171	199	87	553	
食品販売業(上記以外)		78	71	127	241	98	615	
添加物の製造業		0	2	0	0	0	2	
添加物の販売業		5	8	132	12	62	219	
氷雪採取業		0	0	0	0	0	0	
器具・容器包装・おもちゃ販売業		3	0	145	10	133	291	
グリーンツーリズム施設		0	0	0	1	0	1	
計		375	236	1,039	902	672	3,224	
不備・違反発見施設数		2	4	1	6	0	13	
不備・違反内容	計	2	4	1	6	0	13	
	施設の不備	0	1	1	1	0	3	
	取扱の不良	2	3	0	5	0	10	
	保存基準	0	0	0	0	0	0	
	使用基準	0	0	0	0	0	0	
処分内容	計	0	0	0	0	0	0	
	営業の禁止・停止	0	0	0	0	0	0	
	物品廃棄命令	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
の処分措置以外	計	2	4	1	6	0	13	
	指導票交付	0	0	0	0	0	0	
	口頭説諭	2	4	1	6	0	13	
告発件数		0	0	0	0	0	0	

V-11 食品衛生監視機動班業務実績

(監視で発見した食品等の違反結果表)

(平成25年度)

区分	機動班	東部	南部	豊肥	西部	北部	計
		0	2	0	1	1	4
食品等違反発見数	魚介類	0	0	0	0	0	0
	冷凍無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前加熱済)	0	0	0	0	0	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前未加熱)	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚貝類	0	0	0	0	0	0
	魚介類加工品	2	22	0	0	2	26
	肉卵類及びその加工品	4	1	1	13	2	21
	乳製品	0	0	0	0	0	0
	乳類加工品	0	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0
	穀類及びその加工品	0	9	1	7	0	17
	野菜・果物・その加工品	11	8	2	49	6	76
	菓子類	3	29	11	9	5	57
	清涼飲料水	0	2	0	2	0	4
	酒精飲料	0	0	0	1	0	1
	冰雪	0	0	0	0	0	0
	水	0	0	0	0	0	0
	かん詰・びん詰食品	0	0	1	0	0	1
	その他の食品	5	13	1	12	9	40
	添加物・化学的合成品及びその製品	0	0	0	0	0	0
	器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0
	おもちゃ	0	0	0	0	0	0
	牛乳	0	0	0	0	0	0
	加工乳	0	0	0	0	0	0
	その他の乳	0	0	0	0	0	0
違反件数計		25	86	17	94	25	247
違反項目数		25	91	26	94	25	261
違反理由	第1項	0	0	0	0	0	0
	第2項	0	0	0	0	0	0
	第3項	0	0	0	0	0	0
	第4項	0	0	0	0	0	0
	9条	0	0	0	0	0	0
	10条	0	0	0	0	0	0
	11条	0	0	0	0	0	0
	製造基準	0	0	0	0	0	0
	保存基準	0	0	0	0	0	0
	添加物の使用基準	0	0	0	0	0	0
	成分規格	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	16・17条	0	0	0	0	0	0
	18条	0	0	0	0	0	0
	19条	0	0	0	0	0	0
	名称	2	10	5	12	3	32
	期限表示	8	41	16	13	7	85
	製造者	11	9	2	39	2	63
	食品添加物を含む旨	3	4	3	2	3	15
	保存方法	1	25	0	21	4	51
	その他	0	0	0	7	6	13
行政処分・措置	20条	0	0	0	0	0	0
	その他	0	2	0	0	0	2
	営業許可取消	0	0	0	0	0	0
	営業禁止・停止	0	0	0	0	0	0
	回収命令・廃棄処分	0	0	0	0	0	0
	始末書	0	0	0	0	0	0
	顛末書	0	0	0	0	0	0
	改善報告書	0	0	0	0	0	0
	指導票	0	0	0	0	0	0
	口頭説諭	25	70	26	93	25	239
	照会	0	0	0	0	0	0
	その他	0	16	0	1	0	17
	告発件数	0	0	0	0	0	0

V-12 食品衛生監視機動班業務実績

(収去検査で発見した食品等の違反結果表)

(平成25年度)

区分	東部		南部		豊肥		西部		北部		計	
	件数	違反	件数	違反	件数	違反	件数	違反	件数	違反	件数	違反
食品等検査体数	魚介類	20	4	27	3	14	5	27	3	18	1	106 16
	冷凍加熱後摂取冷凍食品(凍結前加熱済)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	食加熱後摂取冷凍食品(凍結前未加熱)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0
	品生食用冷凍鮮魚貝類	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
	魚介類加工品	10	1	8	3	12	0	3	0	5	0	38 4
	肉卵類及びその加工品	32	0	31	2	73	1	37	1	36	1	209 5
	乳製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	アイスクリーム類・氷菓	7	0	8	1	8	0	0	0	5	0	28 1
	穀類及びその加工品	16	1	22	9	4	0	19	1	4	0	65 11
	野菜・果物・その加工品	108	9	68	17	88	11	113	16	69	5	446 58
	菓子類	12	2	15	2	16	1	11	1	7	0	61 6
	清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	7	0	2	0	9 0
	酒精飲料	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1 0
	冰雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	水	1	0	2	0	8	0	0	0	0	0	11 0
	かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2 0
	その他の食品	3	0	0	0	0	0	8	0	0	0	11 0
	添加物・化学的合成品及びその製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	乳類	生乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
		牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
		低脂肪牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
		加工乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
		その他の乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	計	209	17	183	37	224	18	227	22	149	7	992 101
検査体数	暫定的規制値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
	衛生規範・大分県指導基準	124	17	84	34	84	17	142	22	61	7	495 97
	規格・基準のないもの	19	0	29	2	40	1	25	0	30	0	143 3
	違反項目数	23		44		21		24		0		112
違反理由	6条	第1項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第2項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第3項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第4項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9条	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		10条	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11条	製造基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保存基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		添加物の使用基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		成分規格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	16・17条		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18条		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19条	名称	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		期限表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		製造者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		食品添加物を含む旨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保存方法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20条		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		17	36	18	22	7		100			
行政処分・措置	営業許可取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	営業禁止・停止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	回収命令・廃棄処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	始末書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	顛末書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	改善報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指導票	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	口頭説諭	17	36	18	22	7		100				
	照会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告発件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

V-13 総合衛生管理製造過程承認施設

	承認品目	施設名	所在地	承認年月日
大分県	清涼飲料水 (その他の清涼飲料水:殺菌後密栓・密封)			平成15年2月27日
	清涼飲料水 (その他の清涼飲料水:密栓・密封後殺菌)	(株)ジェイエイフーズおおいた	杵築市大字本庄1453番地の1	平成15年2月27日
	清涼飲料水 (ミネラルウォーター類)			平成22年5月24日
大分市	清涼飲料水 (その他の清涼飲料水:除菌)	サッポロビール(株)九州 日田工場	日田市大字高瀬6979	平成17年1月7日
	清涼飲料水 (ミネラルウォーター類)	(株)日田天領水	日田市中ノ島647	平成20年7月18日
	乳(牛乳・加工乳) 乳製品(乳飲料)	九州乳業(株)本社工場	大分市大字廻栖野3231番地	平成25年4月12日

V-14 食品衛生管理者

	医師・歯科医師	薬剤師	獣医師	大学・旧制大学又は旧制専門学校で下記の課程を修めて卒業した者				指定養成施設を終了した者	指定講習会を終了した者	計
				医学・歯学・薬学・獣医学	畜产学	水産学	農芸化学			
全粉乳（その内容量が1,400グラム以下である缶に収められるものに限る。）、加糖粉乳又は調製粉乳の製造業者又は加工業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
食肉製品（ハム・ソーセージ・ベーコンその他これらに類するものをいう。）の製造業又は加工業	0	1	4	1	6	1	2	3	8	26
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの製造業又は加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂（脱色又は脱臭の課程を経て製造されるものに限る。）の製造業又は加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニングの製造業又は加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
添加物（法第7条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）の製造業又は加工業	0	0	0	0	0	1	2	2	6	11
計	0	1	4	1	7	2	4	5	14	38

V-15 食品・乳等收去検査状況（検査施設別）

項目	保健所が独自に実施した收去検査				県が計画した收去検査				試験した收去検査					
	東部	豊肥	北部	衛環研(化)	衛環研(微)	登録検査機関	検体数	不違反・適合・	検体数	不違反・適合・	検体数	不違反・適合・		
食品	検体数	不違反・適合・	検体数	不違反・適合・	検体数	不違反・適合・	検体数	不違反・適合・	検体数	不違反・適合・	検体数	不違反・適合・		
魚介類	24	8	29	10	10	2	27	-	37	-	-	127	20	
冷凍無加熱撰取冷凍食品	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	0	
冷凍後撰取冷凍食品(加熱)	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	3	0	
冷凍後撰取冷凍食品(未加熱)	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	4	0	
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
魚介類加工品	4	1	14	2	9	1	15	1	-	-	-	42	5	
肉卵類及びその加工品	16	1	13	1	11	1	87	-	91	-	-	218	3	
乳製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
アイスクリーム類・氷菓	9	1	30	4	10	-	-	-	-	-	-	49	5	
穀類及びその加工品	35	2	36	13	2	-	8	-	-	-	-	81	15	
野菜類・果物及びその加工品	206	27	193	49	89	14	59	-	-	91	-	638	90	
菓子類	15	3	26	3	-	22	-	-	8	-	71	6		
清涼飲料水	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-	14	0		
酒精飲料	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	0	
氷雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
水	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	6	0	
かん詰・びん詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	0	
その他の食品	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	0	
合成添加物及びその製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
小計	320	43	341	82	138	18	219	1	148	-	102	-	1,268	144
牛乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
低脂肪牛乳	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	0	
加工乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
小計	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	
合計	320	43	341	82	140	18	219	1	148	0	102	0	1,270	144

V-16 食品・乳等収去検査状況(項目別)

項目	試験した 収去検体数	検査項目												合計		不適合項目計					
		理化学的検査						細菌学的検査						検査項目合計	不適合						
		食品	保存料	防腐剤	殺菌剤	漂白剤	着色料	発色剤	甘味料	酸化防止剤	その他	小計	農薬	動物用医薬品	抗生素質	アレルギー物質	遺伝子組換え	その他	指生導規基準・異	成分規格	不適合
食品	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	不適合 検体数	
魚介類	127	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,796	26	-	-	1,822	-	53	-
無加熱撰取冷凍食品	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
冷凍(加熱)撰取冷凍食品	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	119	-	-	-	119	-	4	-
加熱撰取冷凍食品	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	8	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品	42	1	4	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72	-	-	-	3	1	6	-
肉卵類及びその加工品	218	-	3	68	-	-	-	20	-	-	14	-	-	102	-	-	4,185	61	-	4,348	-
乳製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	49	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	5	4	1
製類及びその加工品	81	-	15	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	5	-	7	-	-
野菜類果物及びその加工品	638	-	90	64	-	-	-	12	-	-	14	-	-	90	-	16,643	340	5	-	17,078	-
菓子類	71	-	6	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	24	-	-	-	18	-	42	-
清凉飲料水	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	18	-
酒精飲料	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	2	-
かん詰ひん詰食品	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	253	-	-	-	-	253	-	-
その他の食品	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	9	-
合成添加物及びその製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	-
器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	1,268	5	139	192	0	0	0	15	0	20	0	0	40	0	24	0	0	291	0	17,015	0
生乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牛乳	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	-
低脂肪乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加工乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1270	5	139	192	0	0	0	15	0	20	0	0	40	0	24	0	0	291	0	17,015	0
																		23745	1	994	5
																		1,883	158	485	0
																		3,358	5	148	27,103
																		3364	5	487	0
																		2109	6	148	

IV-17 食品乳等収去試験状況(年度別)

(検体数)

食品	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		総数	違反	総数	違反	総数	違反
魚介類		143	1	122	-	127	-
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	4	-	1	-	1	-
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前加熱済)	5	-	2	-	3	-
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前未加熱)	11	-	11	-	4	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	0	-
魚介類加工品		76	-	51	-	42	1
肉卵類及びその加工品		185	1	202	1	218	-
乳製品		1	-	1	-	0	-
乳類加工品		12	-	-	-	0	-
アイスクリーム類・氷菓		41	4	30	2	49	4
穀類及びその加工品		118	-	109	1	81	-
野菜・果物・その加工品		605	2	730	-	638	-
菓子類		77	1	83	-	71	-
清涼飲料水		20	-	10	-	14	-
酒精飲料		3	-	2	-	1	-
氷雪		-	-	-	-	0	-
水		-	-	10	-	6	-
かん・びん詰食品		3	-	6	-	2	-
その他の食品		11	-	11	-	11	-
合成添加物及びその製剤		-	-	-	-	0	-
器具及び容器包装		10	-	-	-	0	-
おもちゃ		-	-	-	-	0	-
小計		1,325	9	1,381	4	1,268	5
生乳		-	-	-	-	-	-
牛乳		3	-	1	-	2	-
低脂肪乳		-	-	-	-	-	-
加工乳		-	-	-	-	-	-
その他の乳		-	-	-	-	-	-
小計		3	-	1	-	2	-
計		1,328	9	1,382	4	1,270	5

V-18 食品衛生講習等の実施について

		東部		国東		中部		由布		南部		豊肥		西部		北部		豊後高田		合計	
		実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
食品衛生・ 食的安全	営業者	95	2,862	10	81	10	227	16	332	14	442	30	655	32	857	25	717	3	47	235	6,220
	給食調理従事者	11	376			5	115	3	78	5	251	6	155	11	296	8	389			49	1,660
	消費者	1	20	4	83	2	40	1	10				1	7	10	380				19	540
	小・中学生	11	333			1	43			2	153			1	14					15	543
	その他		8	451	3	28	1	30	10	211	4	360	1	60	1	227	2	91	30	1,458	
	小計	118	3,591	22	615	20	410	22	493	29	904	42	1,323	45	1,220	45	1,727	5	138	348	10,421
食品表示	営業者	1	24	1	70	1	60									2	67	2	28	7	249
	給食調理従事者																			0	0
	消費者																			0	0
	小・中学生																			0	0
	その他																			0	0
	小計	1	24	1	70	1	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	2	28	7	249
その他	営業者	4	77	8	75	2	30	2	30	1	10		1	43						18	265
	給食調理従事者																			1	50
	消費者																			0	0
	小・中学生																			0	0
	その他		1	86	1	20			4	181							1	13	7	300	
	小計	4	77	9	161	3	50	2	30	5	191	0	0	2	93	0	0	1	13	26	615
合計		123	3,692	32	846	24	520	24	523	34	1,095	42	1,323	47	1,313	47	1,794	8	179	381	11,285

VI 食肉、食鳥肉の衛生対策の推進

消費者に安全・安心な食肉及び食鳥肉の提供を推進するため、と畜場にあっては食用に処理されるすべての獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)について1頭ごとに検査を実施している。また、と畜場内で処理された食肉の細菌検査等を行い、食肉が衛生的に取扱われるよう監視指導を行っている。

食鳥処理場については、疾病の排除及び衛生的な食鳥処理について検査及び監視指導することにより食鳥肉による危害の防止を図っている。

1 と畜場及び食肉衛生対策

(1) と畜場は、(株) 大分県畜産公社の1施設で、平成25年度のと畜検査頭数は103,903頭と前年度に比べ79頭(0.1%)減少している。畜種別では、牛は6,166頭で361頭(5.6%)の減、豚は97,780頭で282頭(0.3%)の増、馬は7頭となっている。

(2) 動物用医薬品の残留防止対策として、病畜、保留畜については、肝臓、腎臓、筋肉を採取し、食肉衛生検査所で抗菌性物質の残留の有無について簡易検査を行い、残留を認めたものについては、畜産振興課を通じて家畜保健衛生所に調査指導を依頼する体制を取っている。

(3) 平成25年7月1日から牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査の対象が、大分県を含めすべての自治体において、全頭から48ヶ月超に変更となった。

また、平成17年10月1日から検査対象にめん羊・山羊が追加されたことから、検査の名称も伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査に変更となった。

平成25年度の検査頭数は2,236頭で、検査は食肉衛生検査所で行い、結果は全て陰性であった。

2 食鳥肉衛生対策

(1) 大分県内には、年間処理羽数30万羽以上の大規模食鳥処理場が2施設(1施設休業中)あり、舛田ブロイラー(株)が休業したため、平成25年度の処理羽数は平成24年度の検査羽数に比べ、158,071羽(19.6%)の減少となっている。(有)竹田食鳥の検査羽数は648,839羽で平成24年度に比べ158,904羽(32.4%)の増加となっている。

(2) 年間処理羽数30万羽未満の認定小規模食鳥処理場は平成25年度末で26施設(2施設休業中)。各処理場では、食鳥処理衛生管理者による、疾病鶏の排除が行われている。

平成25年度の認定小規模食鳥処理場の検査羽数は、合計748,355羽で平成24年度と比較して、134,297羽(15.2%)の減少となっている。

VI-1 牲畜の設置状況・牲畜検査体制

(平成26年4月1日現在)

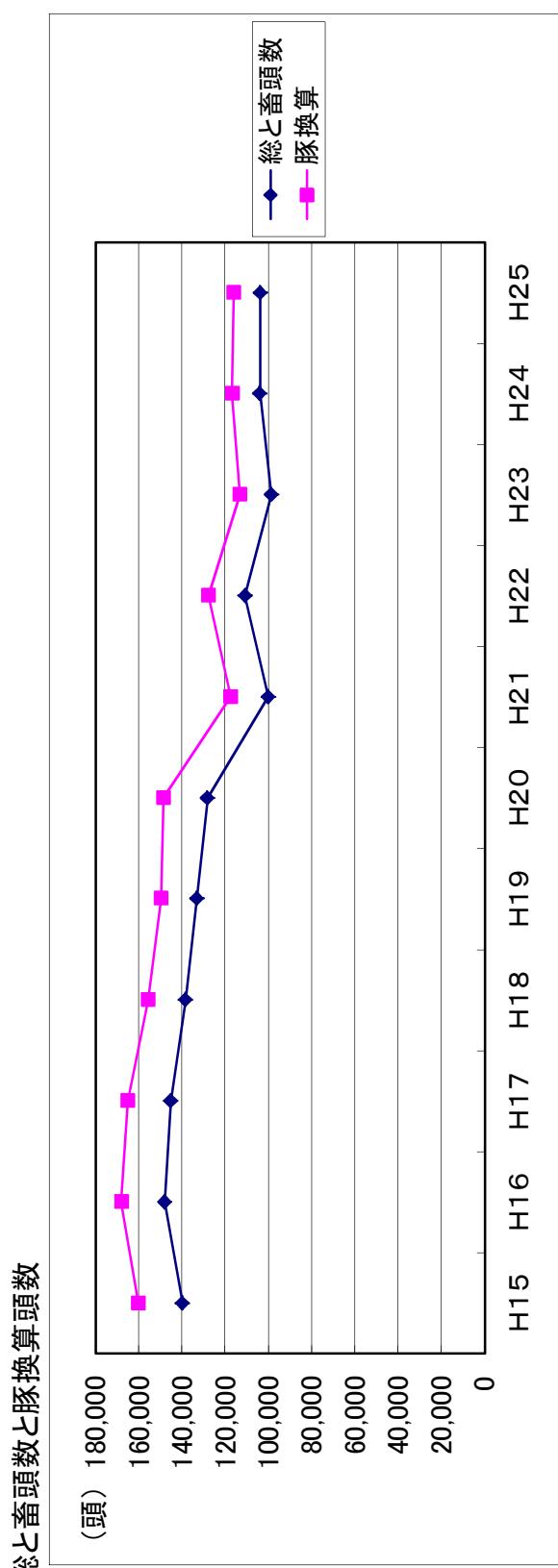
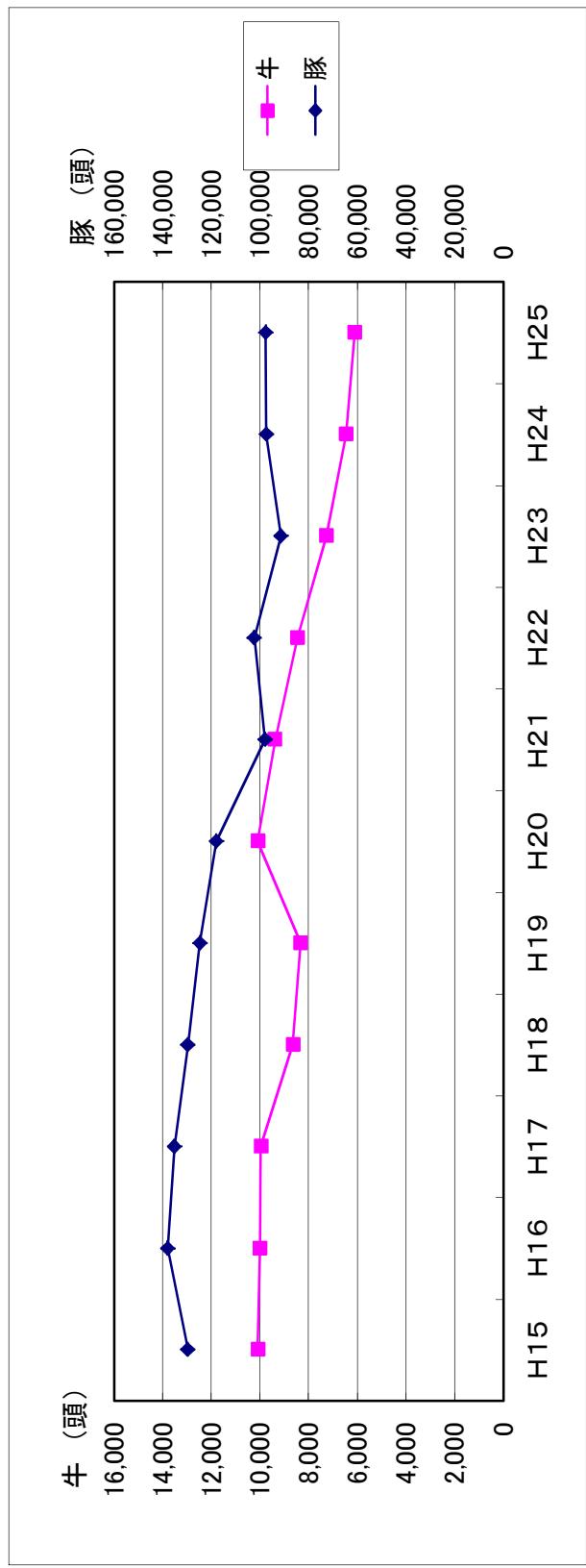
区分	株式会社大分県畜産公社	合計
一般	一般	
ヒ畜場番号	17	一般ヒ畜場 1
所在地	豊後大野市大飼町田原1580-29	
開設年月日	S.59. 3.31	
処理能力(日)		
大動物	60	60
小動物	560	560
豚換算	740	740
検査機関	食肉衛生検査所	検査所 1
検査人員	17	17

VI-2 犬畜検査頭数

	25年度計	24年度計	23年度計	22年度計	21年度計	20年度計	19年度計	18年度計	17年度計	16年度計	15年度計
牛 150kg以上	6,027	6,413	7,209	8,373	9,290	10,099	8,270	8,581	9,899	9,865	9,982
時間内	80	56	75	82	100	71	64	62	82	151	122
時間外											
牛 150kg未満	6,107	6,469	7,284	8,455	9,390	10,170	8,334	8,643	9,981	10,016	10,104
時間内	9	8	3	5	12	4	6	15	4	3	6
時間外	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-
小計	9	8	3	5	12	4	8	15	4	4	6
牛 合計	6,036	6,421	7,212	8,378	9,302	10,103	8,276	8,596	9,903	9,868	9,988
時間内	80	56	75	82	100	71	66	62	82	152	122
時間外											
馬 150kg以上	6,116	6,477	7,287	8,460	9,402	10,174	8,342	8,658	9,985	10,020	10,110
時間内	5	4	4	4	6	4	4	7	9	24	30
時間外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	5	4	4	4	6	4	4	7	9	24	30
馬 150kg未満	2	3	1	2	2	3	-	5	2	10	12
時間内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
時間外											
小計	2	3	1	2	2	3	-	5	2	10	12
馬 合計	7	7	5	6	8	7	4	12	11	34	42
時間内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
時間外											
小計	7	7	5	6	8	7	4	12	11	34	42
豚 時間内	96,251	96,840	90,791	100,726	97,604	117,463	124,372	129,369	135,009	137,703	129,527
時間外	1,529	658	735	1,745	498	578	423	409	195	361	224
小計	97,780	97,498	91,526	102,471	98,102	118,041	124,795	129,778	135,204	138,064	129,751
めん羊 時間内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
時間外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山羊 時間内	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
時間外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
獸畜計 時間内	102,294	103,268	98,008	109,110	106,914	132,652	137,977	137,977	144,923	147,606	139,557
時間外	1,609	714	810	1,827	598	489	471	471	277	513	346
小計	103,903	103,982	98,818	110,937	107,512	133,141	138,448	138,448	145,200	148,119	139,903
大小動物 豚換算	6,112	6,473	7,288	8,459	9,396	8,338	8,650	8,650	9,990	10,040	10,134
大動物	97,791	91,530	102,478	98,116	124,803	129,798	135,210	138,079	129,769		
小動物	116,127	116,928	113,394	127,855	126,304	149,817	155,748	155,748	168,199	160,171	

VI-3 と畜検査頭数の推移

年度別牛・豚のと畜頭数



VI-4 年度別病畜検査頭数

畜種別	年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
牛	490	474	540	
とく	7	2	-	
馬	4	-	2	
豚	15	14	274	
めん羊・山羊	-	-	-	
合計	516	490	816	

VI-5 獣畜のとさつ禁止又は廃棄した物の原因

畜種別	年度	平成25年度			平成24年度	平成23年度
		臓毒症	尿毒症	その他	合計	
牛	-	-	2	2	2	3
とく	-	-	-	-	-	-
馬	-	-	-	-	-	-
豚	-	-	-	-	-	-
計	-	-	2	2	2	3
					8	

2 全部廃棄

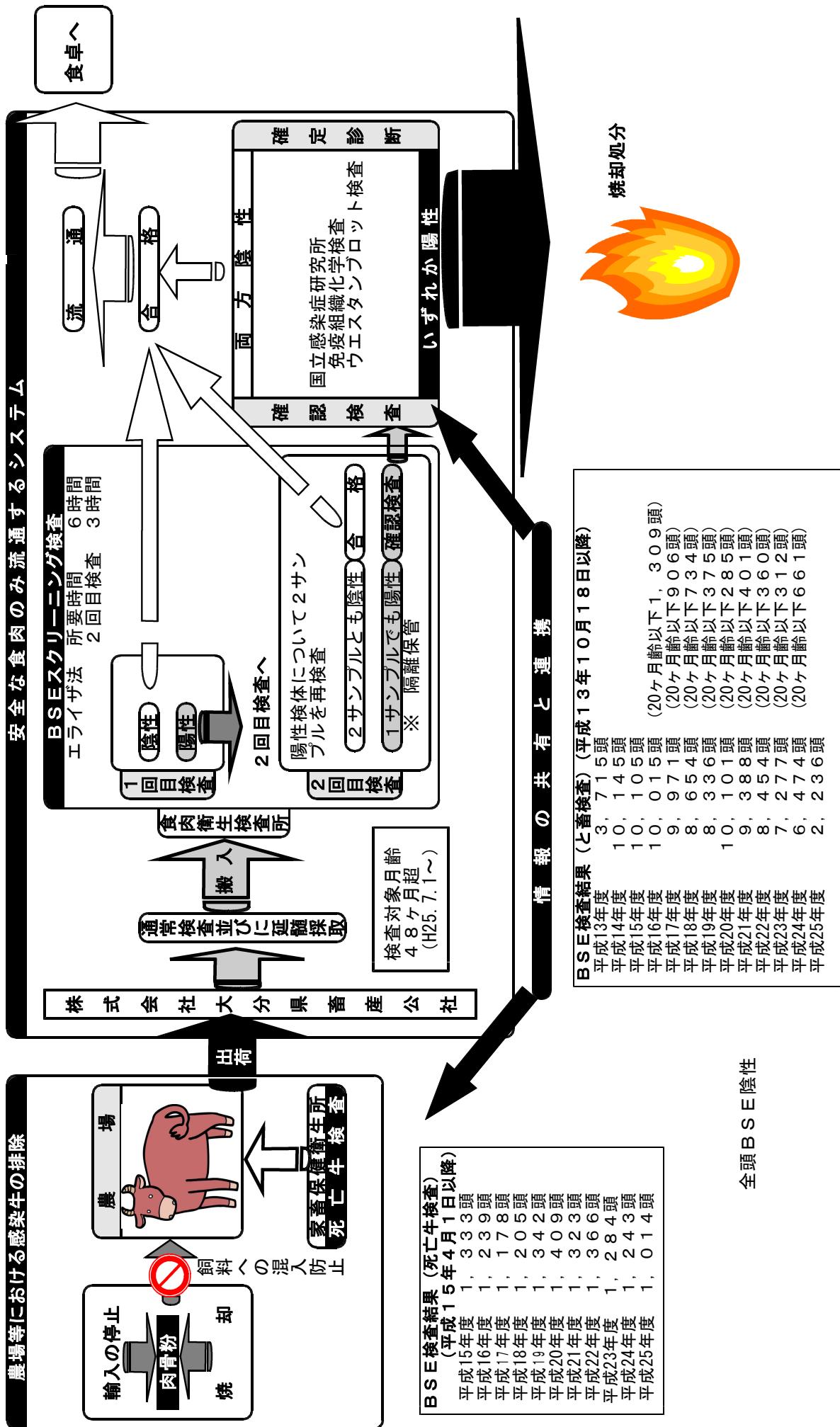
畜種別	年度	25年度						平成24年度	平成23年度
		敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	変性	その他	合計
牛	7	2	2	45	1	5	47	109	90
ヒツ	-	-	-	-	-	-	-	-	2
豚	39	-	-	-	1	6	76	122	126
計	46	2	2	45	2	11	123	231	216
									260

3 一部廃棄

畜種別	年度	25年度						平成24年度	平成23年度	
		寄生虫病	ジストマ病	その他	黄疸	水腫	腫瘍	炎症	変性	その他
牛	54	12	3	210	4	3,896	1,383	2,802	8,364	9,317
ヒツ	-	-	-	-	-	8	2	2	12	10
馬	-	-	-	1	-	5	1	3	10	6
豚	-	2	-	43	2	64,636	999	1,501	67,183	55,160
計†	54	14	3	254	6	68,545	2,385	4,308	75,569	64,493
										57,480

VI - 6 BSE(牛海绵状脳症)検査体制

1 農場等における感染牛の排除
2 安全な食肉のみ流通するシステム
3 安全性のPR

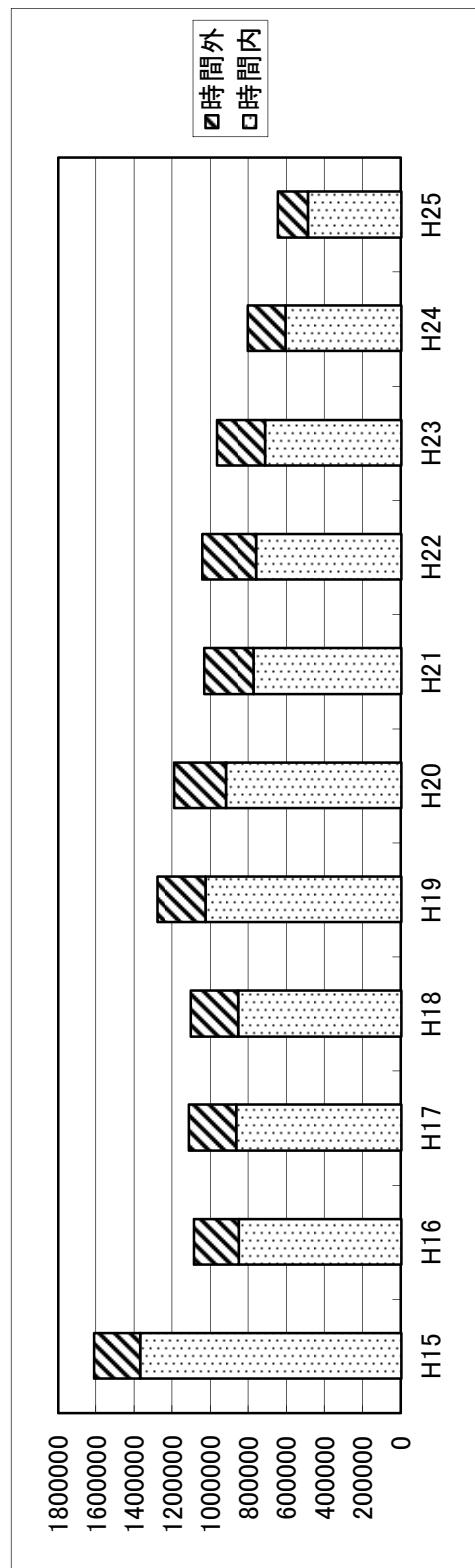


VI-7 大規模食鳥処理場食鳥検査羽数

(平成25年度)

		有限会社竹田食鳥			樹田ブロイラー株式会社			合計		
		プロイラー	成鶏	小計	プロイラー	成鶏	小計	プロイラー	成鶏	小計
検査羽数	時間内	482,573	5,581	488,154	-	-	-	482,573	5,581	488,154
	時間外	160,685	-	160,685	-	-	-	160,685	-	160,685
	合計	643,258	5,581	648,839	-	-	-	643,258	5,581	648,839
再掲	ヒサツ禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全部廃棄	5,658	70	5,728	-	-	-	5,658	70	5,728
	一部廃棄	29,491	60	29,551	-	-	-	29,491	60	29,551
	死鳥数	1,091	3	1,094	-	-	-	1,091	3	1,094
持ち出しと体		2,807	-	2,807	-	-	-	2,807	-	2,807
検査日数	時間内	200			0			0		
	時間外	65			0			0		

大規模食鳥処理場検査羽数の推移



VI-8 食鳥検査結果

(平成25年度)

検査羽数	ブロイラー			成鶏			合計		
	643,258			5,581			648,839		
	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
鶏痘	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鶏伝染性気管支炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニューカッスル病	-	-	△	-	-	△	-	-	△
鶏白血病	-	-	△	-	-	△	-	-	△
封入体肝炎	-	-	△	-	-	△	-	-	△
マレック病	-	572	△	-	-	△	-	572	△
大腸菌症	-	160	△	-	5	△	-	165	△
伝染性コリーザ	-	-	△	-	-	△	-	-	△
サルモネラ症	-	-	△	-	-	△	-	-	△
ブドウ球菌症	-	-	△	-	-	△	-	-	△
その他	-	-	△	-	-	△	-	-	△
毒血症	-	-	△	-	-	△	-	-	△
臓毒症	-	-	△	-	-	△	-	-	△
敗血症	-	-	△	-	-	△	-	-	△
真菌症	-	-	△	-	-	△	-	-	△
原虫病	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄生虫病	-	-	-	-	-	-	-	-	-
変性	-	615	1,001	-	6	1	-	621	1,002
尿酸塩沈着症	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水腫	-	28	-	-	-	-	-	28	-
腹水症	-	1,456	△	-	4	△	-	1,460	△
出血	-	8	22,933	-	3	53	-	11	22,986
炎症	-	1,148	5,557	-	21	5	-	1,169	5,562
萎縮	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腫瘍	-	10	-	-	1	1	-	11	1
臓器の異常な形	-	-	-	-	-	-	-	-	-
異常体温	-	-	△	-	-	△	-	-	△
黄疸	-	-	△	-	-	△	-	-	△
外傷	-	2	-	-	-	-	-	2	-
中毒諸症	-	-	△	-	-	△	-	-	△
削瘦及び発育不良	-	1,233	△	-	17	△	-	1,250	△
放血不良	-	184	△	-	9	△	-	193	△
湯漬過度	-	117	△	-	-	△	-	117	△
その他	-	125	-	-	4	-	-	129	-
合計	-	5,658	29,491	-	70	60	-	5,728	29,551

VI-9 認定小規模食鳥処理場

(平成25年度)

管轄保健所	処理場名	処理羽数	全部廃棄	部分廃棄	死鳥	立入件数
東部	由布ファーム	14,511	507	256	-	1
	有限会社 とり徹(※1)	-	-	-	-	-
由布	味の店 蔵	72	-	-	-	-
	河野処理場	200	-	-	-	1
	大島処理場	483	-	-	-	1
	ゆふいん牧場食鳥処理場	-	-	-	-	-
南部	蕨野養鶏場	1,072	-	43	-	4
豊肥	大野町豊のしゃも処理場	6,543	-	-	-	2
	内那地どり牧場	2,925	-	-	-	1
	みくにフーズ(株)	789	-	3	-	2
	久住町食品センター	-	-	-	-	-
西部	ドライブイン川原驛	1,783	4	-	-	2
	軍鶏処理場	44	-	-	-	2
	北九福鳥(株)日田営業所	273,578	3,131	-	824	4
	時松きじや	170	-	-	-	2
	竹やぶ	-	-	-	-	1
北部	カハノフーズ宇佐	168,014	66	2,797	-	3
	(有)カハノフーズ院内処理場	170,712	1,996	-	-	2
	船石処理場	200	-	-	-	1
	波田地鳥牧場	-	-	-	-	-
	立石養鶏(※1)	61	-	-	-	-
	鶏肉処理場	22,425	-	-	-	3
	岩本食鶏	660	9	1	-	1
	さとう鶏舎	2,644	-	2	-	3
	(有)笹原食鳥	79,469	224	101		2
豊後高田	蕗食鳥処理場	2,000	-	-	-	1
合計	26施設	748,355	5,937	3,203	824	39

※1 休止中

業務概要（平成26年度）

編集・発行者 大分県生活環境部食品安全・衛生課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL 097-506-3055